

第1章 企業結合

I. はじめに

1. 企業結合とは何か
2. 企業結合の目的・効果（1）－協力の促進
3. 企業結合の目的・効果（2）－結合の非効率性・競争の制限
4. 独禁法による規制

4-1. 企業結合規制

4-2. 規制の要件

II. 合併・株式保有等の規制（1）－市場効果要件の意義

1. 「競争を実質的に制限することとなる場合」

1-1. 競争の実質的制限

1-2. 「競争を実質的に制限することとなる場合」

1-3. 企業結合と競争の制限

1-4. 競争促進効果と反競争効果

1-5. 競争者の事業活動の支配・抑圧？

1-6. 「有効な牽制力ある競争者」？

1-7. 競争を排除することを通じた競争の実質的制限

2. 企業結合と競争への影響

独禁法の規定ではどのような手順で企業結合の競争への効果を判断するか大枠

III. 合併株式保有等の規制（2）－市場効果の判定

1. 結合関係の有無

1-1. 株式保有による結合

- 1-2. 役員兼任を通じた結合
- 1-3. 共同出資会社
- 2. 市場画定とシェアの計算
 - 2-1. 反競争効果の判定方法
 - 2-2. 一定の取引分野（市場）
 - 2-3. 市場画定
 - 2-4. 「商品市場」の画定
 - 2-5. 「地理的市場」ほか
 - 2-6. シェアの計算
 - 2-7. 一定の「取引」分野
 - 2-8. 「セロファン・ファラシー」
 - 2-9. ロックイン市場
 - 2-10. 「下位市場（サブ・マーケット）」
 - 2-11. 「世界市場」？
 - 2-12. 輸出入と障壁
- 3. 反競争効果の生じ方と判定方法－水平結合・垂直結合・混合結合
 - 3-1. 水平合併－単独型①
 - 3-2. 水平合併－単独型②

3-3. 水平合併－協調促進型

3-4. 垂直合併－協調促進型

3-5. 垂直合併－ライバル排除型①

3-6. 垂直合併－ライバル排除型②

3-7. 混合合併－潜在的競争者との合併

3-8. 混合合併－反競争的戦略の促進

4. 「競争を実質的に制限することとなる」かどうかの判断

4-1. 制限効果が生じないことが明白な場合

4-2. 競争促進効果の考慮

4-3. 破綻会社を救済する場合

IV. 「一般集中」の規制

1. 「一般集中」

2. 事業支配力の過度集中

3. 金融会社の持ち株制限

4. 経済状況の変化と一般集中規制

5. 一般集中規制の現代における意義」

V. 手続き

1. 届け出制度

2. 企業結合に伴って採られる措置

3. 事前相談制度

VI. 独占的状态の規制

1. 独禁法8条の4

2. 独占と独禁法

3. 独占的状态の規制

4. 纯粹构造規制

第1章 企業結合規制補論（1）

I. 総論

[1] 企業結合規制の意義と類型

独禁法第4章（及び第3章の2。以下主に第4章に限定）

- ・問題となる行為－合併、会社分割、事業譲渡（譲受を含む）・経営受任など、株式保有、役員兼任の5種類
- ・企業結合－所有及び経営の分離していた企業間で、所有又は経営を継続的・組織的に調整・統合する機能を持つ企業組織上の手段による結合
- ・第4章の規定は、9条から18条までであるが、具体的に規制される行為はこの5種類であり、特定の場合や特殊な形態に対して特に別途規定した条文や規制が置かれているので、条文章数が多くなっている。

Cf. 規制手法の際に基づく分類

行為規制－競争回避・競争排除・公正競争阻害行為規制

構造規制－行為志向型構造規制（第4章の規制）、純粹構造規制（第3章の2の規制）

(1) 意義

・独占禁止法第4章の諸規定の位置づけ

①企業結合（先にあげた5種類の行為は企業結合の手段）を一定の場合に規制することによって、非競争的市場構造（非競争的寡占市場も含む）が形成されるのを予防する規定という考え（企業結合会社による単独の市場支配力及び複数会社による共同での市場支配力の形成維持強化の予防）←1条「事業支配力の過度の集中の防止」に対応（独禁法の目的規定中での位置づけの問題）

cf. 市場支配力については後述（次回予定）

②私的独占の予防・補完規定

歴史的には、昭和28年改正で「事業能力格差禁止規定」が削除され、企業結合規制の規制基準が厳格な原則禁止から競争を実質的に制限する場合に統一されたことにより1条の事業支配力の過度集中防止に対応する規定がなくなったという理解の下で企業結合規制を私的独占の予防補完規定と解する説が有力となった。また、企業結合が私的独占の手段となることが早くから認識されていたこと、企業結合の最終的な形態やその目的の大きなものが市場独占になることもこのような解釈が有力となった理由である。近年においては諸外国の法においても単独の市場支配力問題に加えて、寡占市場構造形成による協調行動促進の予防を目的とすることが明示されており、現時点では①説が妥当であると思われる。日本の企業結合ガイドラインもそのような内容をもっている。独禁法の規制規定との関係でいえば、私的独占の禁止の予防・補完だけではなくて、不当な取引制限の禁止（あるいは事業者団体活動規制なども含む）の予防・補完となっている。

(2) 類型

①事業支配力の集中の類型

- ・一般集中－国民経済全体または広範な事業部門全体での上位少数企業への支配力の集中を測定する概念
＝経済全体での支配力の集中や分散の程度の指標・経済の民主化の程度を示す指標
- ・市場集中－特定の市場または産業での上位少数企業の支配力の集中を示す概念＝個別市場での競争や独占の程度を示す指標

②集中の類型に対応する独禁法上の規制・規定

- ・一般集中→少数の大企業による株式保有を手段とする産業支配の規制
事業支配力が過度に集中することとなる会社の禁止（9条）
銀行・保険会社の株式保有の規制（11条）
- ・市場集中→市場構造規制
合併、企業分割及び事業譲渡の規制（15条、15条の2、16条）
株式保有の規制（10条、14条）
役員兼任の規制（13条）

[2] 規制の特色

(1) 原則は自由な行為を一定の場合に規制する

この特色を根拠づける法構造

- ・株式取得・合併等－商法上原則自由
－独禁法上原則自由
→一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
→不正な取引方法を使用する場合
のみに規制

・公共の利益要件が存在しない 原則自由であるから違法阻却の必要がない

2条5項

私的独占＝事業者＋行為→市場支配（市場支配力の形成維持強化利用促進）

←公共の利益

一定の取引分野
競争の実質的制限

15条1項1号

合併の規制＝会社（複数）＋合併→市場支配（市場支配力の形成維持強化利用促進）

(2) 事前届出制度・事後報告制度

- ・合併、会社分割、事業譲渡等の事前規制－事前届出制度（15条2項など）、株式保有－事後報告制度
 - ・特に事前届出段階では違法な結果（市場支配）が発生していない段階
 - ・届出対象行為については市場支配の生じる危険性評価を行い、抽象的に市場支配力の成立等を問題とすることになる

↓
「予測」を基準とした規制に。

(3) 規制は予防的性格を持つ規制

- ・市場支配力の形成・維持・強化あるいはその行使の容易化（このことについても市場支配力と同時に説明する）という、競争法上問題となる状況が発生する前に企業結合を規制することが可能。
- ・規制基準から見るだけでもこのようにいえる（これについての解釈論の詳細は次回に）
 - ・「こととなる」という文言＝市場支配の事前抑制が可能（合併・会社分割・事業譲渡、株式保有、役員兼任－事前届出制度がなくとも、市場支配力問題発生前に規制可能）
 - ・厳格な数量を基準とした規制（11条）
- ・事後報告制度－株式保有による企業結合については行為実行後に原則として年度毎に報告し、規制する制度になっている。この形態の企業結合では結合当事者企業の法人格や企業組織が結合成立後も独立しており、事後的措置を命じて、取引関係や企業組織上の大きな混乱が生じないので、行為実行後に報告させ、規制する形態をとる（10条2項、旧13条3項、旧14条2項）。現行の役員兼任規制や会社以外の者による株式保有に関しては報告制度なし（平成10（1998）年法改正による）。
株式保有に対しては事前規制は不可能であるが、規制には市場支配の結果発生は不要という考え・取扱。

[3] 企業結合の行われる理由及び競争への影響概観

(1) 企業結合の行われる理由

- ・個別的動機－経済的不安定性の解消、税制上の考慮、経済力や資本・資金力の獲得、経済的趨勢への追随、企業規模が大きくなることによる社会的地位の確保、大きいものはつぶれない安心感、等々様々－これらは複合的であって単独ではない場合が普通。このような動機分析が重要な場合もあるがここで問題なのはそのような一般的な動機分析ではない。
- ・企業が単独で行動せず、他の企業との何等かの関係を作り上げて活動を行うのは何故であろうか？
- ・企業間での協力・統合の諸目的－①経営権（所有権）の交代による企業内資産（物的資産、人的資産）などの効率的運用、②企業組織間での協力の促進によるより効果的な革新・効率化達成、③規模の経済（最適生産規模）・範囲の経済の達成、④市場支配力の形成・維持・強化・使用促進による利潤拡大
- ・形態－市場での取引（契約による→事業提携）と組織内取引

(2) 協力・統合の形態－市場取引・契約による場合

(1)の企業間協力・統合の諸目的は契約（市場取引）によっても達成可能である。

(2) 契約形態の問題性－不完備契約の諸問題

- ・契約は費用無しで作成可能か？ 契約を裁判所は内容を正しく完全に履行強制可能か？
↓
・このような契約が作成可能な場合－当事者間でもっとも妥当な結果をもたらす契約を当事者の自由に作成することができる自由を認めておけばよい（交渉と契約締結による解決）（完備契約の世界←コースの定理）
・しかし、このようなことがない場合も多い。
↓
・情報問題－情報収集コスト、獲得した情報の利用
- ・努力水準のコントロールが可能か－手抜きが発生する可能性、それに対して適正な努力水準を設定し実行させる仕組み（インセンティブの付与や適切な努力を行っているか否かの監視システムの設計の必要性）
- ・投資水準の問題－当事者間でのみ必要で、他の目的に転用不可能な投資が行われねば成立しない取引の場合そのような投資が適切に行われるであろうか。
そのような投資実行後に投資者に対して不利益が及ぶような取引条件が設定されていないだろうか。そのようなことがあるとそもそも投資者は、適切な投資を行うであろうか。
あるいは、投資者が投資水準をごまかして適切な投資を行っていない場合がないであろうか。そのような場合取引の相手方は適切な投資を行わせるような仕組みを作ることができるであろうか。
- ・市場あるいは契約による取引から組織内での処理－所有権（支配・コントロール権）が分離している市場・契約での取引から所有権が一体化した組織内取引へ－企業結合の実行

(3) 競争への影響

(3-1) 企業結合の不効率性

- ・では、企業結合には、企業にとってマイナス面はないのか。組織内取引の問題点・非効率性
- ・個別企業にとっての企業結合のマイナス面
 - ① X 不効率性の発生
規模の巨大化により発生する諸問題－そもそも最適生産規模を超えた拡大では効率性が低下するだけ。組

織の巨大化に伴う官僚的な組織用の発生と増大。専門職部門の抱え込みによる管理不能状態の発生、企業内での労働力流動化や連携阻害の発生、企業規模の拡大による輸送コスト等の増大

②内部取引の優先—より効率的な取引の排除

③企業結合を行う取引費用や障害の増大—企業規模が大きくなるしに従って企業結合を行う各種費用が増大したり、結合に伴う組織の調整などに費用がかかる。

これらが競争政策・独禁法上望ましくない効果を生じさせる場合もある。X不効率性等が生産費用の上昇や価格引き上げ、品質の低下や、技術革新の遅延につながれば、資源配分の非効率性などをもたらす。

ただし、基本的に個々の企業の効率性低下が市場全体での資源配分の非効率性をもたらすか否かは別問題であり、単に効率性低下を生じた企業が不振に陥り売り上げを減らすとか、市場から撤退を余儀なくされるかにすぎない場合が普通かもしれない。

(3-2) 企業結合と市場支配力

企業結合の形態と競争制限効果（なぜ企業結合が独禁法によって規制されなければならないのか、企業集中が規制されなければならない根拠、企業集中はどのような競争上の悪い面を持つのか、それは一律に判断できるものなのか）

・競争への悪影響—競争への悪影響の程度内容は色々考えることができる。

・現時点でもっとも一般的な競争への悪影響の基準—「市場支配力基準」

市場支配力—競争状態であれば実現できないような自己に有利な取引条件を設定できる地位（典型的には価格設定力）

・独禁法は、市場支配力を形成・維持・強化したり、その利用をより容易にするような行為を規制する形になっている。

・「一定の取引分野における競争の実質的制限」という要件は問題となる行為の競争効果の立証に関わる要件であり、この要件が市場支配力問題に対応している。

・独禁法における規制基準

①主な基準—「一定の取引分野における競争の実質的制限」、「公正な競争を阻害するおそれ」

・「一定の取引分野における競争の実質的制限」をもたらす場合に規制される行為—私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、事業者団体の活動規制の一部

・「一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすこととなる」場合に規制される行為—企業結合の規制（第四章の一部）

・「公正な競争を阻害するおそれ」のある場合に規制される行為—不公正な取引方法の禁止、事業者団体の活動規制の一部、国際的契約の規制の一部

②その他の規制基準が用いられている規制行為

・事業者団体の禁止行為

・企業結合の制限の一部—過度事業支配力集中会社の規制、銀行・保険会社の株式保有規制

・独占的状态に対する措置

・企業結合が市場支配力との関連性を持つ場合

①水平結合—競争者間での結合

反競争効果—合併当事者の市場支配力の形成維持強化（同質財市場の場合と差別化された市場の場合で少し異なるパターンがある）、協調行動促進効果

判定要因—シェア、競争者の数・地位などの競争状況、競争者の生産能力、新規参入・参入障壁、

②垂直結合—取引相手間など当事者間に競争関係以外の何等かの関係のある結合

反競争効果—競争者の排除・競争行動阻止（市場の部分的閉鎖、参入障壁の増大）、協調行動促進効果

判定要因—結合先の市場での地位、市場閉鎖による新規参入のコストの程度、事業能力、取引先や投入物の複製の可能性、協調を可能にする他の市場状況

③混合結合—当事者間に競争関係も、垂直関係もなんら関係もない当事者間での結合

反競争効果—潜在的競争に与える影響、反競争戦略の容易化（合併会社の総合的事業能力の拡大、参入障壁の増大）

判定要因—潜在的競争者として認定できる可能性

補足資料 1

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日・公正取引委員会）における企業結合形態と反競争効果のとらえ方（15-17頁）

2 企業結合の形態と競争の実質的制限

企業結合には様々な形態があるが、

① 水平型企業結合（同一の一定の取引分野において競争関係にある会社間の企業結合をいう。以下同じ。）

② 垂直型企業結合（例えば、メーカーとその商品の販売業者との間の合併など取引段階を異にする会社間の企業結合をいう。以下同じ。）

③ 混合型企業結合（例えば、異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など水平型企業結合又は垂直型企業結合のいずれにも該当しない企業結合をいう。以下同じ。）に分類することができる。

水平型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させるので、競争に与える影響が最も直接的であり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる可能性は、垂直型企業結合や混合型企業結合に比べ高い。これに対し、垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さくなく、一定の場合を除き、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。

企業結合審査の対象となる企業結合が、水平型企業結合、垂直型企業結合、混合型企業結合のいずれに該当するかによって、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する際

の検討の枠組みや判断要素が異なる。

II. 市場集中規制

[1] 市場集中（構造）規制

(1-1) 規制目的—市場構造上の競争問題への対応—寡占的な市場構造出現の阻止（市場（企業）集中規制）及び独占的及び高度に寡占的な（独占的状态の）市場構造の改編（独占的状态の規制）を目的

Cf. 規制手法の際に基づく分類

行為規制—競争回避・競争排除・公正競争阻害行為規制

構造規制—行為志向型構造規制（第4章の規制）、純粹構造規制（第3章の2の規制）

(1-2) 規制（違法）判断基準

・「競争を実質的に制限することとなる場合」

・「不公正な取引方法」を用いる場合→19条

・公取委法解釈・運用基準—「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日・公正取引委員会）（以下、企業結合ガイドライン）（旧ガイドライン「株式保有・合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日・公正取引委員会））

(1-2-1) 「競争を実質的に制限することとなる場合」

・企業結合が実行された後の市場構造の下で、合理的にみて有効な競争が期待できなくなる（→市場の状態からみた説明）

・このような市場構造となる市場支配力の成立がもたらされる合理的な蓋然性がある。（→市場支配力からみた説明）

・市場支配力＝競争市場で実現できないような自己にとって有利な取引条件を設定できる力や地位。典型的には結合企業がある程度自由に価格・産出量などの取引条件を左右できる力

(1-2-2) 「こととなる場合」の意義 結果発生を要件としない

(1-2-3) 「こととなる場合」＝結合後の市場構造での競争制限が、事前に合理的蓋然性をもって予測できる場合に競争の実質的制限の要件が充足される

① 予防的規制

② 予測の蓋然性

合理的蓋然性があるということの立証→

・可能性—反競争効果の発生が半々の程度—では不十分。

・確実性—競争制限以外のことは起こりえない場合—よりは発生の程度が低くてもよい。

＝合理的にみればほとんどの場合競争制限がもたらされるという程度で予測される。

・企業結合ガイドライン—「こととなる」—「競争の実質的制限が必然ではないが容易に現出する状況がもたらされること」（第3・1（2））

(1-2-3) 学説—根岸・舟田33頁参照

①私的独占の禁止予防、②株式保有・役員兼任の場合—これらの手段による結合を通じて間接的に市場支配力問題がもたらされるという関係。合併などは結合自体が直接市場支配力をもたらすので事前規制の必要性がある。ということを示す「こととなる」という文言が示している。③単独・協調型の市場支配力の事前・補完規制

(1-3) 違法判断の基本的な枠組み

・行為＋一定の取引分野における競争の実質的制限

・以下では、まず、4章の主要規定の行為該当性を検討し、次に、一定の取引分野における競争の実質的制限要件の検討を行う。後者はすべての規定に共通となっている。

○特に次の点には注意。—事実を法的に構成する際の枠組みの理解に注意

①一定の取引分野における競争の実質的制限の要件解釈

②立証に必要な事実の整理

③企業結合のタイプ毎に発生しやすい反競争効果とその発生ストーリーの整理。

④②と③の対応関係の整理

↓
素材・事案が示された場合この組み合わせのどれに当てはまりうるのか、可能性を整理。

↓
ここで示された「一定の取引分野における競争の実質的制限」についての整理は後でも応用可能であるので、そのことに留意して、応用力をつける。

(2) 株式保有の規制（10条、14条）

(2-1) 株式保有の定義—株式を新たに取得すること、及び、株式の所有（間接所有なども含む—但し、法的処理には10条適用の場合と脱法行為として17条適用の場合の二つのパターンがあり得る。実務的には後者による処理がなされている）

・原則自由。

・規制される場合（10条1項、14条—両条項はほぼ同じ基準）

①一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

②株式保有が不公正な取引方法による場合

不公正な取引方法による場合は19条で説明されており、その性格として予防的規制という内容を持っていてこの点では市場支配の蓋然性という基準と共通するので、不公正な取引方法による場合については19条に説明を譲りここでは市場支配の蓋然性の場合に限定して説明していく。以下の条項でも同様。

(2-2) 株式保有の形態

- ・会社の株式保有の制限－10条
会社以外のものによる株式保有の制限－14条
- 会社－株式、合名、合資、合同会社(以上会社法2条1項)、相互会社(保険業法)、外国会社(会社法2条2項)
相互会社－保険業を行うことを目的とし、保険業法に基づき設立された保険契約者を社員とする社団法人(同法2条5項、18条)。「会社」と称するものの、社員に対する剰余金分配を目的とする法人ではないため、あくまでも非営利法人であり、営利法人としての会社ではない。
- 合名、合資、合同会社→会社法第3編(持ち分会社)
合名会社－無限責任社員のみが出資している会社(会社法576条2項)。会社法中の持分会社の一類型。合名会社の商号中、「合名会社」という文字を用いなければならない(会社法6条、旧商法17条)。合資会社と混同しないため、「(名)」と略される。
- 合資会社－有限責任社員と無限責任社員とをもって組織される会社。持分会社の一類型(会社法575条1項、576条1項5号。旧商法においては146条に規定)。
- 合同会社－全社員が有限責任社員から構成される会社(会社法576条4項)。持ち分会社の一類型。
- ・相手方会社の株式(他の形態の会社の持ち分を含むことは9条の定義同様)－国内・外国会社の株式(平成10(1998)年法改正で、外国会社をも包含)
株式及び社員の持ち分－株式、合名、合資、合同会社
- ・支配会社－国内・外国会社に限定されず
- ・一方的株式保有、相互的株式保有、共同出資(共同保有)(→共同出資の場合の出資者・親会社間協定に対して3条後段適用の可能性はあることには留意)

(2-3) 違法判断基準

10条1項と14条はほぼ同じ基準である。

(2-3-1) 当該取得が為されたことによって市場支配の蓋然性が生ずればよい

市場支配の発生は不要→発生した場合には3条前段(私的独占)として問題にできる

(2-3-2) 違法判断のプロセス－2段階判断(次の①②の二段階)

- ① 当該株式保有によって当事者である会社間に(一体的な行動を可能とする)結合関係が発生するか否か(事業支配要件)－第一段階
 - ①-1. 相手方会社の支配可能性基準(旧通説)
 - ①-2. 「相当な影響」基準－当該株式保有により相手方会社の事業活動に相当な影響を与えることができるか否か＝複数の会社が株式保有により統一的な意思決定の下に行動すること
・相当な影響基準の意義－一方的株式所有による支配に至っていない場合で、相手方会社の事業活動の遂行に相当な影響を与えることができる場合にも規制対象となる。「統一的意思決定」基準をとることによって、相互保有及び共同出資、企業集団の多面的株式保有も規制対象にしうる
・支配を要件とした場合－一方的保有関係しか対象にできない。
 - ①-3. 具体的判断基準－結合関係の認定(公取委ガイドライン参照)
- ② 結合関係にあるとされた結合体によって競争を実質的に制限することとなるか(市場支配要件)－第二段階
・どのように判断するか－先に説明した市場集中(企業結合)の形態毎に、競争制限効果が異なり、その形態毎に考慮する要因が異なる。それらに関しては先の説明を参照。それらを使用して判断する。
- ③ 共同出資会社－共同出資会社の設立自体が、企業結合として本条の規制対象となるとともに、出資会社(親会社)間での共同出資会社の設立・運営に関する協定が締結されたり、共同出資会社の存在によって共同出資会社以外の親会社の事業分野での協定や協調行動が生じたりする。これらの協定や行動については独禁法3条後段(不当な取引制限の禁止)の適用対象となりうる。

(2-4) 公正取引委員会のガイドラインにおける結合関係判断基準

(2-4-1) 会社の株式所有の審査に関する事務処理基準(昭和56年9月11日・公正取引委員会事務局)改正平成6[1995]年8月18日(「旧株式所有基準」)

① 支配会社・被支配会社による結合関係判断－どのような会社が支配会社とされるかの選別基準

「明白な影響」基準の採用

- ①-1. 結合関係が形成されている例
・持株比率50%を越える場合、相手方会社が財務諸表規則にいう関連会社である場合－当事者が重要な影響を与えることができると認めた会社であるが故に、「相当な影響」基準で判断される
- ①-2. 上記例に該当しない場合の選別基準
株式保有に関する事項、その他関連状況(筆頭株主か否か、保有者と悲報社との競争関係の有無等)の判断
- ② 株式保有の状況－持株比率、株式の分散度、持株比率の格差、相互保有、競争事業者間での株式保有、株主相互間での結合関係の存在等
- ③ 役員兼任等その他の状況－当事会社間での役員兼任・派遣関係、取引関係、業務提携・技術援助などの協定関係、融資関係等

(2-4-2) 旧企業結合ガイドライン

- ・審査手順－a. 競争に影響をみるべき株式保有か否かの審査－yesの場合→b. 当事会社グループの全事業分野の市場画定→c. 競争の実質的制限の判断要因全てを勘案して競争の実質的制限の蓋然性あるか否かを判断
- ・結合関係の存否の判断
 - ・株式所有比率50%超の場合
 - ・株式所有比率25%超かつ所有会社が単独筆頭株主
 - ・株式所有比率10%超かつ株主順位3位以内のときで関連考慮要因の総合考慮(株式所有比率の程度、株主順位・株主間の所有比率格差・株主の分散状況等、当事会社間の株式所有関係等当事会社相互間の関係、当事会社間の役員兼任、当事会社間の取引関係、すでに結合関係を形成している他の会社を含めた総合考慮。
 - ・共同出資会社(2以上の会社が共通利益のため必要な事業遂行を目的として、契約等により共同で設立し、

- 又は取得した会社) 一当事会社間取引関係、業務提携などの契約等の関係を勘案
- ・結合関係の範囲一すでに結合関係が形成されている会社・者を含めて結合関係は認定される。

(2-4-3) 企業結合ガイドライン

(1) 会社の株式保有

ア. 企業結合審査の対象となる株式保有

(ア) 議決権保有比率 (株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の保有する株式に係る議決権の割合) が50%を超える場合。ただし、株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合は、通常、企業結合審査の対象とはならない (後記(4)ア参照)。

(イ) 議決権保有比率が25%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が単独で第1位となる場合

イ. 前記ア以外の場合で、議決権保有比率が10%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が第3位以内のときは、次に掲げる事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。

(ア) 議決権保有比率の程度

(イ) 議決権保有比率の順位、株主間の議決権保有比率の格差、株主の分散の状況その他株主相互間の関係

(ウ) 株式発行会社が株式所有会社の議決権を有しているかなどの当事会社相互間の関係

(エ) 一方の当事会社の役員又は従業員が、他方の当事会社の役員となっているか否かの関係

(オ) 当事会社間の取引関係 (融資関係を含む。)

(カ) 当事会社間の業務提携、技術援助その他の契約、協定等の関係

(キ) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(ア)～(カ)の事項

ウ. 共同出資会社 (2以上の会社が共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として契約等により共同で設立し、又は取得した会社) の場合一当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮 (共同出資会社の場合には、共同出資している株式所有会社相互間には、直接の株式所有関係はなくとも、共同出資会社を通じて間接的に結合関係が形成・維持・強化されることとなる。また、共同出資会社の設立に当たり株式所有会社同士の事業活動が共同化する場合には、そのこと自体競争に影響を及ぼすことにも着目する。

(2) 会社以外の者の株式保有

- ・「会社以外の者」一商法等で規定される株式会社、相互会社、有限会社、合名会社、合資会社又は外国会社以外の者。事業者であるか否かを問わない。具体的には、財団法人、社団法人、特殊法人、地方公共団体、金庫、組合、個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。

- ・(1)に準じて判断。

(3) 結合関係の範囲

- ・株式保有により当事会社(者)間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、各当事会社(者)と既に結合関係が形成されている会社(者)を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

(4) 企業結合審査の対象とならない株式保有 (ホワイトリスト)

- ・原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合一①の場合

- ・原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられる場合一②～⑥

①株式発行会社の総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合

②自社が総株主の議決権の50%超を有する会社 (以下「子会社」) の子会社の議決権を取得する場合 (注1 自社及び子会社又は子会社が総株主の議決権の50%超を有する会社も、子会社として扱う。)

③兄弟会社 (それぞれの総株主の議決権の50%超の議決権を有する会社が同一である会社。以下同じ。) 間で議決権を取得する場合

④自社の兄弟会社の子会社の議決権を取得する場合

⑤自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社の議決権を取得する場合

⑥兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間で議決権を取得する場合

(2-5) 審決判例

- ・日本楽器事件一水平型企業結合一審決判例集56事件、競争会社の株式の間接所有、日本楽器が、競争会社である河合楽器の株式を間接的に取得し、楽器 (ピアノ、オルガン、ハーモニカ) 製造販売分野での競争を実質的に制限することとなるとされた事件 (10条の脱法行為として17条違反に問われた、三谷伸銅株式会社名議)

- ・日本石油事件一垂直型企業結合一審決判例集55事件、市場閉鎖、日本石油株式会社が、原油を運ぶタンク貨車を有する唯一の会社である日本石油運送株式会社の株式を所有することにより、3石油精製会社の石油製品販売分野での競争を実質的に制限することとなるとされた事例 (日本海側が主であるけれども、東京・大阪・名古屋地区でも石油製品のトラック輸送を開始していた)

(3) 役員兼任規制 (13条)

(3-1) 役員兼任の概念

①役員兼任一一般的に役員兼任という用語よりも広い内容の行為を含む。

- ・役員一2条3項 理事、取締役、執行役等、会社の意思決定に参画し、またはそれに影響を及ぼす地位にある者

- 会社法・株式会社一役員→取締役・会計参与・監査役(会社法329条1項)

- ・従業員一「継続して会社の業務に従事するものであって、役員以外の者」。臨時雇い (含めず) ・出向者 (含める) の取扱 (企業結合ガイドライン第一2 (1) 役員) の範囲)

- ・企業結合ガイドライン

(1) 役員) の範囲

- ・「役員」一2条3項において「役員」とは、「理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若し

くは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。」株式会社・相互会社の取締役・監査役、合同・合名・合資会社の業務を執行する社員、商法上の支配人（商法20条）、商法で支配人と同じ権限を有するとみなされる商業使用人（例えば、本店総支配人、支店長、営業本部長）等。

- ・「これらに準ずる者」－取締役、監査役等に当たらないが、相談役、顧問、参与等の名称で、事実上役員会に出席するなど会社の経営に実際に参画している者をいう。部長、課長、係長、主任等の名称のみを有する者は、従業員であって役員ではない。
- ・会社の役員又は従業員が退職手続を経て他の会社の役員に就任する場合は、兼任規制の対象とはならない。

（注2）「従業員」とは、13条1項かっこ書に「継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者」とあり、臨時雇いは含まれないが、出向者については従業員に含まれる。

・役員兼任

- ・会社役員・従業員の退職手続後の他社役員への就任（旧基準では（一方的）役員派遣－従業員をやめてから2年以内に相手方の役員に就任すること（旧株式所有基準一（2）（ア））→役員兼任と同一の効果を有する。脱法行為として規制も可能、基準では株式保有での結合関係の認定の考慮事項とされていた）は、本規制対象外（企業結合ガイドライン第一2（1）役員の範囲）－妥当か否か（実際の親子会社、グループ会社の支配関係においては退任・退職後の役員就任で結合が成立している実態はないか。）

②規制の根拠

- ・役員は、会社の業務執行に関する意思決定に参画し、または、業務執行の任に当たる→複数会社の役員兼任により、当該会社間で共通の意思決定がもたらされる恐れが大きい



- ・株式保有と同一の基準による規制
- ・本条のような独自の規制を行う意義－株式保有を背景とした役員兼任は株式保有の規制でも対応可能。融資や取引関係を背景とした役員兼任について本条のような独立した規制の意義あり。

(3-2)役員兼任の形態

- ・支配会社 役員 役員 相手方会社
従業員 役員
- ・相手方会社－会社（なお、2項の場合には国内会社に限定される）
- ・一方的役員派遣、相互的役員派遣、第三者への共同的役員派遣（なお、2項の場合には競争関係にある国内会社に限定される）

(3-3)違法判断基準及びそのプロセスについては株式保有と同様

- ・13条1項 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合（市場支配の蓋然性）
- ・13条2項 不公正な取引方法による場合（但し、競争関係にある国内会社に限定される）

注意すべき相違点

①2項に関しては競争関係にある国内会社の役員兼任の場合に限定されている。

②結合関係の認定には、具体的な影響力行使及び当該役員兼任の当時会社間への関係の影響の程度の認定も不要との取扱も可能（役員は経営に参画する地位にあるから）

兼任役員の数、地位、影響力の如何にかかわらず結合関係が成立するというのが通説－

実務－結合関係の有無について兼任状況などを勘案する。

- ・審決（広島電鉄事件）－兼任役員の比重を考慮（取締役5名のうち3名と監査役）

・旧企業結合ガイドライン

結合関係が形成・維持・強化される場合－a.兼任当事会社のうち1社の役員総数に占める他の当事会社の役員または従業員の割合が過半数、b.兼任役員が双方当事者の代表権を保有、c.前記a.b.以外の場合（常勤か否か・代表権の有無、割合、株式保有、取引関係等を勘案）（企業結合ガイドライン第一2

（2）役員兼任による結合関係）

結合関係が形成・維持・強化されない場合－a.代表権ない役員の兼任のみで兼任役員が10%以下、b.株式所有比率10%以下の会社間での常勤取締役でない者のみの兼任で、各兼任当事会社での兼任役員割合が25%以下（ホワイトリスト）（企業結合ガイドライン第一2（2）役員兼任による結合関係）

・企業結合ガイドライン

（2）役員兼任による結合関係

ア.役員兼任により、兼任当事会社間で結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるのは、次の場合。

（7）兼任当事会社のうち1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半数である場合

（イ）兼任する役員が双方に代表権を有する場合

イ 前記ア以外の場合、次に掲げる事項を考慮して、結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断。

（7）常勤又は代表権のある取締役による兼任か否か

（イ）兼任当事会社のうち1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合

（7）兼任当事会社間の議決権保有状況

（エ）兼任当事会社間の取引関係（融資関係を含む。）、業務提携等の関係

（3）結合関係の範囲－役員兼任により兼任当事会社間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

（4）企業結合審査の対象とならない役員兼任（ホワイトリスト）

原則として結合関係が形成・維持・強化されず、通常、企業結合審査の対象とはならない場合。

ア 代表権のない者のみによる兼任で、兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が10%以下である場合

イ 議決権保有比率が10%以下の会社間における常勤取締役でない者のみによる兼任で、兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が25%以下である場合

(3-4) 事後報告制度一廃止（1998年法改正）

(3-5) 審決判例

広島電鉄事件—審決判例集58事件

広島電鉄が、広島バスの株式を取得し、役員を兼任することによって広島市内の乗合バス及び軌道の旅客運送事業での競争を制限することとなつたとされた事件

(4) 合併、会社分割及び事業譲り受け等の規制（15条、15条の2、16条）

(4-1) 15条の規制対象となる合併

(4-1-1) 合併の定義・形態

- ・独禁法上の定義なし
- ・商法上の合併概念相当—新設合併、吸収合併、対等・非対等合併
- ・このような定義をする理由
 - 米国法でmergerという場合には株式保有を含む場合がある（M&A）
 - 米国法（クレイトン法7条）による規制—合併規制といわれるが、株式保有による規制をも含む。
 - 日本法の規制は、行為類型毎に条文を区別（株式保有による企業結合は10条などの他の条文で規制する形に整理。）
- ・事実上の合併の取扱—会社の解散と会社財産の現物出資→現物出資には事業譲り受けとして16条を適用、または15条の脱法行為として17条を適用。

(4-2) 違法判断

① 規制基準

15条1項1号—当該合併が競争を実質的に制限することとなるか。2号—当該合併が不公正な取引方法によるか

② 違法判断のプロセス

②-1. 1段階評価—株式保有等と異なり、結合企業が法的に分離していることがなく、結合後に組織的に一体となつてしまうために、事業支配要件の充足の有無を判断する必要なし。

②-2. 「競争を実質的に制限することとなる」—上述

Cf. 競争の実質的制限概念をめぐって、唯一の規制例である新日鉄合併事件において論争あり→新日鉄事件(5)及び冒頭部分参照。

③ 判断の要因—企業集中の形態及び効果などを参照。—

- ・市場構造基準による
- ・また、企業が合併して大きくなった場合に、安い価格で商品を提供するための適正規模がどれだけかという問題もある—競争政策上、規模が商品価格の低下のために使用されるのであれば規制できない。資源配分の効率性、及び、経済の総余剰の問題
- ③-1 具体的規制基準 抽象的な市場支配力の成立強化を問題とするため分かりにくい
- ③-2 公正取引委員会によるガイドライン

(4-3) 公正取引委員会ガイドライン

① 昭和55年ガイドライン

①-1. 「会社の合併等の審査に関する事務処理基準（昭和55（1980）年7月15日・公取委事務局）（改正平成6〔1994〕年8月18日）」及び「小売業における合併等の審査に関する考え方（昭和56（1981）年7月24日・公取委事務局）」

①-2. 昭和55年ガイドラインの概要

①-2-1. 重点審査方式の採用

①-2-2. 届出合併のうち選別基準に該当するものを重点的に審査する→選別基準に該当するものが直ちに違法となるものではない。選別基準に該当する合併が独禁法上問題が多いので審査を集中して行うため

①-2-3. 選別基準としては市場占拠率及び会社規模などが基準

② 平成6年改正のポイント

②-1. 「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」についての考え方を明記

②-2. 選別基準の性格・文言の明確化

②-2-1. 選別基準の性格の明確化

選別基準に該当することのみで直ちに当該合併が独禁法上問題とされるものではない旨、選別基準の性格を明確化

②-2-2. 選別基準の文言の明確化

・「実質的に支配している会社」→「発行済株式総数の25%以上の株式を所有している会社」（合併当事者としてシェアを算定する場合に、直接的に合併する会社だけではなく、合併当事者が「実質的に支配している会社」または合併当事者を「実質的に支配している会社」のシェアや総資産を加算して選別基準を計算するため。加算対象となる会社を明示した。）

・「市場占拠率と比較し、その格差が大きい場合」→「市場占拠率の差が第1位の会社の市場占拠率の4分の1以上である場合」

・「競争者が相当程度少数の場合」→「競争者が7以下である場合」

②-3. 考慮事項の各項目についての考え方の明確化

(1) 考慮事項の各項目について、審査を行うに当たっての位置付けを明確化

- (2) 考慮事項の各項目に示された事項の意味及び趣旨を詳細に明記
- (3) 「輸入の状況」を考慮事項として明示
- (4) 「倒産寸前会社（部門）」についての考え方を明示
- (5) 「効率性」を考慮事項として明示
- ②-4. 合併禁止期間の短縮についての取扱の明示
 - (1) その案件が独禁法上問題がないことが明らかな場合であって、(2) 期間を短縮することについて合理的な理由があるときに、合併禁止期間（届出受理の日から30日間（独禁法15条3項））の短縮を認める旨明記
- ②-5. 事前相談を受け付ける旨明示
- ②-6. 営業譲り受け等における「重要部分」についての考え方の明確化
譲渡会社の年間総売上高の5%（上限1億円）の部分で裾切りを行うこととし、これに当たらない案件については「重要部分」に該当しないものとして取り扱う
- ③ 「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日策定公表）（平成13年4月1日追補）
 - ・上記55年56年基準の廃止
 - ・競争への影響を見る必要のない合併（ホワイトリスト）－親子会社間の合併、兄弟会社（各当事者の発行済株式総数の50%超を同一の他会社が保有する場合）間の合併、会社形態の変更（株式会社から有限会社へなど）のみ
 - ・結合関係の認定を除くその他の点に関しては冒頭で及び株式保有の部分で説明したものと同様。
- ④ 「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」（平成15年4月9日・公取委）
- ⑤ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日策定公表）
- ⑥ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日策定公表・平成19年3月28日改訂）

(4-8) 会社分割の規制（2000年商法改正によって新設、15条の2）

- 会社分割法制の創設を内容とする商法の改正に伴う独禁法改正。
- ① 以下に該当する会社分割の禁止。（15条の2第1項）
 - ・一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
 - ・不公正な取引方法により行われる場合
 - ② 会社分割
 - ・会社分割
 - ・共同新設分割
 - ・吸収分割
 - ③ 届出義務－以下の基準に該当する場合には、合併等と同様に、当該会社分割に関する計画を30日前までに、公正取引委員会への届出義務あり。親子会社間、及び兄弟会社間で会社分割を行う場合には、届出の必要なし。
 - ③-1 共同新設分割の場合（第15条の2第2項）
 - ・複数の国内の会社が共同新設分割をしようとする場合において、会社分割の対象となる事業の全部を新設する会社に承継させるときには、分割当事会社並びにその直接の親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社と10億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社がある場合。
 - ・分割対象が事業の重要部分のときには、当該重要部分に係る売上高による。
 - ・届出義務は、各分割当事会社にかかる。
 - ③-2 吸収分割の場合（第15条の2第3項）
 - ・国内の会社が吸収分割をしようとする場合において、会社分割の対象となる事業の全部を他の国内の会社に承継させるときには、吸収分割当事会社並びにその直接の親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社と10億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社がある場合。
 - ・共同新設分割の場合と同様、分割対象が事業の重要部分のときには、当該重要部分に係る売上高による。
 - ・届出義務は、分割する会社と事業を承継する会社双方にかかる。

(4-9) 事業譲渡等の規制（16条）

- ・16条1項1号から5号までの列挙行為－事業譲渡、固定資産の譲渡、事業の賃貸借、経営委任、損益共同契約
- ・禁止－一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、及び、不公正な取引方法による場合（15条規制基準の援用。違法判断基準及び事前届出制度について）
- ・一定規模以上会社による一定規模以上の事業譲渡及び固定資産譲渡に関しては15条同様の事前届出制度
- ・事件 東宝・スバル事件－審判決百選2事件（事業の賃貸借事件）

(5) 17条－9条から16条までの規制の脱法行為の規制

- ・事件 日本楽器事件－前出

(6) 一定の取引分野における競争の実質的制限

確認・「第3回 [3]企業結合の行われる理由及び競争への影響概観 (2-2)企業結合と市場支配力」の箇所での市場支配力概念

- ・市場支配力ー競争状態であれば実現できないような自己に有利な取引条件を設定できる地位（典型的には価格設定力・価格支配力）
- ・市場支配力を形成・維持・強化したり、その利用をより容易にする行為の規制
- ・反競争効果の立証要件としての「一定の取引分野における競争の実質的制限」ー市場支配力問題に対応。

(6-1) 企業結合規制における競争の実質的制限の理解についての見解の対立

- ・複数の企業が存在し競争が可能であれば市場支配力は成立しないという考え方→合併によって独占が成立する場合しか違法とならない。複占までは規制できない。（有効な牽引力ある競争者論・新日鐵合併事件）



- ・企業結合後に出現する市場構造の下では、合理的にみて有効な競争が期待できないから競争の実質的制限が成立するという考え方→寡占的相互依存関係（協調関係、カルテルの誘発、寡占的停滞）を促進・強化するような市場構造の形成・維持・強化を阻止できる。結合当事者による市場支配または市場支配力の形成・維持・強化だけではなく、結合形成により市場がプライスリーダーシップや非競争的価格設定行動が発生する非競争的市場構造に転化する場合、または、結合当事者以外の第三者が支配力を持つ場合（＝寡占的市場構造の形成強化の規制）をも規制対象とする。
- ・企業結合ガイドラインー「企業結合により市場構造が非競争的に変化して、当事会社が単独で又は他の会社と協調的行動を取ることによって、ある程度自由に価格……その他各般の条件を左右することができる状態が容易に現出し得ると見られる場合……」（第3・1（2））
- ・協調的行動（カルテル的行動）がとられる蓋然性を理由に規制を行う場合どのような条件がそろえば規制可能かーHHI? その他の条件?
- ・寡占市場で数量競争をした結果もたらされる価格と価格競争をした結果もたらされる価格。企業結合後の市場での協調的行為により生ずる価格水準が数量競争による価格水準の場合に当該合併を違法としうるのか?あるいは協調的行為に反する行為をした市場参加者への制裁システムが存在し、そのようなシステムが実効的な条件がある場合等を問題にするのか?

① 競争の実質的制限に関する過去の判例の流れ

①-1 東宝・スバル事件東京高裁判決（東高判昭26.9.19.高民集4巻14号509頁）ー16条1項3号・営業譲借の事例

- ・競争の実質的制限＝状態の惹起である。

判示①「『競争の実質的制限』とは、競争の『実効性ある』制限と同一の意義に帰着し、有効な競争を期待することが殆ど不可能な状態をさすものと解する。」→市場の状態からみた説明

判示②「競争自体が減少して特定の事業者又は事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配できる形態が現われているか、または少なくとも現われようとする程度に至っている状態をさす。」→市場支配力からみた説明

→どの程度以上の市場支配力を規制するかは、政策的課題

程度の限定に関しては、15条の立法趣旨、現在の経済状況に照らして合併規制の果たす役割に鑑みて決定すべき問題

①-2 東宝・新東宝事件東京高裁判決（東高判昭28.12.9.高民集6巻13号868頁）ーどの様な状態がもたらされれば競争の実質的制限が成立しているといえるか。

市場支配概念の相対性

市場での供給量や需要量だけからは決定できない。

他の競争者に対する具体的影響ー市場支配状態を裏から説明したもの（東宝・スバル事件東京高裁判決の判示②を述べた後引き続いて次の判示を示した）

「当該事業者または事業者集団に対する他の事業者は、それらの者の意思に拘りなく、自らの自由な選択によって価格、品質、数量等を決定して事業活動を行ない、これによって十分な利潤を収めその存在を維持するということは望み得ないということになる」

→この二つの事件での東京高裁判決が「競争の実質的制限」解釈の際の先例として引用される。東宝・新東宝事件は、東宝・スバル事件の判示を引き継いでいるので先例としては東宝・新東宝が引用される場合が多い。

- ・企業結合ガイドラインは、東宝・新東宝判決を引用する（第3 競争を実質的に制限することとなる場合

1（1）イ）ー「被審人東宝の審決取消しの訴えに対して、東京高等裁判所は、競争の実質的制限に関し、『競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう』」（東宝・スバル判決の判示②にあたる部分）

Q. 東宝・スバル事件と東宝・新東宝事件の競争の実質的制限判示の違いはどこにあるのか。

② 新日鐵合併事件（公取委昭44.10.30審決、審決集16巻46頁）

②-1 内容

- ・競争の実質的制限→特定の事業者が市場における支配的地位を獲得することとなる場合とし、「ある事業者が……その意思である程度自由に、価格・品質・数量・その他各般の条件を左右しうる力をもちうることとなり」として東宝事件判例理論を踏襲しながら、
- ・競争事業者が競争行動にできない場合のみ競争の実質的制限が成立
- ・競争の実質的制限ー他の事業者の競争行動に対する制約がもたらされる場合にだけ成立するとの判断
→有効な牽引力ある競争者が存在する場合には競争の実質的制限が成立しないとした

②-2 反対論

- ・条文における「制限する」との文言は、他の事業者の事業活動に対する支配・制約が要件であることを意味するものではなく、当該市場構造の下で有効な競争が期待できるか否かのみを問題とする

②-3 意味

- ・独占に近い場合にのみだけを競争の実質的制限に該当とする
- ・排除措置の内容→競争事業者が競争行動にでることが論理的に可能であれば十分であるとの措置にすぎない
- ・理論的に可能な規制水準を後退させた。

②-4 この事件以降例として示された判断要因

- ・当該業界の実情、各取引分野における市場占拠率、供給者および需要者側の事情、輸入品の有無、代替品ならびに新規参入の難易等。
- ・経済集中の状況、競争者の存否、新規参入の難易、当事者の競争制限能力等

③新日鉄合併事件以降－1970年代以降の運用例

③-1 水平型合併

- ・認容例の大部分 1位になる場合でも合併会社のシェアは15%程度
- ・業績不振会社の救済の場合にある程度シェアが大きくても認容
- ・その他シェアが大きい場合→その他の要因で競争制限効果がないか、または、事業譲渡などの条件を付けて認容

例1. 1976年特殊鋼合併事例 自動車用エンジンバルブ鋼

シェア50%、競争会社が少ない、技術の点で参入障壁が高い→競争の実質的制限の認定→合併当事会社保有の競争会社株式の処分、当事会社の営業の一部譲渡、技術の公開を条件として、合併を認容

例2.

③-2 垂直型合併－市場地位の直接的変動がないことを根拠として認容されている例が多い。

- ・日本での垂直型合併は、合併以前に資本関係や取引関係があり、当該合併により従来の取引先に対する市場閉鎖効果が発生しない場合が多く、垂直型合併が合法とされる一因となっている。

例・トヨタ自工とトヨタ自販の合併

③-3 混合型合併

- ・混合型合併の要素が水平合併で考慮された事例はあるが、混合型合併自体が違法とされた例はない。

④1990年代半以降

④-1 競争者間でのシェアが大きな事例

三井石油化学工業・三井東圧化学合併（1997年4月）

④-2 外国企業の合併事例

エクソン・モービルの合併（1999年）－米国企業間の合併、当事者は日本国内に日本法人を所有。

④-3 寡占的協調を取り上げたと思われる事例

④-4 市場閉鎖効果を問題とした事例

- ・エクソン・グループによるゼネラル石油の株式取得（平成9年度）

④-5 金融機関関係の事例

④-6 事前相談の結果当事者が合併などを取りやめた事例

- ・業界第1位と第3位の企業がX製品関連事業の研究開発と製造事業を共同出資会社に統合(1999)
- ・Y製品製造販売分野第一位と第三位の合併
- ・Z製品製造販売企業であるC社とD社が、商品納入後のサービス業務の共同遂行のためにC社全額出資

(6-2)整理・市場支配力の現れ方

- ・典型・価格支配力－産出量削減による価格への影響を及ぼす力
- ・ただし、直接的には価格支配力につながっていないような形で現れる場合もある。
例・非価格要因・非価格競争への影響－品質劣化行為・品質改善の誘因低下
- ・このような理解は、東宝・スバル判決の判示②の部分、東宝・新東宝事件判決の「価格、品質、数量、その他各般の条件を左右する」に当たる部分であり、先例の判示とも整合的。
←ただし、これら非価格要因も価格支配力に起因するといえる。
→規制のメルクマールとしては価格支配力に注目すればよい（通説）
- ・競争者排除により市場支配力が形成、維持、強化される場合の取り扱いは？
←市場の開放性を妨げる力（競争者排除力、新規参入阻止力）
→価格支配力とは異なる市場支配力概念の形成－競争者を排除しうる地位
- ・他の考え方－他の事業者の事業活動の支配
- ・実務における解釈・取扱－価格支配力に注目した解釈（流通取引慣行指針における共同ボイコットの場の違法判断基準）
競争者排除効果は、市場支配力を認定する際の一要因として解釈する。
競争者排除・新規参入排除は、その結果として価格支配力形成・維持・強化をもたらす一要因。
競争者排除のみでは独自の市場支配力概念には当たらない。

(6-3)東宝・スバル判決判示①にみられる有効競争と市場支配力

- 「第3回 [2]独禁法学に関連する経済分析に関わる諸学派 [1]有効競争論」の部分参照。
- ・市場支配力の行使を効果的に制約・抑制する程度の競争の存在の意味（米国及び欧州判例）等。

(6-4)競争促進効果と反競争（競争制限）効果

- ・コスト引き下げ効果、新製品・新技術開発などの技術革新達成効果をどのように取り扱うのか→効率性の取り扱い

(6-5)競争の実質的制限の判定

(6-5-1)反競争効果

- ・企業集中の形態と競争制限効果（ではなぜ企業集中が規制されなければならないのか、企業集中が規制されなければならない根拠、企業集中はどのような競争上の悪い面を持つのか、それは一律に判断できるものな

のか)

①. 水平型結合－競争者間の結合

競争制限効果－合併当事者の市場支配力の形成維持強化、協調行動促進
判定基準－シェア、競争者の数、参入障壁、

②. 垂直型結合－取引関係にあるものの間の結合

競争制限効果－競争者の競争行動阻止・排除（市場の部分的閉鎖、参入障壁の増大）、協調行動促進
判定基準－結合先の市場での地位、市場の閉鎖により新規参入のコストの程度、事業能力

③. 混合型結合－水平型結合及び垂直型結合以外の形態の結合

競争制限効果－潜在的競争に与える影響、反競争戦略の容易化（合併会社の総合的事業能力の拡大、参入障壁の増大）

・反競争効果の認定－市場支配力の程度の測定

・直接的測定－限界費用からの乖離度によって市場支配力の程度を測定する理論的可能性（ラーナーインデックスの使用）

→技術的理由からの困難性（限界費用の算定、情報の所在、情報収集で何に依拠するかで個人差発生等）

→代替的手法を考案する必要性

→伝統的手法・市場を画定し、シェア・集中度・参入障壁により市場支配力を推定し、他の要因を追加的に考慮することでその程度や持続性等を判定する。

(注) 競争

(1) 競争概念（規制基準を考える背景）

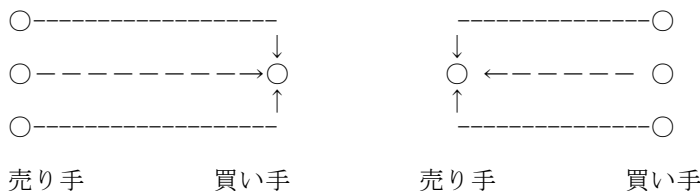
・「一定の取引分野における競争の実質的制限」－市場における（生産、流通を含んだ）競争（の制限）に及んで考える必要がある（「公正な競争を阻害するおそれ」に関しては不公正な取引方法の禁止の部分で説明する）。

(2) 法律の定義にみられる競争

定義規定 2条4項

1号 売り手競争

2号 買い手競争



(a) 競争関係の範囲を定めている－これが基本である。
競争関係の成立要件

(b) 売り手競争と買い手競争が含まれる

第4章の規定の適用に当たっては買い手競争は除かれる（本但書規定は1998年法改正で削除）。

(c) 顕在競争と潜在競争が含まれる。

(a) 競争関係

・2以上の事業者が1号2号の状態にあれば競争をしているまたはすることができる関係にある

→競争関係の成立要件を定めたもの

→競争そのものの意味の確定にはならない

競争関係にある事業者の範囲を確定するために役立つものでしかない。

→但し、独禁法の規制条項の中で一部この競争関係の有無を基準にしている場合もあるので無意味ではない（13条2項及び3項、14条2項等）。つまり、市場での競争までの示すものではなく、不十分なものでしかないということである。

Cf. 13条2項→会社による不公正な取引方法等による役員兼任に対する規制

3項→競争関係にある会社の役員兼任に対する届出義務

14条2項→会社以外の者による株式保有に対する届出義務

(b) 売り手競争・買い手競争

①概念定義－上記の図参照

②第四章からの買い手競争の削除－買い手競争を除外しておかないと、光熱水料の需要者として買い手競争の関係にある会社（業種の如何を問わずに成立する）は、それだけで結合を禁止されるため。

・28年改正以前には、企業結合の規制基準が「競争関係」を基準として会社間の企業結合が禁止されていたためにその範囲を明らかにすることから2条4項に競争関係を定義する規定がおかれた。そして、買い手競争の除外は、上述の理由からおかれたのである。2条4項は、昭和24年改正によって第4章の規定が改正され、競争関係の有無を明確にするために新たに規定されたものである。

しかし、28年改正により規制基準が、「競争の実質的制限」ということになり、このような除外を認めることが、弊害になっている。

・理由 買い手独占となる場合にも、企業結合の規定は適用されないことになるため。

適用除外は、競争関係を規制基準とする13条2項3項、及び14条2項に限定されるべきであった。－立法上のミス

前述のようにこの点は1998年改正提案で削除され問題は消滅。

(③競争関係の範囲が同種又は類似商品・役務を対象とすること→市場画定の際の文言上の根拠に)

(c) 顕在的競争・潜在的競争

- ・顕在的競争—1号及び2号を行ないまたはできる状態にある場合
- ・潜在的競争—新規参入の形を取る部門外からの競争
但し、無限定的に認めるわけにはいかないので、本文で限定されている

→市場での競争

(6-5-2) 一定の取引分野 (=市場)

- ・理論的意義—競争の実質的制限が生じているか否かを検討する場 (→競争の実質的制限を判断するための前提概念)
 - ・競争の実質的制限—市場支配力の形成維持強化
 - ・市場支配力の判断 (測定) 手法・判断基準については幾つかのものがああり、一定の取引分野を画定する方法だけではない (後述)。日本法では一定の取引分野 (市場) を画定する手法がとられることを示している (とってよいか)。
- ・実践的意義—具体的事件によって異なる (画一的ではない) —個々の競争制限行為との関連により影響を受ける (不当な取引制限該当行為か、私的独占がいつい行為か、合併かにより異なる)
市場の範囲を狭くすると市場支配が成立し易く、広くすると成立しにくくなる。
- ・一定の取引分野を確定する際に考慮される要素
商品的要素 (商品市場・取引の対象)、地理的要素 (地理的市場・取引の地域)、時間的要素、取引の段階、取引の相手方
- ・一定の取引分野=当該商品を巡り競争の実質的制限の成立するところに認定される。
- ・一定の取引分野と競争の実質的制限についての説明は、同じ文言が使用されている他の規定でも基本的には同様であることを留意すること。

(1) 商品市場の判定基準—「同種又は類似の商品又は役務」 (独禁法2条4項)

- ・対象は?—商品・役務・技術・情報
取引対象となるものとならないもの!
技術革新 (行動) ・イノベーション市場の取扱い—技術革新行動の競争があるがそれを市場と考えるか? 取引対象たるものが日本法では要件とされているか? イノベーションは取引か?
技術革新は、商品などに反映されるので、そちらで扱うことが可能。
- ・商品 (役務) の同一性の判定基準—競争関係にあるか否かに関して、利用者が同一の用途に供すると考えるか否かに重点を置く
- ・同種の商品又は役務—あまり問題がない (価格、品質等で決まる)
- ・類似の商品又は役務 (=異種である)
- ・需要の代替性と供給の代替性による判定
- ・需要の代替性と供給の代替性が競争ないしは市場支配力に対して持つ効果—価格引き上げ・数量制限時の需要の流出と、新規参入の発生 (代替商品・新規参入者)

① 需要の代替性

(a) 機能的代替性—用途の同一性

- ・用途の同一性—各商品の本質的共通性、経済的な利用目的、商品間の需要に対する性格的一様性 (価格、品質や顧客の趣味及び嗜好)
機能的代替性を欠くと考えられる場合—製品差別化の顕著な商品
品質や品種の同一性があっても、機能的代替性に欠ける場合には異なった商品市場を構成すると考えられる。

例 封切り映画館でのフィルムと一般映画館でのフィルム

- ・一般的には抽象的すぎるので、より具体化するために、次の交差弾力性理論によって、補強が計られた。

(b) 需要の価格交差弾力性の理論

需要の価格交差弾力性—AB 2商品があり、A商品の価格変動が、B商品の需要量に与える変動率のこと

$$\text{交差弾力性} = \frac{\text{B商品の需要変化への影響度}}{\text{A商品の価格変化度}} \times 100 = \frac{D1 - D2}{P1 - P2} \div D1$$

- ・AB間で代替関係が大きいほど、Aの価格変化が、Bの需要変化に大きな影響を与える。
- ・完全同質・完全無差別商品群は完全代替性品であり、弾力性無限大となる。
- ・理論的概念であり、資料などの拘束による測定の高難さや計測者毎に違う値がでるなどから、現実には、次の理論や「標準産業分類」(SIC)「標準商品分類」(SCC)が使用される。

(c) 仮定的価格引き上げに対する需要変動測定に基づく市場画定アプローチ (市場再画定アプローチ、SSNIPアプローチ (Small but Significant Non-transitory Increase in Price))

- ・米国1984年合併ガイドライン以降 (現行・1994年司法省・FTC水平型合併ガイドライン) 及びEU市場画定ガイドライン (1997年) のアプローチ
- ・関連市場の候補となる特定商品の市場を仮に独占する者がいる (仮定的独占者) と仮定する
- ・仮定的独占者が「小幅であるが、優位かつ一時的でない値上げ」を (損失なく) 行いうるか否かを検討
- ・関連市場の候補となるA商品の5%から10%の仮定的価格引き上げが、問題となる当該企業にとって実質的な損失をもたらさず可能か否か
- ・実質的損失をもたらさずであれば、仮定的価格引き上げを行った商品に次に候補となる商品を加えたより広い市場で仮定的価格引き上げを行う作業を行う。
- ・この過程を仮定的価格引き上げが損失をもたらさず可能になるまで繰り返す。損失をもたらさず仮定的価格引き上げが可能な商品群が関連市場である。
- ・企業結合規制では、結合当事者間で共通して生産を行っている最小範囲の商品が出発点となる。
- ・引き上げの持続時間—「一時的でない」時間は、通常1年程度であると考えられていることが多い。
- ・後で述べるセロファン・ファラシーの他に5から10%水準の妥当性等が問題とされる。

- ・値上げ幅、期間について—値上げ幅が大きく、期間が長くなるほど市場はより広く画定される可能性が高くなる（需要を代替する商品群の範囲や、供給代替を可能とする商品や供給者の範囲が広がるため）
- (e)セロファンファラシー（価格に基づく代替性測定アプローチの欠陥）
 - ・前提となる仮定的商品市場が既に非競争的（独占的又は寡占的等）で、商品価格が非競争的つまり競争水準よりも高く設定されている場合
 - 商品需要は競争水準にある場合よりも弾力的である。
 - この市場で上記の仮定的価格引き上げプロセスを行うと必ず市場が広く認定される。
 - ・非競争的な市場ほど、市場が広く確定されるために、非競争的市場で競争制限行動を行う場合ほど競争制限効果が小さく認定されることになる（セロファン・ファラシー又はセロファン・トラップといわれる。米国デュポン社の合併事件で問題となった包装紙であるセロファンに関連する事件で米国裁判所が行った商品の市場画定でこのような問題点があることが後に指摘されたため）。
 - ・対応方法①→過去にカルテルなどが繰り返されている市場であれば、価格が高く設定されているおそれがあるので、上記のような仮定的価格引き上げ方法ではなく、過去にカルテルの対象となった商品を市場として採用する。
 - ・対応方法②→市場画定を行わず問題となる事業者の市場力・市場支配力を測定する（ただし困難。ラーナー指数の利用、限界費用の測定、利潤率の使用等）

②供給の代替性

- ・関連市場に含めて考えられる供給者の範囲、代替商品の範囲
- ・基準
- ・潜在的競争の取り扱い→市場画定ではなく後の競争制限の有無で考慮されるべき

③過去の競争行動等

④その他の考慮要因

④-1. 取引の対象

- ・一定の「取引」分野—取引対象とならなければいけない。市場取引対象とならない中間生産物やサービスを対象とした市場は画定できない。逆に目に見えなくとも技術や情報も取引対象となる場合がある。
- ・技術革新市場の取り扱い—技術革新活動自体を市場と取り扱えるか？指標としては投資額など

④-2. 同一商品について一定の供給者群と顧客群が存在して、代替性にある程度の差があるような場合に部分市場の認定が可能。次のような場合が考えられる。

- ・下位市場（二次市場、submarket）—ある商品について市場が画定された上で、さらにその一部についての市場を画定する場合。下位市場は上位の市場に包摂されるもの（靴産業における靴全体の市場と婦人靴・紳士靴市場）（鉄鋼最終製品全て、個々の鉄鋼最終製品—新日鐵合併事件では最終製品それぞれで市場画定）（石油製品の種類毎に細分化された市場と全体としての石油製品市場—石油カルテル（生産調整）刑事事件（東高判昭55.9.26高裁刑集33巻5号59頁）、事業者団体である石油連盟による原油処理量の制限が、全体としての石油製品市場の競争を制限する）
 - ・（下位市場）価格差別が存在する市場→例・大口市場・小口市場
 - ・（下位市場）供給の代替性の時間変化が存在する場合→例・JAL/JAS統合
 - ・（下位市場）予備的主張（事件処理上の戦略）→厳格な市場画定が困難でかつそのような画定が要求されない段階（非公式処理事案）で問題となりうる市場を仮に検討する作業を行う。
- ・完成品市場と中間品市場—同種の製品でも完成品と中間品（ルール等の完成品に対して、粗鋼という中間品）—新日鐵合併事件においては粗鋼についての独自の市場は認定されず。取引対象となっているか否か—日本法では「一定の取引分野」という文言で市場が示されている。取引とされている文言に忠実な解釈を行おうとすると取引対象とならないものは分析の対象外となる。中間品は、市場で取引する対象とはならない。
- ・大口市場と小口市場—同一製品に関して、需要者の相違（取引相手の相違）に基づき形成される市場日本石油他入札事件東京高裁判決（東高判昭31.11.9行裁例集7巻2849頁）
- ・メーカー段階、卸売段階、小売段階—同一製品に関して、取引の段階の相違に基づき形成される市場この段階全てを含めた取引分野—野田醤油事件メーカーの競争実態やマーケティング活動による—系列化の進展
- ・ロックイン市場

⑤企業結合ガイドライン

- ・企業結合ガイドライン—「基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される。また、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。」を市場画定基準とする（第2・1）。前者の範囲は①需要の代替性が機能する範囲、後者の範囲は②供給の代替性が機能する範囲

⑤-1. SSNIP基準を思考方法として採用することの明示

- 需要の代替性—「需要者にとっての代替性をみるに当たっては、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ（注3）をした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮する。他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。

（注3）「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指すが、この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討されるものである。」

- 供給の代替性—「供給者にとっての代替性については、当該商品及び地域について、小幅ではあるが、実

質的かつ一時的ではない価格上げがあった場合に、他の供給者が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間(1年以内を目途)のうちに、別の商品又は地域から当該商品に製造・販売を転換する可能性の程度を考慮する。そのような転換の可能性の程度が小さいために、当該独占事業者が価格上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。」

⑤-2. 商品市場の画定と考慮要因

- ・需要の代替性の程度は、当該商品の効用等の同種性の程度と一致することが多い。→SSNIP基準を実際使用する際のツールとして効用等の同種性の程度を基準として利用する。
- ・同種性の程度の考慮要因-用途、価格・数量の動き等、需要者の認識・行動

Cf. 企業結合ガイドライン-考慮要因

- (a) 用途-ある商品が取引対象商品と同一の用途に用いられているか、又は用いることができるか否か。
 - ・考慮要因-商品の大きさ、形状等の外形的な特徴や、強度、可塑性、耐熱性、絶縁性等の物性上の特性、純度等の品質、規格、方式等の技術的な特徴等(ただし、これらの特徴がある程度異なっても、同一の用途に用いることができると認められる場合がある(後記(c)参照)。)
 - ・取引対象商品が複数の用途に用いられている場合-用途ごとに、同一の用途に用いられているか、又は用いることができるか否かが考慮される。
- (b) 価格・数量の動き等
 - ・価格水準の違い、価格・数量の動き等が考慮される場合がある。
 - ・同一用途に用いることが可能な2商品間で価格水準が大きく異なることから実際に代替的使用されることが少ないため、両商品で機能・効用が同種であると認められない場合あり。
 - ・2商品で同一用途に用いることが可能でかつ価格水準差はないが、切り替えに設備変更、従業員訓練等の費用を要することから事実上切り替えが少ないため、両商品で機能・効用が同種であると認められない場合がある。
 - ・2商品の機能及び効用が同種であれば、一方商品の価格上昇により、需要者が代替商品を購入するようになり、結果的に代替商品価格が上昇する傾向があると考えられるので、一方商品の価格が上昇した場合に代替商品の販売数量増加や価格上昇が生じるときには両商品が機能及び効用で同種であると認められる場合がある。
- (c) 需要者の認識・行動
 - ・需要者の認識等が考慮される場合がある。
 - ・2商品間で物性上の特性等に違いがあっても、需要者が、いずれでも同品質の別商品の製造原料として使用可能なので両商品を併用しているため、両商品が機能及び効用で同種であると認められる場合がある。
 - ・過去に一方商品の価格上昇時に、需要者が代替品を用いたことがあるかどうかを考慮される場合もある
- (d) 供給の代替性判断における考慮要因
 - ・転換に必要な追加的費用やリスク
 - ・ガイドライン-商品の範囲を画定するに当たり、需要者からみた代替性のほかに、必要に応じて、供給者が多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、ある商品から他の商品に製造・販売を転換し得るか否かについても考慮される。例えば、供給に要する設備等の相違や切替えに要する費用の大きさ等を検討した結果、甲商品と乙商品について、甲商品の価格が上昇した場合に、乙商品の広範な範囲の供給者が乙商品の生産設備や販売網等を、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、甲商品へ切り替えることが可能であると認められるときには、甲商品及び乙商品をもって商品の範囲が画定される場合がある。

⑤-3. 下位市場

- ・一定の取引分野は、取引実態に応じ、ある商品の範囲(又は地理的範囲等)について成立すると同時に、それより広い(又は狭い)商品の範囲(又は地理的範囲等)についても成立するというように、重層的に成立することがある。
- ・商品範囲を画定する場合と同様に、例えば、甲地域の一部である乙地域の需要者が特に乙地域の供給者から当該商品を購入することとなる傾向がみられる場合には、甲地域について一定の取引分野の地理的範囲が画定されると同時に、乙地域について一定の取引分野の地理的範囲が画定される場合がある。
- ・ある用途について甲商品と効用等が同種である乙商品群のうち、その用途の一部である特定の用途については、その効用等において甲商品との同種性の程度が特に高い丙商品が区分され得る場合には、甲商品及び乙商品群をもって商品の範囲が画定されると同時に、甲商品及び丙商品をもって商品の範囲が画定される場合がある。

⑤-4. 大口小口市場(4 その他)

⑤-5. ロックイン市場

⑤-6. 当事会社の事業活動の範囲と一定の取引分野

- ・当事会社グループが多岐にわたる事業を行っている場合には、それらの事業すべてについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定していくこととなる。

(2) 地理的市場

例. 国内だけ30%のシェア、国外では3%のシェア等-特に、どの地域を当該市場とするかによって供給者の市場占拠率が大きく異なる。地域を広くとれば問題となる当事者の市場占拠率が低くなり、狭くとれば占拠率が高くなる。

東宝・スバル事件審決(公取委昭25.9.29.、審決集2巻146頁、百選ケース3)-16条事業[営業]の重要な賃貸借事件

- ・商品市場に地域的な限定を加えて、市場支配力が及んでいる地域的限界を画定する役割。
例えば、特定商品の顧客層に対して特定商品の供給者がどこまで市場支配力を及ぼしているかを画定。
- ・基本的には商品市場画定と同様な考え方。

企業結合ガイドライン-地理的範囲についても、商品の範囲と同様に、まず、需要者からみた各地域で供給される商品の代替性の観点から判断される。各地域で供給される商品の代替性は、需要者及び供給者の行動や当該商品の輸送に係る問題の有無等から判断できることが多い。

さらに、需要者からみた代替性のほかに、供給者にとっての代替性についても、前記2の商品の範囲の考え方に準じて判断される。

・影響を及ぼす要因

ガイドライン—供給者の事業地域、需要者の買い回る範囲など、商品の特性、輸送手段・費用など
一般—メーカー及び供給者の位置、及び大きさ、販売部門の発達の程度、輸送手段の発達の程度と運賃、消費者の慣習等

①全国市場と地域市場

②世界市場

・SSNIP基準を適用していくと国境を越えた市場が成立しうる

・企業結合ガイドライン—ある商品について、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、日本において価格が引き上げられたとしても、日本の需要者が、海外の供給者にも当該商品の購入を代替し得るために、日本における価格引上げが妨げられることがあり得る。このような場合には、国境を越えて地理的範囲が画定されることとなる。

・世界市場の分析を行うこと(2007年ガイドライン見直しによる変更。それ以前は国内市場分析に限定し、国際競争は市場分析において輸入問題として処理した。現行ガイドラインは、上記条件を満たす場合には輸入の一部が市場参加者として扱われ、市場シェア・集中度計算に含まれることを意味する)

③関税・非関税障壁の除去にともない地理的市場の確定には困難な問題が生じ得る—輸入品という形での代替品の登場により輸入品をも考慮することがある。ただし、国内市場と輸出入が関わる国際市場では違いがあることの認識も必要。

(3)商品市場及び地理的市場両方についての注意事項

・具体的事件では、この両概念の画定のために以上で挙げた要因の他に個々の事件で問題となった行為との関係がある—その行為により市場支配力がどの商品及びどの地域までにおよぶかということが問題となる。

・SSNIPの現実への適用—実際の法適用の上ではSSNIPはどのような機能を持つのか？実際にSSNIP分析を行って市場を画定するのか？

→実際の事件でSSNIPを使用したと明言されるようなものはきわめて少ない。

→現実には使えないという、経済学者の言明もある。

→日本法の画定—必ずしもSSNIPに対応していないという批判もある。

→思考方法、整理方法。

(6-5-3)反競争(競争制限)効果の判定

・市場支配力形成、維持、強化の蓋然性を判断するために、市場構造基準を中心に判断を行う。

・以下では企業結合ガイドラインであげられている企業結合の形態、形態毎に問題となる反競争効果、反競争効果を判定するためにどのような要因が検討されるのか、検討方法、等を取り上げて企業結合の反競争効果判定の枠組みを整理する。

①企業結合形態毎の反競争効果の分析

水平型結合—単独の市場支配力、共同の市場支配力

垂直型企業結合—市場閉鎖・排他性の発生(単独の市場支配力)、協調行動の促進

混合型企業結合—市場閉鎖・排他性の発生(単独の市場支配力)、協調行動の促進

②市場支配力行使が経済的に意味を持つ場合の条件—当事者のシェアの意味

③反競争効果判定のための検討要因及び検討方法

・各種要因の列挙+各種要因を「総合的に勘案」する。

・「総合的に勘案」とは？

ケースパーケースの判断？

反競争効果と競争促進効果の比較衡量？

該当項目の多寡？

該当項目の数量の多寡？

必ずしも明確ではない。

→反競争効果が発生するか否かの見極め。

④理論的な枠組みの示唆

○市場シェアと市場集中度が分析の出発点。

○市場シェアと市場集中度のみでは決定されない。ただし、両者の重要性は高い。

・単独の市場支配力分析で企業結合当事者のシェアが小さい場合には産出量削減が当事者に損失をもたらすのみであるので市場支配力問題を生ずることはない(→セーフハーバーの設置の可能性)。

・市場シェア・市場集中度以外の要因はどのような意味を持つのか→市場支配力を肯定する要因？否定する要因？

・市場シェア・集中度に基づく推定則の有無。→日本法では不存在

(6-5-4)反競争効果の分析方法と考慮要因

(6-5-4-1)市場集中度HHIに基づくセーフハーバー(単独の市場支配力・共同の市場支配力共通)

・水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられず、ガイドライン提示の各判断要素に関する検討が必要となるとは通常考えられない。

①企業結合後のHHIが1,500以下である場合

②企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHI増分が250以下である場合(注6)

③企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHI増分が150以下である場合

・個別判断・規制可能性の留保—上記の基準に該当しない場合であっても、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断される。

・過去の事例に照らせば、企業結合後のHHIが2,500以下で、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。

・企業結合によるHHI増分は、当事会社が2社の場合、当事会社のそれぞれの市場シェア(%)を乗じたものを2

倍することによって計算可能。

- ・HHIと市場シェアとの関係（ガイドライン）—ごく一部の主要事業者の市場シェアしか把握できない等の理由により、HHIの値が上に示した数値を超えるか否か判断できないような場合には、生産集中度調査から得られた関係式（HHI＝最上位企業の市場シェア（％）の2乗×0.75＋上位3社累積市場シェア（％）×24.5－466.3）を用いた推計値によって検討するものとする。

(6-5-4-2) 単独の市場支配力

反競争効果の内容

単独行動による競争の実質的制限

(1) 当事者・競争者の状況—市場シェア・市場集中度

① 量的基準

(i) 市場シェア

- ・企業結合ガイドラインの列挙要因—「当事会社グループの地位及び競争者の状況」と「その他」の要因の分類可能（第4・2）
- ・前者—当事会社グループ（以下、単に「当事会社」とする）の市場シェアおよびその順位、当事会社間の従来の競争の状況、競争者のシェアとの格差、競争者の供給余力および代替性
- ・後者—輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力、総合的な事業能力、効率性、当事会社の経営状況
- ・「総合的に勘案」前記
- ・市場シェアと市場集中度の役割—市場支配力を立証する際の出発点。
- ・市場支配力の立証における量的基準と質的基準—市場シェアと市場集中度は「量的基準」、それ以外は「質的基準」
- ・当事者の市場シェア（共同の市場支配力形成の場合、共同の市場支配力形成の主体となる企業の合計市場シェア）—市場支配力形成の経済的必要条件。
- ・当事者の市場シェアが小さい場合＝市場価格に影響を及ぼしうるだけの産出量を有さない場合—産出量削減が企業に損失をもたらすだけであるので規制に必要性がない。→セーフハーバー設置の可能性
- ・企業結合ガイドライン—市場集中度・HHIによる（前記）。

(ii) 市場集中度

- ・市場全体の競争状況を知る要因—供給者の競争者数が多いほど、需要者の代替的取引先が多く、各企業が直面する需要の価格弾力性は大きなものとなる。競争者数が多いほど、共同の市場支配力の形成・維持は困難に。
- ・市場集中度計測指標—累積集中度（CR1）とハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）
- ・累積集中度—上位n社の市場シェアの和（合計）
- ・累積集中度の欠陥—①上位企業以外の競争者について、情報が反映されず、上位数の取り方で数値が異なる。
②市場全体での企業総数と規模分布を反映した指標ではない—次のような区別ができないことから企業結合の反競争効果分析には問題が生ずる→首位企業が68%のシェアを有し、続く2企業が1%ずつのシェアを有する場合も、上位3社が70%のシェアをほぼ等分する場合も、ともに上位3社集中度は70%である。おそらく、前者は単独の市場支配力が問題になる場合。後者は共同の市場支配力が問題になる場合。累積集中度からは、この区別は不可能。
- ・HHI—すべての市場参加者についてそれぞれの市場シェアを2乗し、その和（合計）をとる。
例 シェアが30%、30%、20%、20%の4企業からなる市場。市場のHHIは、 $2600=30^2+30^2+20^2+20^2$
—理論上、10000（完全独占）から、0（原子的競争）までの幅を持つ
- ・HHIの長所—市場における全企業のシェアを検討し、競争者間の市場シェア格差をよりよく反映する。
企業総数と規模分布を考慮できる点で累積集中度よりも理論的には優位性を有する。
- ・HHIの欠点—著しく高いシェアが過大に評価される欠点を有する
- ・従来のガイドラインは、累積集中度を利用。現行ガイドライン（2007年改訂前の平成16年策定のガイドライン）が初めてHHIを採用。（2007年改定前のガイドラインでは、企業結合後のHHIが1800未満の市場を「市場が高度に寡占的ではない場合」（第4・2（1）（注7））、1000未満の市場を「市場構造が寡占的ではない場合」（第4・1（3）（注5））として整理）。

- ・2007年改定後のガイドラインのHHIに基づくセーフハーバー—前記
- ・参考2007年改定前のガイドラインの場合—「当事会社間の従来の競争状況等並びに競争者の供給余力及び代替性の観点から考慮して問題がない場合」には（後者・後述「供給の代替性」問題）、次にあげる三つの場合に単独の市場支配力発生の「おそれは小さいと通常考えられる」（第4・2（1）カ）
①市場が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社の市場シェアが25%以下であり、かつ10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合。②市場が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社の市場シェアが35%以下であり、かつ10%以上の市場シェアを有する2以上の競争者が存在する場合。③企業結合によるHHIの増加分が100未満の場合であって、10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合。

(iii) 市場シェア・市場集中度の機能—市場支配力に関する推定則の問題

- ・企業結合ガイドラインにおける両指標の機能—セーフハーバー機能
- ・市場支配力推定準則として使用せず—規定なし、判例・審判決上も準則確立せず。
—推定準則→市場シェア・市場集中度が一定値を超えた場合に「一定の取引分野における競争を実質的制限に制限する」に至ったと推定を行い、反証を企業結合当事会社に要求すること（米国法では判例法の下これが準則化しており、ガイドラインにも取り入れられている。規制当局は、企業結合後のHHI、および企業結合によるHHIの上昇値に応じた審査を行う政策を公表）。
- ・推定則の優位性—①精緻な市場支配力分析を行うためには、市場状況に関する詳細な情報の必要性（特に共同の市場支配力（寡占的協同関係）立証において）。②情報の偏在（規制当局よりも、企業結合当事会社側が、市場に関する情報を有していることが多い）。→規制当局にとり事件処理の有力な手段になる。

② 競争者の状況

- ・企業結合ガイドラインは、企業結合当事者の状況と並んで競争者の状況を考慮要因としている。
- ・示されている要因—企業結合当事者と競争者とのシェアの格差、競争者の供給余力又は代替性
- ・競争者の市場シェアに関する分析は、基本的にシェア分析の一要因と考えられる。
- 競争者の供給余力・代替性を競争者の状況として検討することの意味。

→供給余力や代替性が大きい場合には、合併当事者の市場支配力の抑制要因となりうる(合併当事者の大きな市場シェア(つまり市場支配力)の長期的、持続的保持が困難となる(産出量削減による価格支配力の形成維持強化は不可能になる))。

○供給の代替性を発生要因①既存企業の増産、②新規参入がある。既存企業の増産の方が市場支配力抑制要因としての機能が大きい(サンクコストが小さく、現実的である)。→分析の際にこの要因の有無・大きさを優先して検討すべき。

・留保ー市場画定及び市場シェア算定時における供給の代替性をどの程度考慮したかにより反競争効果分析において検討する必要性・余地は左右される。ただし、活発な競争者(marvericks)の扱いには注意が必要。

・企業結合ガイドライン

→・企業結合当事者の価格引き上げに対する牽制力としての位置づけ

→・競争者の供給余力が十分でない場合には、企業結合当事者と競争者の市場シェア格差がさほど大きくない時でも、企業結合が競争に及ぼす影響が小さいとはいえないことがある。

→・3類型のセーフハーバーに付帯する留保「ただし、当事会社間の従来の競争状況等並びに競争者の供給余力及び代替性の観点から考慮して問題がない場合に限る。」(第4・2(1)カ)

③参入

・企業結合ガイドラインは、当事者・競争者の状況に加えて、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力を考慮要因としている。

・示されている要因ー輸入、参入、隣接市場からの競争圧力

③-1. 参入

○参入を検討することの意味

→新規参入が容易な場合、新規参入が合併当事者の市場支配力の抑制要因となりうる

○新規参入が市場支配力の抑制要因として機能するか否かを判定する場合の観点

→①参入の蓋然性ー参入が容易か否かを判断する参入障壁の大小の検討

→②参入に要する時間ー市場支配力が持続したり、形成されたりする期間に対応して参入に必要な期間が重要である。参入に長期の時間を要する場合には参入は市場支配力の抑制要因たり得ない。

米国ガイドライン及び日本法の運用例ー2年程度

→③参入の十分性ー市場支配力抑制に十分な規模・大きさ

○現実の参入又は参入の可能性ー参入の可能性がただで市場支配力抑制要因となりうる場合がある(「潜在的競争」といってもよい)

企業結合ガイドライン「参入が容易であり、当事会社グループが商品の価格を引き上げた場合には、より低い価格で当該商品を販売することにより利益をあげようとする参入者が現れる蓋然性があるときには、当事会社グループは、参入者に売上げを奪われることを考慮して、商品の価格を引き上げないことが考えられる」(第4・2(3))「参入圧力が十分働いていれば、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となる。」(第4・2(3))

・参入圧力が十分働いているか否かは、輸入の分析同様に、次の①~④のような参入に係る状況をすべて検討の上、参入が一定の期間に行われ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。

・一定の期間ー2年以内を目安。産業の特性により短期間の場合もあれば長期間の場合もある。輸入における「一定の期間」についても同様である。

・考慮要因ー①から④

③-2. 輸入

○参入の特殊形態としての輸入

・輸入を検討することの意味ー参入一般と同様の視角(企業結合ガイドラインー「輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が一定の取引分野における競争を制限することとなるおそれは小さいものとなる(注7)。需要者が当事会社グループの商品から容易に輸入品に使用を切り替えられる状況にあり、当事会社グループが当該商品の価格を引き上げた場合に、輸入品への切替えが増加する蓋然性が高いときには、当事会社グループは、輸入品に売上げを奪われることを考慮して、当該商品の価格を引き上げないことが考えられる。」(第4・2(2))

・輸入圧力が十分働いているか否かについては、次の①~④のような輸入に係る状況をすべて検討の上、商品の価格が引き上げられた場合に、輸入の増加が一定の期間(注8)に生じ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。

・一定の期間ー2年以内を目安。産業の特性により短期間の場合もあれば長期間の場合もある。参入における「一定の期間」についても同様である。

・考慮要因ー①から④

・通常の参入との相違点ー国際取引であることに起因する独自の困難さがある場合がある。

・実務上ヒアリングの実施

③-3. 隣接市場からの競争圧力

・画定された一定の取引分野に関連する市場、例えば、地理的に隣接する市場及び当該商品と類似の効用等を有する商品(「競合品」)の市場における競争の状況についても考慮の対象となる。

・例えば、隣接市場において十分に活発な競争が行われている場合には、当該一定の取引分野における競争を促進する要素として評価し得る場合がある。

ア 競合品

当該商品と機能・効用は類似しているが別の市場を構成している競合品の市場が存在する場合には、販売網、需要者、価格等の面からみた機能・効用の類似性により、競合品が、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することをおある程度妨げる要因となり得る。

イ 地理的に隣接する市場の状況

当該一定の取引分野の地理的範囲が限られている場合、それに隣接して同一の商品が供給されている別の地理的市場が存在するときには、その近接度、物流手段、交通手段、当該市場の事業者の規模等により、当該隣接市場における競争が、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することをおある程度妨げる要因とな

り得る。

④相手方購買力等

・企業結合当事者の取引相手や取引相手の存在する市場の状況を考慮要因としている(第4・2(4)ウ)

○検討することの意味

→他の要因と同様に企業結合当事者の市場支配力の抑制要因

・企業結合ガイドライン(5)需要者からの競争圧力「当該一定の取引分野への競争圧力は、次の取引段階に位置する需要者側から生じることもある。」

・需要者の交渉力「需要者が、当事会社グループに対して、対抗的な交渉力を有している場合には、取引関係を通じて、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することのある程度妨げる要因となり得る。」

・考慮要因「需要者側からの競争圧力が働いているか否かについては、次のような需要者と当事会社の取引関係等に係る状況を考慮する。」

① 需要者の間の競争状況 需要者の商品の市場における競争が活発であるときには、需要者は、供給者からできるだけ低い価格で当該製品を購入しようとする場合もあると考えられる。例えば、原材料メーカーの企業結合の場合、当該原材料を使用する完成品の市場における競争が活発であるときには、当該原材料の需要者である完成品メーカーは、完成品の価格を低くするため、できるだけ低い価格で当該原材料を調達しようとするものと考えられる。この場合、当事会社グループが当該商品の価格を引き上げると売上げが大きく減少する可能性があるため、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することのある程度妨げる要因となり得る。

② 取引先変更の容易性 需要者が、ある供給者から他の供給者への供給先の切替えを行うことが容易であり、切替えの可能性を当該供給者に示すことによって価格交渉力が生じているときには、需要者からの競争圧力が働いていると考えられる。例えば、需要者が、電子商取引や入札購買によって競争的に供給者を選択している場合、容易に内製に転換することができる場合、当該商品以外を含めて多様に取引を変更することが容易な状況にあり購買者圧力が形成されている場合、大規模な量販店のように取引規模が大きく複数の購買先を有している場合等、需要者の調達方法、供給先の分散の状況や変更の難易の程度などからみて、当該需要者の価格交渉力が強いときには、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することのある程度妨げる要因となり得る。」

(6-5-4-3) 共同の市場支配力

・協調的行動による競争の実質的制限(寡占的協調) 競争者の協調的行動をとることによってある程度自由に価格などの条件を左右することが可能になる状態

・協調的行動のもっともらしさ? 競争者の協調的行動による産出量削減・価格引き上げ行為(=カルテルを想定すればよい)は、協調的行動参加者全体の利益になる。

・協調的行動からの逸脱(裏切り)発生の可能性 協調的行動から逸脱し産出量を増大させることで、逸脱者はより大きな利潤を獲得可能(例えば、協調価格よりわずかな値下げをしただけで顧客を総取りすることも可能)

→このような裏切りが発生するのはどのような場合か? =協調からの逸脱が合理的である場合

例えば、取引が一回限りであること

・では、取引が無制限ある場合はどうか? 裏切りは合理的か?

→逸脱して低価格販売が行われた場合他の企業も低価格販売に転じる可能性がある。逸脱当初は利益が大きくても、その後の低価格販売では利益が少なくなる。協調的行動を継続した場合の長期的な利益と、裏切って短期的には大きな利益を得てその後は低利益になる総利益との比較。どちらが大きいか。

→長期的に見れば協調的行動を維持した方が利益が大きいと考えることが合理的な場合がある。

・協調行為成立の理論的条件①協調行為について相互了解の成立、②協調行為からの逸脱(裏切り)の監視(発見)可能性、③逸脱への制裁可能性

・協調行為の可能性を検討する際の市場条件①競争者の対称性、②市場の透明性、③市場の安定性

①市場構造要因

(i)市場集中度

・高い市場集中度は・協調行為発生の経済的必要条件

←競争者数が多ければ、協調行為の相互了解は難しい。

←逸脱のインセンティブが大きい(協調行為が成立しても、競争者数が多いほど、一般に各企業が直面する需要の価格弾力性は大きく、逸脱の利益大。競争者数が多いほど逸脱の監視は困難で、逸脱の存在を確認できても逸脱者を特定できないこともある)。

・企業結合ガイドライン

セーフハーバーの一要因 単独型と同様(2007年改訂前)「市場構造が寡占的ではない場合」(ハーフィンダール指数100未満の市場)において、当事会社が市場シェア25%以下の場合(単独の市場支配力の場合も共通)(第4・1(3))。

問題となりうる場合「一定の取引分野における競争者の数が少ない又は少数の有力な事業者が市場シェアが集中している場合には、競争者の行動を高い確度で予測しやすい」(第4・3(i)ア)。

・共同の市場支配力形成のためには当事者の合計市場シェアが一定以上必要であるが企業結合ガイドラインでは数値は特定されていない。

・課題 市場集中度に基づく推定則の確立。

(ii)競争者の対称性及び製品の同質性

・企業結合ガイドライン「各事業者が同質的な商品を販売しており、費用条件が類似している場合などには、各事業者の利害が共通することが多いため」、協調行為の危険性が高まる(第4・3(i)ア)。

・競争者の(費用の)対称性が協調促進要因である理由 協調的行動参加者間での共同利潤最大化を達成するためには、参加者間の限界費用が等しくなるように生産量の割り当て調整が必要となるため。

なぜそういえるのか 限界費用の高い企業があると、その企業は他の企業と比べてより多くの生産量削減の必要が生ずる可能性がある。生産量を増大させる参加者から生産量を減少させる参加者への適切な補償がない限り、協調行為の成立は困難。

・費用の対称性の判断指標 競争者の市場シェアを参照することで判断可能。

- ・製品の同質性
 - ・製品の同質性が協調促進要因である理由—同質的製品であれば共通価格の設定が容易なため(製品が差別化されている場合、共通価格を設定することができず、差別化に応じた価格を設定しなければならぬ)。
←理論上、同質財市場での価格競争により価格は限界費用まで下がる。寡占市場では、このような競争状態がもたらされる(企業にとっては熾烈な競争状態と見なされる)ことはお互いの企業が周知しており、そのような事態回避のインセンティブが生ずる(協調行為が問題とされた公表事例は、すべて同質財市場におけるもの)
- (iii) 市場参加者の費用構造
- ・協調行為を促進する場合と、困難にする場合がある。
 - ・協調行為困難化の場合
固定費用に比べて限界費用が小さい場合→協調逸脱インセンティブが大きい←生産量増加による利潤拡大効果が大きい
ため(例・ハイテク産業—研究開発やネットワーク構築に大きな固定費用を要する反面、限界費用が極めて小さいことが一つの理由)。
余剰生産能力の存在は、限界費用が小さいことで推認可能
 - ・協調促進化の場合
生産のために大きな固定費用を必要としている市場—市場価格<平均費用という状態回避のために協調行為に走るインセンティブが大きい。
余剰生産能力の存在—逸脱があった場合生産増加による価格引き下げが実際に可能であるということを示しており、逸脱への制裁の信憑性を高める。
- (iv) 市場の需要条件
- ・企業結合ガイドライン—「需要の変動が大きい場合や、技術革新が頻繁であり、商品のライフサイクルが短い場合などは、例えば、価格を引き下げて売上げを拡大し、あるいは競争者の売上げを奪うことにより、大きな利益を得ることができる可能性が高いので」、協調行為の危険性は低い(第4・3(2)イ)。
 - ・需要の価格弾力性が大きい場合には、価格引き上げに伴う需要の減少分が大きいいため、協調行為への誘因は小。
 - ・さらに需要の減少に伴い余剰生産能力が発生する場合には、③で述べたように、協調行為からの逸脱の誘因が大。
 - ・協調行為の成立および安定関連要因。
 - ・将来の需要変動(協調行為の成立関係要因)—安定需要は協調促進要因。
→需要成長が予想される場合、成長する需要をめぐる競争が生じ、協調行為が困難化。
→需要減少が予測される場合には、一義的に判断できない→サンクコストが大きい市場では協調行為への誘因が大きくなる場合、価格低下圧力が協調行為を困難にする場合があり得る。
- (v) 市場の透明性
- ・企業結合ガイドライン—「事業者団体が構成事業者の販売価格や数量に関する情報を収集・提供している場合など、価格、数量など競争者の取引条件に関する情報が容易に入手することができるときには、競争者の行動を高い確度で予測しやすく、また、競争者が協調的行動をとっているかどうか把握することも容易である」(第4・3(2)ア)。
 - ・高い市場透明性—協調促進要因
 - ・なぜそういえるか—協調行為の相互了解が容易化。逸脱を監視の容易化。
 - ・市場の透明性に影響を与える要因—製品の同質性等、事業者団体の存在、市場における協調促進的慣行の存在、垂直統合(垂直統合が進展している場合には、末端価格の監視により、協調行為の安定性を高めることができる。→垂直型企業結合の反競争効果=市場の透明性を上昇による協調促進効果)
- (vi) 取引相手・取引条件
- ・企業結合ガイドライン—「大口の取引が不定期に行われている場合には、例えば、価格を引き下げて大口の取引を受注することによる利益が大きく、また、その機会も頻繁ではないので」、協調行為の危険性は低い。「小口の取引が定期的に行われている場合には」、協調行為の危険性は高い(第4・3(2)ア)。
 - ・大口顧客取引—逸脱の可能性を高める←大口取引ほど短期利益が大きいため
 - ・大口顧客—協調行為対抗要因(買い手購買力、供給の代替性関連要因)—新規参入を誘引する。自ら上流市場へ参入する。
- (vii) 参入・輸入
- ・単独型と同様な考慮
- ②市場行動・市場成果要因
- 過去の競争状況
- ・市場で活発な競争を仕掛ける企業(一匹狼(マーベリック)と呼ぶことがある)を消滅させる企業結合—企業結合による集中度の増加がわずかでも、大きな協調促進効果を持つ可能性がある(第4・3(1)イ)。
 - ・市場でプライスリーダーシップの相互了解が存在する場合—競争者間の対称性等を検討し、相互了解の可能性を推認することは不要。企業結合が行われることでプライスリーダーシップの相互了解が消滅するか否かのみを検討すればよい。
 - ・協調行為の経歴が存在する市場における企業結合に対しては、厳格な審査が必要—経歴が協調行為の相互了解の存在を示すとともに、各種間接証拠の解釈に一定の方向性を与えるから。
 - ・企業結合ガイドライン—「価格改定について協調的行動がとられたことがある場合には、当該商品について協調的行動がとられやすい取引実態等がある可能性が高いと考えられる」(第4・3(2)ウ)。
 - ・以上のような市場参加者の過去の競争行動は、協調促進効果についての市場構造要因の検討に加えて、その市場構造要因の上でより協調促進効果が発生しやすいか否かを評価する場合の追加的考慮要因となる。
- (6-5-5) 効率性の考慮—反競争(競争制限)効果と競争促進効果の取り扱い
- ・企業結合などにより企業結合当事者の効率性が向上する場合をどのように評価するか。
- ①企業結合企業の効率性向上が競争促進要因となる場合に考慮するのは当然(ガイドラインにおける下位企業の設例(後述)のような場合)
- ②市場支配力の発生維持強化と効率性の並存する場合
- ・効率性向上など競争促進要因と競争制限効果の比較考量
 - ・効率性向上のある場合の集中度基準等の緩和
 - ・事件開始時の考慮、違法判断における考慮

- ・立証責任—効率性の存在又は不存在のいずれの立証を義務づけるか。誰に立証させるか。
- ・効率性の立証要因は何か？—現実性、具体性、迅速性・時期、規模
- ・2007年改訂前のガイドライン—内在的考慮を行い、外在的考慮には消極的。
 外在的考慮に消極的な理由—当時までの通説実務。
 - ①規定の文言(生産上の効率性の勘案を許容する文言が規定上ない)
 - ②企業結合により発生する市場のテストを経た効率性ではなく、将来的に発生しうる効率性を発生の蓋然性のある反競争効果と比較衡量することは不当。
 - ③結合当事者の利益と需要者の不利益との関係。
- ・旧企業結合ガイドライン—「効率性の改善が競争を促進する方向に作用すると認められる場合…にこれを考慮する」(例・下位企業が合併によりコスト競争力などを高めそれにより製品価格引き下げ・品質向上につながり上位企業との競争が促進されると見られる場合)←そもそも市場支配の蓋然性がない場合？
- ・2007年改訂前企業結合ガイドライン(平成16年5月31日)—旧企業結合ガイドラインと同様「(6) 効率性 当該企業結合による規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減及び研究開発の効率化等の効率性の改善が競争に及ぼす影響の程度をみるものである。効率性の改善が競争を促進する方向に作用すると認められる場合(例えば、下位企業が合併によりコスト競争力、資金調達力、原材料調達力などを高め、それが製品価格の引下げや品質の向上などにつながり、市場の競争が促進されるとみられる場合)にこれを考慮する。」
- ・2007年改定企業結合ガイドライン—企業結合後当事会社グループの効率性が向上することで、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合、その点も加味して競争に与える影響を判断する。
- ・検討の視角—①企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、②効率性の向上が実現可能であること、③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。
- ・独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。
 - 「① 企業結合固有の効率性向上であること 当該効率性の向上は、企業結合に固有の成果でなくてはならない。そのため、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、次世代技術・環境対応能力など研究開発の効率性等予定される効率性に関する各要因について、それが、より競争制限的とはならない他の方法によっては生じ得ないものである必要がある。」
 - 「② 効率性の向上が実現可能であること 当該効率性の向上は、実現可能なものでなくてはならない。この点については、例えば、当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、予定される効率性に関する株主及び金融市場に対する説明用の資料、効率性の向上等に関する外部専門家による資料等を検討することとなる。」
 - 「③ 効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであること 当該効率性の向上により、製品・サービスの価格の低下、品質の向上、新商品の提供、次世代技術・環境対応能力など研究開発の効率化等を通じて、その成果が需要者に還元されなくてはならない。この点については、前記②に示した資料のほか、例えば、価格低下等の効果をもたらすし得る能力向上に関する情報、需要・供給両面の競争圧力の下で価格低下、品質向上、新商品提供等を行ってきた実績等を検討することとなる。」

Cf. 効率性の取扱学説

- ①効率性を反競争性の指標であるとする立場
- ②効率性を反競争効果とは比較考量しない。—市場支配力の発生などによりデッドウェイトロスが発生又は拡大する場合には効率性発生を考慮しない。
- ③効率性を反競争効果と比較考量する—デッドウェイトロスと価格引き下げ効果の大小を計量的に比較？
- ④効率性を勘案するが効果の考量は行わない→効率性が発生する合併などについてはシェア基準を引き上げる。(事件採択の際あるいは違法判断の際)
- ⑤効率性を勘案するが違法判断の際には考慮しない。→救済措置設計の際に効率性の低下する方法はとらない。規模の経済の実現を阻害する分割などは行わない。

主張事実についての条件—効率性の規模、実現の期間、具体性、消費者への均填の有無

2007年改訂前の企業結合ガイドライン

- ②の立場？(タイプ1の誤謬(市場支配力の形成維持強化行使の容易化をもたらさず、効率性を達成する可能性が高い企業結合を規制する誤り)とタイプ2の誤謬(効率性の達成に寄与せず、市場支配力の形成維持強化行使の容易化をもたらす企業結合を規制しない誤り)があるが、タイプ2の誤謬重視型。)

(6-5-6) 企業結合ガイドラインの変更点

- ・2007年改定における変更点
 - ①市場画定におけるSSNIP基準採用の明示
 - ②水平型企業結合におけるセーフハーバーの整理
 - ③競争の実質的制限の判断要素の整理—新規参入について参入及び輸入を分離。参入及び輸入についての考慮の視点及び考慮要因を整理・新設。隣接市場からの競争圧力と需要者からの競争圧力を分離し検討の視点・考慮要因を新設整理。
 - ④効率性・経営状況についての記述を見直し整理。—効率性については、判断要素(3点)を明示。
 - ⑤垂直型企業結合及び混合型企業結合のセーフハーバーを整理
 - ⑥問題解消措置について整理—構造的措置の原則化など。
- ・株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方(平成10年12月21日)から「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日策定公表)(2007年改訂前)の大きな変更点
 - ①水平型と垂直・混合型を別項目にして整理
 - ②水平型の反競争効果を単独行動による場合と、協調促進型の場合に区別し。単独型でも通常と同質財市場の場合と差別化された市場の場合で反競争効果の発生ストーリーを区別
 - ③考慮要因については基本的に旧ガイドラインと同様であるが、反競争効果の内容と対応して、どのような場合に反競争効果が発生しやすいか、反競争効果促進要因と反競争効果阻害要因、あるいは同じ要因でもどのような場合にいずれの効果を生じやすいか旧ガイドラインよりも明確化

Cf. 「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」
(平成10年12月21日策定公表) (平成13年4月1日追補) の考慮要因

(1) 単独の市場支配力の場合

① 当事者の地位－市場シェア、順位、当事会社間の従来競争状況など

①－1. 市場シェア

- ・競争への影響の大きい場合－当事者のシェアが大きい場合、市場シェアの増加分が大きい場合、又は、競争者のシェアとの格差が大きい場合
- ・企業結合後のシェアの変動要因の勘案
 - ・生産能力上のシェア、輸出比率、自己消費率の勘案（余剰生産能力、輸出分や自己消費分を国内市場向けに転換し市場シェア拡大可能な場合があり→必要に応じて勘案する）
 - ・当事会社の直近のシェア合計、又は、結合実行後当事会社のシェアの大変動の見込まれる場合（最近の販売数量、売上高動向、ユーザーの選好変化による変動加味）

①－2. 順位

- ・競争への影響の大きい場合－当事会社のシェア順位の高い場合、又は、結合により大きく順位が上昇する場合

①－3. 当事会社間の従来競争状況など

- ・競争への影響の大きい場合－当事会社のシェアや順位が高くない場合でも、当事会社間で活発な競争が行われていたこと、又は、当事会社の行動が市場での競争を活発にしたことが、市場全体での価格引き下げ、品質・品揃えの向上につながっていた場合。

② 市場の状況－競争者数・集中度、参入、輸入、取引関係に基づく閉鎖性・排他性

②－1. 競争者数

- ・競争への影響の大きい場合－競争者の数が少ない場合
 - ・協動的行為が行われやすくなることの考慮←競争者数減少により寡占的市場に変化する場合・例上位3社累積度が70%を超える場合
 - ・当事会社の市場支配力形成・維持・強化の阻害可能要因－結合後の当事会社と同等以上のシェアを有する競争者のあるとき
 - ・有力な競争者の存在の意義－市場支配力の阻害要因になる場合、又は協調促進要因となる場合－過去の競争の状況、特に市場シェアや価格変動状況を参照して検討する。

②－2. 参入

- ・考慮要因－参入障壁の有無（参入規制の有無・参入に要する最低資金規模・立地条件・技術条件・原材料調達条件・販売面の条件・製品差別化の状況等）、生産設備に重要な変更を加えることなく当該商品供給可能な事業者の有無、外国事業者の参入の蓋然性
- ・参入障壁の程度についての考慮要因一例・競争者の交替・数の増減などの変動状況、上位3社累積シェアの変動傾向など
- ・潜在的競争者の取得による新規参入の可能性の消滅も考慮（→混合型結合）

②－3. 輸入

- ・国内ユーザー向け輸入をシェア参入する。
- ・輸入圧力の勘案－輸入圧力が十分働いていれば、結合によるシェア上昇があっても競争制限のおそれは小さくなると考える。
- ・考慮要因－輸入量推移、価格・品質等の面での輸入品の競争力の程度、海外における有力な事業者の存在等による輸入の蓋然性、輸出国の需給バランス等

②－4. 取引関係に基づく閉鎖性・排他性（→垂直型結合）

- ・競争に影響を及ぼす場合
 - －取引関係者間での結合の結果、当事会社の競争者が有力な販売先や購入先の喪失又は取引機会を喪失する場合、当事会社の各市場での競争への影響あり。考慮要因－当事者のシェアや総合的事業能力の大きいほど影響大。
 - －有力なメーカーと有力な流通業者での垂直型結合－多段階参入を強いられることによるコスト増による参入の困難さを発生・上昇させると影響大。
 - －結合後の一方当事者と結合当事者の競争者が結合後取引を継続する際に、競争者が結合前と比較して競争上不利に扱われ、実効性ある競争期待できなくなると、影響大。

③ その他－総合的事業能力等、隣接市場からの競争圧力、効率性

③－1. 総合的事業能力等

- ・考慮要因－原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等
- ・破綻会社との結合の条件付許容－当事会社の一方が破綻会社（実質的に債務超過に陥っているか、運転資金が受けられない状況で、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合）であり、企業結合により救済可能な事業者のうち他方当事者による企業結合より競争に与える影響が小さいものの存在を認め難い場合
 - このような状況であれば市場支配力の形成などになる企業結合でも許容する？

③－2. 隣接市場からの競争圧力

- ・競争制限効果緩和要因としての考慮－企業結合で問題となる市場の隣接市場（地理的隣接市場、当該商品の加工品や次の取引段階の市場、類似機能を有する代替品市場）における活発な競争の存在
- ・地理的隣接市場－隣接して同一商品が供給されている市場において。近接度、物流手段、交通手段、当該市場の事業者の規模などを勘案。結合当該市場での制限緩和要因として考慮できる。→新規参入、需要者の移動、鞘取り取引等を想定か？
- ・次の取引段階の市場－結合で問題となる一定の取引分野の次段階市場での競争状況を勘案。結合当該市場での制限緩和要因として考慮できる。→結合企業に対抗する購買力・洗練された購買者などを想定するの？
- ・代替品市場－昨日効用の類似性あるが別市場を構成する代替品市場。販売網、需要者、価格などを勘案した代替性の程度次第で競争に影響を及ぼす。

③－3. 効率性

- ・結合による効率性改善（結合による、規模の経済性、生産設備統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発の効率化等）
- ・考慮の場合一効率性改善が競争促進方向に作用する場合に勘案

(6-6) 破綻会社の抗弁

倒産会社などを合併することによりシェアが高くなるなどして市場支配力が生じる蓋然性がみられる場合
成長・拡大産業市場、停滞・衰退産業市場

(6-6-1) 「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日策定公表）では、結合当事者の総合的事業能力の判断に含まれている

- ・当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合の判断
- ・独禁法上問題となるおそれが小さい場合
 - ①企業結合により救済することが可能な事業者
 - ②他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難い場合
- ・当事会社が業績不振に陥っているかどうかなどの経営状況も、当事会社の事業能力評価において考慮。

(6-6-2) 平成16年企業結合ガイドライン

- ・別項目化一効率性の後に(7) 当事会社グループの経営状況
- ・業績不振等（ア）一旧企業結合ガイドラインと同じ表現
- ・競争を実質的に制限することとならない場合（イ）の項目の新設一水平企業結合の単独の市場支配力問題の発生が通常考えられない場合の明示。会社全体又は特定事業部門の破綻
 - ①企業結合後の当事会社グループの市場シェアが50%以下で、かつ、当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合で、企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。
 - ②企業結合後の当事会社グループの市場シェアが50%以下で、かつ、当事会社の一方の企業結合の対象となる事業部門が著しい業績不振に陥っており、近い将来において市場から退出する蓋然性が高い場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。

(6-6-3) 2007年改定企業結合ガイドライン

- ・競争を実質的に制限することとなるおそれが小さい場合の類型化
次の場合には、水平型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。
 - ①当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況で、企業結合がなければ近い将来に倒産し市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合で、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。
 - ②当事会社の一方の企業結合の対象となる事業部門が著しい業績不振に陥っており、企業結合がなければ近い将来において市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合で、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。
- ・改訂前からの変更一市場シェア上限基準の撤廃と規制の可能性の留保

(6-7) 垂直型企業結合及び混合型企業結合

- ・垂直型企業結合および混合型企業結合一競争者を減少させずシェアや集中度等の市場構造上の変化をもたらさないので、競争への影響が間接的で、水平型企業結合よりも反競争効果が問題となる場合が少ない。
- ・企業結合ガイドライン一「垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないで、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくなく、市場の閉鎖性・排他性、協同行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」（第5・1）
- ・セーフハーバー
- ・企業結合ガイドライン（第5・1・(3) 競争を実質的に制限することとならない場合）
 - (1) 企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記①又は②に該当する場合、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない。
 - ①当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合
 - ②当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後のHHIが2,500 以下の場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合
 - (2) これらの基準に該当しない場合でも、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断される。
 - (3) 過去の事例に照らして、企業結合後のHHIが2,500 以下であり、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。

(6-7-1) 垂直型企業結合

- ・企業結合ガイドライン一「市場の閉鎖性・排他性」及び「協同行動促進」
- ・企業結合が行われる市場の上流または下流の市場が寡占的でなければ（あるいはともに競争的であれば）競争上問題にならないことが通常。
- ・近年注目されてきたのは、規制緩和・改革による規制市場への競争導入後にも旧規制市場において事実上の独占が存続すること、ネットワーク・IT産業などの重要性などから垂直型企業結合による市場支配力問題が大きくなってきたため。

①市場の閉鎖性・排他性

・ライバル費用引き上げ戦略採用の可能性(競争排除型の市場支配力問題の発生)

→原材料メーカーAと完成品メーカーBが合併し、これまでAと取引していたBの競争者Cが、企業結合前と比較して不利な取引条件を提示されたり、Aが取引を拒否した場合には、Cは新たな取引相手・供給源を探さねばならない場合。→原材料費の値上がり、新たな取引相手の開拓に要する追加的費用、新たな取引先である原材料メーカーとの取引がAとの取引と比して取引条件がよくない場合。→Cの製品価格が費用上昇分だけ値上がりし、Bとの競争上不利な立場になる。

・垂直型企業結合により競争者Cの競争圧力(供給の代替性)が弱まり、結合当事者Bによる価格引き上げが可能に。

・Cが代替的取引先をみつけられず、市場から退出せざるをえない場合には、Cの競争圧力は完全に消滅

・原材料供給者と購入者との関係、メーカーと流通業者の関係、いずれでも問題となる。

②協調行為の促進

・市場透明性と垂直型企業結合

→メーカーが、下流の流通業者を吸収することで、流通業者が扱っている競争者の商品価格の情報をより容易に知ることができるようになる。垂直型企業結合はメーカーがお互いに相手方の販売価格をより容易に知ることを可能とする。垂直型企業結合が市場の透明性を高めて協調行為からの逸脱(裏切り)の監視をよいくにすることで、協調行為を誘引する(垂直型企業結合を行ったメーカーの流通業者が競争メーカーの商品を扱う場合、協調促進効果はより直接的であるが、そうでなくとも市場の透明性が向上する場合がある)。

・メーカーと流通業者との関係、原材料供給者と購入者の関係、いずれでも問題となる。

・企業結合ガイドライン「メーカーが垂直型企業結合関係にある流通業者を通じて、当該流通業者と取引のある他のメーカーの価格等の情報を入手し得るようになる結果、当事会社グループのメーカーを含むメーカー間で協調的に行動することが高い確度で予測することができるようになる場合がある」(第5・1(2))。

(6-7-2) 混合型企業結合

市場支配力発生シナリオ

・企業結合ガイドライン「市場の閉鎖性・排他性」および「協調的行動促進」による市場支配力問題発生の可能性

①市場の閉鎖性・排他性

・企業結合ガイドライン「企業結合後の当事会社グループの原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、競争力が著しく高まり、それによって競争者が競争的な行動をとることが困難になり、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じることがある」(第5・1(1))。

→混合型企業結合により強大な資金力を獲得することで、略奪的価格設定を可能にする地位が生ずる場合

→商品Aで独占力(市場支配力のうち高度なもの)を有する企業が、関連商品Bの生産企業を買収し、商品Bの販売を開始することで、①AとBとの抱き合わせ販売を開始し、A市場における独占力をB市場に拡張する場合、②顧客による製品の一括購入がみられる市場で、自然に競争者を排除する効果が生ずる場合。

・上記略奪や抱き合わせなどの反競争効果(競争者を排除しうる戦略的地位の形成など)を根拠に企業結合を規制する際の問題点一予測・予見可能性の困難さ。問題となる排除行為が発生した時点で規制すればいいのではないか。(→効率性に基づく排除とそうでない排除の区別の困難性)。

②協調行為促進

・ある企業が、混合型企業結合により複数市場で活動することで、競争者が同じ市場で活動する場合には、競争者間の接触や情報の共有の度合いが増加し協調関係が増す場合

③潜在競争の消滅

・企業結合ガイドラインが言及していないストーリー—潜在的競争の消滅

・混合型企業結合が新規参入の競争圧力を消滅させ、市場支配力問題を生ずる場合

・新規参入の脅威のゆえに、既存企業による単独または共同の市場支配力形成が困難になっている場面において問題となる。企業結合により供給の代替圧力を低下させて、市場支配力形成等を可能にする。

・新規参入の可能性自体を消滅させる効果と、現実には新規参入が行われなくとも新規参入者が存在するだけで市場支配力問題が生じないという状態を消滅させる効果の二つの効果がある。

(6-8) セーフハーバー基準

・企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、上記の基準に照らして個々の事案ごとに具体的判断要素を総合的に勘案して判断する。しかし、当事者の市場での地位や競争状況によっては詳細な審査なしでも問題がないと考えられる場合もある。

・公取委の取り扱い

・「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」

(平成10年12月21日策定公表)で通常は競争を実質的に制限することとならないとされる場合

①当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合

②輸入を含め参入が容易であると判断される場合であって、寡占的でない一定の取引分野において、当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、順位が第2位以下である場合(上記ウの状況に該当する場合を除く。)

③当該企業結合によって、当事会社グループの地位や競争者の数に変動がない、いわゆる垂直型結合・混合型結合の場合であって、市場の閉鎖性・排他性、総合的事業能力等の問題を生じない場合

・2007年改訂前の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日策定公表)

(1) 水平結合の場合

① 企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合

② 市場構造が寡占的ではない場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

・(注4)市場シェア算定についての注による明確化(商品の販売数量(製造販売業の場合)を基準にする。当該商品にかなりの価格差があり、価額で供給実績等を算定するという慣行が定着している場合など、数量によることが適当でない場合、販売金額により市場シェアを算出。国内需要者向けの輸入は、シェアの算出に当たり国内への供給として算入。

各事業者の生産能力シェア、輸出比率又は自己消費のウェイトについても、需要に対応して余剰生産

能力、輸出分又は自己消費分を直ちに国内市場における販売に回し、市場シェア拡大が可能な場合があり、必要に応じて考慮に入れる。

- ・(注5)「市場構造が寡占的ではない場合」の定義—当該企業結合後のHHIが1,000未満である場合をいう。関係事業者全ての市場シェア把握が困難なためHHIの正確な値の算出が困難な場合、生産集中度調査から得られた関係式($HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2,344.4$)を用いた推計値によってHHIが1,000未満であるかどうか判断。ただし、把握可能な事業者の市場シェアからみてHHIが明らかに1,000以上であるときを除く。

③破綻企業・部門の企業結合であり、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが50%以下である場合(第4-2(7)イ)

(2) 水平型企業結合が単独行動により競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる場合の追加

- ・3類型について、企業結合が単独型市場支配力問題を生ずることは小さいと通常考えられるタイプの明示
- ・ただし、当事会社間の従来の競争状況等並びに競争者の供給余力及び代替性の観点から問題がない場合に限る。
- ・商品が差別化されている場合には、10%以上の市場シェアを有する競争者の販売する商品と当事会社グループが販売する商品との代替性を考慮する。
- ・3類型該当の企業結合でも、協調的行動問題を生ずるか否かは、別途検討。

①市場構造が高度に寡占的でない場合(HHIが1800未満)であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、市場シェア10%以上の競争者が存在する場合(第4-2(1)カ①)

②市場構造が高度に寡占的でない場合(HHIが1800未満)であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下であり、かつ、市場シェア10%以上を有する競争者が2以上存在する場合(第4-2(1)カ②)

③当事会社グループの市場シェアの増加分が僅少(HHIの増分100未満)な場合であって、市場シェア10%以上の競争者が存在する場合(第4-2(1)カ③)

(3) 垂直結合及び混合結合

- ・競争を実質的に制限することとならない場合

①当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合

②当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、市場構造が寡占的ではない場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合(注5)

- ・単独の市場支配力問題を生ずるおそれが通常小さいと考えられる場合。

①当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合(注7及び8)

②当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する2以上の競争者が存在する場合(注7及び8)

- ・(注7)「市場構造が高度に寡占的ではない場合」とは、当該企業結合後のHHIが1,800未満である場合をいう。関係事業者すべての市場シェアを把握することが困難なためHHIの正確な値を算出することが困難な場合には生産集中度調査から得られた関係式($HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2,344.4$)を用いた推計値によってHHIが1,800未満であるかどうか判断する。ただし、把握することができる事業者の市場シェアからみてHHIが明らかに1,800以上であるときを除く。

- ・(注8)市場シェアの算定に当たっては、輸入分の市場シェアは、いわゆるメーカー輸入の場合などを除き、原則として、競争者の市場シェアとして扱う。

- ・(注9)「市場シェアの増加分が僅少である場合」とは、HHIの増加分が100未満である場合をいう。

・2007年改定後の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日策定公表)

(1) 水平型結合の場合

- ・市場集中度HHIに基づくセーフハーバー(単独の市場支配力・共同の市場支配力共通)

・水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられず、第4の2及び3に記した各判断要素に関する検討が必要となるとは通常考えられない。

① 企業結合後のHHIが1,500以下である場合

② 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHI増分が250以下である場合(注6)

③ 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHI増分が150以下である場合

・上記の基準に該当しない場合であっても、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断される。

・過去の事例に照らせば、企業結合後のHHIが2,500以下で、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。

・企業結合によるHHI増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれの市場シェア(%)を乗じたものを2倍することによって計算可能。

・HHIと市場シェアとの関係(ガイドライン)—ごく一部の主要事業者の市場シェアしか把握できない等の理由により、HHIの値が上に示した数値を超えるか否か判断できないような場合には、生産集中度調査から得られた関係式($HHI = \text{最上位企業の市場シェア}(\%) \times 2 \times 0.75 + \text{上位3社累積市場シェア}(\%) \times 24.5 - 466.3$)を用いた推計値によって検討する。

(2) 垂直型結合または混合型結合の場合

- ・第5・1・(3)競争を実質的に制限することとならない場合

[1]企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記①又は②に該当する場合、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない。

①当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合

②当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後のHHIが2,500以下の場合であって、

企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

- [2] これらの基準に該当しない場合でも、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断される。
- [3] 過去の事例に照らして、企業結合後のHHIが2,500以下であり、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。

(6-9) 共同出資会社

- 二つの場合分け①出資会社が行っていた特定の事業部門の全部を共同出資会社によって統合し、出資会社の業務と分離させる場合。②出資会社が行っていた特定の事業部門の一部を共同出資会社により統合する場合。(企業結合ガイドライン第4・2(1)ウ、3(1)エ)
- ①の場合の審査—出資会社が共同出資会社の事業分野から撤退する場合には通常の合併同様(部分合併)→合併審査と同様(「ある商品の生産・販売、研究開発等の事業すべてが共同出資会社によって統合される場合には、共同出資会社について、市場シェア等を考慮」)。
 - 出資会社と共同出資会社の業務の関連性は薄い
- ②の場合—共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じる可能性あり(「出資会社相互間に協調関係が生じるかどうかについては、共同出資会社に係る出資会社間の具体的な契約の内容や結合の実態、出資会社相互間に取引関係がある場合にはその内容等を考慮」)。
- ②の協調関係—生産(・研究開発)を行う共同出資会社媒介による出資会社の販売活動(・生産販売活動)での協調関係、A市場での共同出資会社媒介によるB市場での協調関係など
- ②の協調関係は、出資から生ずるスピルオーバー効果の問題(共同出資会社を媒介にして共同出資会社の目的・活動範囲を超えて協調関係が出資会社間に発生すること)
- ②の場合の審査—①の場合とは異なり慎重な市場分析が必要—共同出資会社機能の限定・出資会社機能との関連性(補充・代替関係—垂直・水平関係)、出資会社の存続期間がどうなっているのか。
 - 共同出資会社と出資会社の機能が明確に分離されそれぞれが独立して活動を行う場合には競争への影響は間接的(共同出資会社—研究開発・生産のみ、出資会社—販売のみ)
 - 存続期間が短期であれば競争への影響は限定的
- ②の場合の審査(協調関係・出資会社相互)1—「ある商品の生産部門のみが共同出資会社によって統合され、出資会社は引き続き当該商品の販売を行う場合、共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じるときには、出資会社の市場シェアを合算する等して競争に及ぼす影響を考慮する」。
- ②の場合の審査3(協調関係・出資会社相互)2—「他方、出資会社は引き続き当該商品の販売を行うが、共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じることのないよう措置が講じられている場合には、競争に及ぼす影響はより小さい」
- 措置—情報遮断措置(ファイアーウォール)など
- ②の場合の審査(協調関係・出資会社と競争者・ガイドライン第4・3(1)エ) 1—「他方、出資会社が行っていた特定の事業部門の一部が共同出資会社によって統合される場合等には、出資会社についても、競争者と協調的な行動をとるとみられるかどうかを考慮する」
- ②の場合の審査(協調関係・出資会社と競争者)2—「出資会社間についても競争者と協調的な行動をとるとみられるかどうかを考慮すべきかどうかの判断に当たっては、共同出資会社に係る出資会社間の具体的な契約の内容や結合の実態、出資会社相互間に取引関係がある場合にはその内容等を考慮する」
- ②の場合の審査(協調関係・出資会社と競争者)3—「例えば、ある商品の生産部門のみが共同出資会社によって統合され、出資会社は引き続き当該商品の販売を行う場合、共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じることのないよう措置が講じられているときであっても、生産費用が共通となることから価格競争の余地が減少し、他の出資会社を含め競争者と協調的な行動をとる誘因が生じると考えられる。このような場合、出資会社が他の出資会社を含め競争者と協調的な行動をとるとみられるかどうかを考慮することとなる。」
- 注—垂直型の協調促進及び市場閉鎖効果類似の効果

Ⅲ. 規制手続き

(1) 規制手続き①—事前届出制度

- 15条、15条の2、16条についての事前届出制度
- 資産規模に基づく届出義務

(1-1) 合併の事前届出制度—15条2項、3項

① 国内の会社同士の合併(2項)

- 合併当事会社の中に当該会社の総資産と当該会社の国内の親会社・子会社の総資産を加算した総資産合計額が「100億円超の会社」と「10億円超の会社」がある場合に限り事前の届出義務(要件に該当しない小規模会社同士の合併は届出義務なし)。
- 「親会社」とは、当該会社の50%超の議決権を保有する会社。「子会社」とは、当該会社が50%超の議決権を保有する会社
- 合併当事会社が3以上ある場合であって、当事会社の中に「総資産合計額100億円超の会社」が最低1社と「総資産合計額10億円超の会社」が最低1社ある場合は、他の会社が総資産合計額10億円以下の会社であっても、合併当事会社全社による届出義務あり。

② 外国会社同士の合併(3項)

- ・外国会社同士の合併の場合は、合併当事会社の中に当該会社の国内の子会社及び営業所の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高（以下「国内売上高」といいます。）が100億円超の会社と同10億円超の会社がある場合に限り事前の届出義務あり。
- ③親・子会社間及び共通の親会社を有する兄弟会社間の合併は届出義務なし。

(1-2)分割（共同新設分割及び吸収分割）の届出制度（15条の2第2項、第3項及び第5項）

(1-2-1)共同新設分割

- ①国内の会社間で共同新設分割を行う場合において、事業の全部を新設する会社に承継させるときには、分割当事会社の総資産合計額が100億円を超える会社と10億円を超える会社がある場合に事前届出義務あり。
- ・なお、分割当事会社総資産合計額とは、分割当事会社の総資産と当該会社の国内の親会社・子会社（いずれも当該会社と50%超の議決権保有関係にある会社）の総資産を加算した額
- ②国内の会社間で共同新設分割を行う場合において、事業の重要部分を新設する会社に承継させる会社があるときには、当該会社については、「総資産合計額」ではなく、「当該承継の対象部分に係る年間売上高」により届出の要否が判断される。
- ③外国会社間の共同新設分割
- ・外国会社間で共同新設分割を行う場合、「総資産合計額」又は「当該承継の対象部分に係る年間売上高」を「当該会社の国内の子会社及び営業所の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高（以下「国内売上高」）」と読み替える。

(1-2-2)吸収分割

- ①吸収分割により事業を承継しようとする会社の総資産合計額が100億円超である場合、届出義務があるのは次の場合。
- ・事業の全部を承継させようとする会社の総資産合計額が10億円超であるとき
 - ・事業の重要部分を承継させようとする会社の当該承継の対象部分に係る年間売上高が10億円超であるとき
- ②吸収分割により事業を承継しようとする会社の総資産合計額が10億円超である場合、届出義務があるのは次の場合。
- ・事業の全部を承継させようとする会社の総資産合計額が100億円超であるとき
 - ・事業の重要部分を承継させようとする会社の当該承継の対象部分に係る年間売上高が100億円超であるとき
- ③外国会社間の吸収分割
- ・外国会社間で吸収分割を行う場合、上記（1）の共同新設分割の場合と同様に、「総資産合計額」又は「当該承継の対象部分に係る年間売上高」を「国内売上高」と読み替える。
- (1-2-3)合併等と同様、親・子会社間及び兄弟会社間の会社分割は、届出義務なし。

(1-3)事業譲り受け等

- ①届出義務のある会社
- ・会社（譲受会社。外国会社の場合も同じ。）の総資産に国内の親会社と子会社の総資産を加算した総資産合計額が100億円超の会社。
 - ・「親会社」「子会社」については合併と同様。
- ②届出が必要な場合
- ・総資産100億円超の国内の会社の事業の全部を譲り受けるとき。
 - ・国内の会社から、譲受け対象部分に係る年間売上高が100億円超の事業の重要部分又は事業上の固定資産を譲り受けるとき。
 - ・国内売上高100億円超の外国会社の事業の全部を譲り受けるとき
 - ・譲受け対象部分に係る国内売上高が100億円超の外国会社の事業の重要部分又は事業上の固定資産を譲り受けるときに限り事前の届出が必要となる。
 - ・なお、国内売上高とは、当該外国会社の国内の子会社及び事業所の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高をいう。
- ③合併と同様、親・子会社間及び兄弟会社間の事業等の譲受けは、届出義務なし。
- ④「事業の賃借」、「経営の受任」及び「損益を共通にする契約の締結」は、届出義務なし。

(1-4)届出後の手続（15条4項、5項、15条の2第6項及び16条5項による準用）

①合併禁止（待機）期間及び同期間の短縮（15条4項）

- ・会社は、合併の届出受理の日から30日を経過するまでは、合併をしてはならない。
- ・禁止期間の短縮—公正取引委員会は、必要があると認める場合には、30日間の合併の禁止期間を短縮可能。
- ・期間短縮の趣旨—定期日までに合併をしないと会社が倒産するおそれがある等合併を行うことに緊急性が認められる場合があることに対応。
- ・合併当事会社から合併禁止期間の短縮の申出があった場合は、公正取引委員会は、当該事案が独占禁止法上問題がないことが明らかな場合であって、合併禁止期間を短縮することについて合理的な理由があると認められるときは、合併禁止期間を短縮。
- ・手続—通常、当事会社から、届出が遅れた理由、合併を予定日に行う必要がある理由等を記載した書面の提出を受けて、検討。

②審査期間（15条5項）

- ・平成10年の改正前の制度では、合併の禁止期間と公正取引委員会が審判開始決定又は勧告することができる期間（審査期間）をともに30日間（当該期間の短縮又は合併当事会社が同意した場合に限り60日間の延長が可能）としていた。
- ・法改正による変更
 - (1)届出受理後、合併禁止期間内に審査に必要な報告、情報又は資料の提出を求めた場合、届出受理後120日経過日もしくは公取委が提出を要請した追加報告等を受理した日から90日経過日のいずれか遅い日までの期間を審査期間とする（合併の禁止期間の延長は廃止）。
 - (2)公取委が、排除措置など必要な措置を銘ずる場合には審査期間内に通知(49条5項)を行わなければならない

い。ただし、以下の二つの例外がある。

(3) 例外①—合併に関する計画の届出に当たり、当事業会社が独禁法上の問題点を解消する等の措置を期限内に履行しない時(15条5項1号)。この場合、期限の日から1年以内に限り、公取委が措置をとることができる。その場合には、15条5項規定の通知を要する。(15条6項)

(4) 例外②—15条1項の届出計画中重要な事項について虚偽記載があった場合

③産業活力再生特別措置法による特例—禁止(待機)期間の短縮

- ・産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画で、事前相談において独禁法上問題がないとされたものについて、同内容の届出が行われた場合、原則として、当事業会社の求めに応じて、15条4項(同法15条の2第6項及び16条5項の準用の場合を含む。以下同じ。)の期間を7日間を限度として短縮。
- ・当該企業結合に係る事前相談において独禁法上問題がない旨の回答後に、回答の基礎となった事実が著しく変化した場合は、独禁法15条4項の期間を短縮しないことがある。
- ・産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について、事前相談されずに届出が行われた場合で、独禁法上問題がないと認められるときは、原則として、当事業会社の求めに応じて、独禁法15条4項の期間を15日間を限度として短縮する。

(2) 規制手続き②—株式所有報告書制度(10条2項, 3項)

①報告義務のある会社

- ・総資産が20億円超の会社(外国会社を含む。)であり、かつ、当該会社と議決権保有比率が50%超の関係にある国内の親会社と子会社の総資産を合計した額(以下「総資産合計額」)が100億円超の会社。
- ・「親会社」「子会社」については合併の場合と同様

②報告が必要な場合

- ・総資産10億円超の国内の会社の議決権を新たに10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合。
- ・国内の子会社及び営業所の最終貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が10億円超である外国会社の議決権を新たに10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合。
- ・ただし、①、②の場合とも、会社を新規に設立して、設立と同時に発行済株式すべてを取得する場合は、株式所有報告書の提出は不要なし。
- ・合併により①、②が生じる時は、「合併に関する計画届出書」の所定の欄に当該事項を記載することにより、株式所有報告書の提出は不要となる。

③報告期限

- ・②の場合において議決権保有比率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。

(3) 規制手続き③—事前相談制度

- ・15条、15条の2、16条—一定の企業結合について規模などに基づき事前届出義務が課されており、事前審査制度が採用されている。
- ・上記以外の各条項該当企業結合について—事前届出・事前審査制はない。10条には、総資産規模などを基準とした事後届出制が規定されているが、他については全く届出規制がない。
- ・ただし、事前相談制度が存在し第4章各規定規制対象行為について実際に行為が行われる前に公取委による一定の判断が下される場合がある(市場集中、一般集中両方に共通である)。(「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」平成10年12月21日公正取引委員会「第4事前相談について 具体的な企業結合の計画について、事業者から独占禁止法上の問題の有無について照会がある場合は、公正取引委員会は、本考え方に基づき回答することとする。この事前相談の内容及び回答については、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その概要を公表するものとする。」→その後の改善など 平成14年12月11日公正取引委員会「企業結合計画に関する事前相談への対応について」)
- ・企業結合審査に関する独占禁止法上の運用指針(平成16年5月31日)—「(付1)事前相談について 具体的な企業結合の計画について、事業者から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて照会がある場合は、公正取引委員会は、本運用指針に即して企業結合審査を行い、法第4章の規定に照らして、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうか回答する。

この事前相談については、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月11日公正取引委員会)に即して対応することとする。」

- ・「企業結合計画に関する事前相談への対応方針」(平成14年12月11日公正取引委員会、改訂平成18年1月4日、改訂平成19年3月28日)

趣旨—対応の迅速化、透明性向上

事前相談制度の内容

①第一次審査審査と第二次審査の2段階審査制度

2007年の企業結合ガイドライン及び関連制度の見直し前は書面審査、詳細審査といわれていた。

- ・第一次審査
- ・第二次審査—第一次審査後に行われる「更に詳細な審査」

②文書での回答と第二次審査の公表(審査中の意見募集と結果の公表)

- ・委員会の審査結果の透明性を高めるため、委員会が第二次審査を行った事前相談に対する回答は、文書で行い、当事者の秘密にわたる部分を除き公表される。

③第一次審査又は第二次審査で独禁法上問題なしとされた事案については、事前相談と同一な届出などが行われた場合には法定措置は採らない。ただし、届出内容が事前相談対象の計画と異なる場合、事前相談の際に提出された資料・説明が事実と異なる場合はこの限りでない(後者の場合には事前相談に対する回答の撤回が予定されている)。

④事前相談の申し出要件(当事者の自発性、計画内容の提示、第二次審査時の公表への同意)、必要的提出

資料・項目の提示、任意的提出資料・項目の例示、第一次審査及び第二次審査に関する期限の設定

- ・提出資料の種類・項目の明確化詳細化が2007年見直しで図られた。
- ・追加資料請求―事前相談申出があった場合、審査開始に必要な追加資料の有無が検討され、企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出された日から原則20日以内に、追加資料が必要ないと判断された場合にはその旨を通知し、追加資料が必要と判断された場合には追加資料リストを書面で提示する。
- ・第一次審査の開始及び期間―追加資料が必要ない旨を当事会社に通知した場合には当該通知日をもって、また、追加資料リストを提示した場合には当該追加資料が提出された日から第一次審査を開始する。原則30日以内に、独禁法上問題がない旨又は第二次審査が必要な旨を通知する。
- ・第二次審査の通知―第二次審査の必要な旨の通知には、対象となる商品や地理的範囲を特定した上、具体的な独禁法上の論点を説明する。
- ・委員会は、第二次審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請する。
- ・第二次審査の開始―第二次審査開始の必要性を当事会社に通知後に審査を開始する。
- ・第二次審査と非公表事案の取り扱い―第二次審査実施のために非公表事案については、具体的資料提出要請に対応する資料提出前に当事会社による事案公表が必要条件。公表されない場合には事前相談は中止される。
- ・第三者による意見提出機会の提供―委員会による第二次審査実施の公表後30日以内に委員会に対して意見書提出機会の提供
- ・第二次審査における問題点指摘手続き―当該企業結合計画が独禁法4章規定に照らして問題がある旨指摘する場合、他の事業者の秘密にわたる部分を除き、問題ありと判断した根拠（当事会社が主張した事実に係る認定、委員会で実施した調査・分析やアンケート調査の結果等）を示す。この前提として当事会社も各種の事実主張が可能である。
- ・第二次審査の終了及び回答―第二次審査の結果は、当事会社による要請された具体的な資料提出日から原則として90日以内に、文書によって理由を提示して行われる。当事会社の秘密にわたる部分を除き公表される。

(4) 規制措置

(4-1) 排除措置

17条の2 第四章の規定に違反する企業結合に対する排除措置

(4-1-1) 17条の2第1項の排除措置の対象違反行為→10条1項（株式保有規制の実体規制）、11条1項（銀行・保険会社の株式保有規制の実体規制）、15条1項（合併規制の実体規制）、15条の2第1項（共同新設分割・吸収分割規制の実体規制）、16条1項（事業譲渡など規制の実体規制）、17条（脱法行為）

- ・受命者―事業者
- ・措置の内容→株式の全部又は一部の処分、事業[営業]の一部譲渡、その他必要な措置

(4-1-2) 17条の2第2項の排除措置の対象違反行為→9条1項（過度経済力集中事業会社の設立）2項（過度経済力集中事業会社への転換）、13条（役員兼任の制限）、14条（会社以外の者の株式保有の制限）、17条（脱法行為）

- ・受命者→違反行為者（14条は会社以外の者である）
- ・措置の内容→株式の全部又は一部の処分、会社の役員との辞任、その他必要な措置

(4-2) 合併・共同新設分割・吸収分割無効の訴え

- ・15条2項規定の合併事前届出を懈怠し（又は4項規定の一定期間の合併実行の禁止を無視し）て合併が実行された場合（分割の場合も同様。18条2項）→公取委による合併無効の訴えの提起可能（18条）
- ・ただし、排除措置は併用不可（17条の2第1項参照、個々には15条1項違反に対する排除措置は規定されているが、15条2項及び3項については言及されず、18条のみで言及される。従って、17条の2第1項による排除措置は15条2項及び3項違反による無効の訴えでは排除措置は併用されない。）

↓
・違法に設立された過度事業集中型会社や違法になされた合併を事後に排除する措置をとる必要性があるが、そのために何故無効の訴えという制度が採用されたか

↓
・会社の設立後及び合併実行後には、会社を中心にして取引や組織などの複雑な法律関係が形成される、通常の排除措置によっては、かかる法律関係の混乱が生ずる。これらの混乱を回避するために商法上の無効の訴えを利用している。

商法上の設立無効の訴えの制度→対世効による法律関係の画一的処理、遡及効の否定等による法律関係の混乱の防止制度の準備

(4-3) 問題解消措置

- ・企業結合計画に対して、当初計画の変更・修正を行った上、問題解消措置を条件として企業結合を承認する。
- ・合併の場合―15条5項1号による履行担保措置として問題解消措置を設計することが可能（→そのほかの場合には?）
- ・会社分割・事業[営業]譲渡などの場合、株式保有・役員兼任の場合
- ・問題解消措置はどのような場合に行われるのか―「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」に、問題解消措置によりこの状態の発生が削除できる場合。
- ・問題解消措置の内容―競争を実質的に制限することとなる状態の解消←当該事案で認定された反競争効果の内容とその発生原因は何か。それに対応する措置となっているか。（→反競争効果の理解が重要）

→企業結合ガイドラインの対応部分

「問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討されるべきものであるが、・・・当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することができないように、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本となる。」

- ・当初の企業結合の一部修正による。
- ・解消措置内容
 - 資産などの第三者への売却（構造的措置・資産などの内容についてライセンスなどを含む）、契約・取引関係の規制など（行為的措置）
 - 例・新日鉄事件：競争者への設備譲渡、技術提携、株式譲渡などが行われた。
- ・構造的措置と行為的措置の長短、原則例外関係？
- ①企業結合実行時点で問題が解消することが明確な措置が望ましい→構造的措置が望ましい。？原則
- 企業結合ガイドライン対応部分
 - 「問題解消措置は、事業譲渡等構造的な措置が原則であり、」
 - 「また、問題解消措置は、原則として、当該企業結合が実行される前に講じられるべきものである。」
 - 「技術革新等により市場構造の変動が激しい市場においては、一定の行動に関する措置を採ることが妥当な場合も考えられる。」
 - 行為的措置はもちろん、構造的措置についても設計問題、履行確保措置がある。
- ②構造的措置でも企業結合実施後になされるものについては設計上の問題がある。
- 企業結合ガイドライン対応部分
 - 「やむを得ず、当該企業結合の実行後に問題解消措置を講じることとなる場合には、問題解消措置を講じる期限が適切かつ明確に定められていることが必要である。また、例えば、問題解消措置として事業部門の全部又は一部の譲渡を行う場合には、当該企業結合の実行前に譲受先等が決定していることが望ましく、そうでないときには、譲受先等について公正取引委員会の事前の了解を得ることが必要となる場合がある。」
- ③競争者への譲渡などとなるので、競争者が競争可能な付帯措置を考える、あるいは、譲渡までに資産などの価値を減少させないように企業結合当事者に義務づけを行う、等の設計上の工夫が必要。
- ④企業結合当事者の行為規制を措置内容とする場合には継続的監視システムが必要
- 企業結合ガイドライン対応部分
 - 情報遮断措置、不可欠設備の利用条件の設定
 - 「例えば、商品の生産は共同出資会社において行うが、販売は出資会社がそれぞれ行うこととしている企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において当該商品の販売に関する情報の交換を遮断する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができると判断される場合がある（ただし、前記第4の3（1）エ参照）。また、事業を行うために不可欠な設備の利用等について、結合関係にない事業者を差別的に取り扱うことを禁止することにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることを防止することができると判断される場合がある。」
 - 「ア 輸入・参入を促進する措置等」は、行為規制の側面をも併せ持つために、ライセンス利用条件や貯蔵設備利用条件についての継続的監視が必要。
- ⑤行為規制を措置内容とする場合には、企業結合当事者が競争者や取引相手を競争者・市場支配力の牽制者として実効的なものとするための支援を行っているに等しいのでそのような措置を積極的に行うインセンティブを結合当事者が持つかどうかあるいはそのようなインセンティブを持たせて行わせることができる措置設計・監視が必要。あるいは、継続的關係によって競争者間での協調行為・協調関係が発生する危険性があるのでそのようなことを防止する措置設計・監視が必要。
- ⑥履行確保
 - ・履行確保手段について－15条5項1号・6項による履行担保
 - ・問題解消措置不履行の場合の手続－合併に関する計画の届出に当たり、当事会社が独禁法上の問題点を解消する等の措置を期限内に履行しないときは、その期限の日から1年間は、公取委は排除措置命令の手続きを開始可能（前述）。
- ⑦措置の変更・終了－設計・継続的監視との関連
 - 企業結合ガイドライン対応部分「当事会社グループの申出に基づき、企業結合後の競争条件の変化を踏まえ、当該措置を継続する必要性を評価した結果、当該措置の内容を変更又は終了しても競争を実質的に制限することとなるおそれがない状況になったと判断される場合には、問題解消措置の内容を変更又は問題解消措置を終了することを認めることがある。」
- ⑧非公式・非公表の事前相談の下で行われる条件交渉・承認の問題点
 - ・非公式処理－法運用の透明性、予見可能性（公開され議論の対象となることによって客観的判断基準が蓄積されていく効果）、個別事案における問題処理の妥当性（本当に競争上の問題を解決できたのか。より適切な対応がなかったのか）
- ⑨事例
 - ①小野田・日本セメント合併（平成10年7月合併届出受理・10月合併・新会社・太平洋セメント株式会社）、宇部興産・三菱マテリアルセメント事業統合（平成10年8月営業譲渡届け出受理・10月営業譲渡・新会社・宇部三菱セメント）
 - ②GE、日立製作所及び東芝の原子燃料事業の統合（1999年）
 - ③JTによるRJRNナビスコ・レイノルズの米国外でのたばこ事業の譲り受け（1999年）
 - ④日本航空と日本エアシステムによる持ち株会社設立による事業統合（2001年）

補足資料 2

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日・公正取引委員会）における問題解消措置の類型と考え方(30-33頁)

第6 競争の実質的制限を解消する措置

1 基本的な考え方

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある（以下、このような措置を「問題解消措置」という。）。

問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討されるべきものであるが、当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することができないように、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本となる。

また、問題解消措置は、原則として、当該企業結合が実行される前に講じられるべきものである。やむを得ず、当該企業結合の実行後に問題解消措置を講じることとなる場合には、問題解消措置を講じる期限が適切かつ明確に定められていることが必要である。また、例えば、問題解消措置として事業部門の全部又は一部の譲渡を行う場合には、当該企業結合の実行前に譲受先等が決定していることが望ましく、そうでないときには、譲受先等について公正取引委員会の事前の了解を得ることが必要となる場合がある。

2 問題解消措置の類型

典型的な問題解消措置としては、次のようなものが考えられる。これらが適切な措置となるよう、単独で、あるいは組み合わせて、講じることが考えられる。

(1) 事業譲渡等

企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消するために最も有効な措置は、新規の独立した競争者を創出し、あるいは、既存の競争者が有効な牽制力を有することとなるよう強化する措置である。

このような措置としては、当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲渡、当事会社グループと結合関係にある会社の結合関係の解消（議決権保有の取止め又は議決権保有比率の引下げ、役員兼任の取止め等）などがある。

なお、需要が減少傾向にあるなどのために、当事会社グループの事業部門（例えば、製造販売・開発部門）の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況になく、商品が成熟しており、研究開発、需要者の要求に応じた商品の改良などのサービス等が競争上あまり重要でないなど特段の事情が認められる場合には、競争者に対して当該商品の生産費用に相当する価格での引取権を設定する（長期的供給契約を締結する）ことを問題解消措置とすることが有効であると判断されるときもある。

(2) その他

ア 輸入・参入を促進する措置等

需要が減少傾向にある等のために、当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況にないなどの理由から、事業譲渡等を問題解消措置として講じることができないと認められる場合には、例外的に輸入・参入を促進すること等によって、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるという問題と判断される場合がある。

例えば、輸入に必要な貯蔵設備等を当事会社グループが有している場合、それらを輸入業者が利用することができるようにし、輸入を促進することにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるという問題と判断される場合がある。また、当事会社が有している特許権等について、競争者や新規参入者の求めに応じて適正な条件で実施許諾等を行うことにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるという問題と判断される場合がある。

イ 当事会社グループの行動に関する措置

前記(1)及び(2)アのほか、当事会社グループの行動に関する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるという問題と判断される場合がある。

例えば、商品の生産は共同出資会社において行うが、販売は出資会社がそれぞれ行うこととしている企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において当該商品の販売に関する情報の交換を遮断する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるという問題と判断される場合がある（ただし、前記第4の3(1)エ参照）。また、事業を行うために不可欠な設備の利用等について、結合関係のない事業者を差別的に取り扱うことを禁止することにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることを防止することができるという問題と判断される場合がある。

第1章 企業結合

1. はじめに

1-1. 企業結合とは何か

企業間関係

取引—その時限り。契約関係

組織的關係

- ・相手方の株式を持つ、自社の役員を他社に派遣する・あるいは・自社の役員の地位にあるまま他社の役員につく→他社の経営をコントロールする
- ・株式を相互に持ち合う、役員を相互に派遣する→一方的なコントロールではない？
- ・二つの企業を一つの組織にする（合併）、自分のもっている事業部門や工場などの資産を他社に売却する（営業譲渡）、自分の事業部門を分離し他社から分離された事業部門と統合する（会社分割）。
- ・上記の複合形態？—他社と共同して新規事業を立ち上げるために、共同でお金や人材を出し合って新しい会社を設立する（共同出資会社、ジョイントベンチャー）

企業結合とは—現在大きな企業は経営と所有が分離されているが、他社の所有や経営に関与することにより、元々分離独立し、経営や事業活動について独自の意思を決定し、行動していた企業の行動が、組織的・継続的に調整・統一される。企業行動調整・統一機能を持つ企業組織上の手段によるつながりを「企業結合」という。

2. 企業結合の目的・効果 (1) - 協力の促進

独禁法は市場での競争への影響を見て規制するの否か、介入するの否かを決定する。企業結合に対して独禁法が介入するのは、企業結合のどのような面に注目しているのだろうか？

実は独禁法上企業結合は原則的に自由に行っている行為であるという前提がとられている。その理由はいろいろあるが実は、企業が結合するのはそれなりの理由があって、合理的な面があるからである。まず、企業結合がなぜ行われるのか、どのような合理性があるのかを概観してみよう。

現存の資源の効果的利用 (人、物、金。シナジー効果)

組織間協力による効率化 - 品質改善、費用削減、新製品開発、新市場進出等々

契約の限界

別組織間での取引 - 法的には契約の形態をとる

契約を締結し、実施する上での困難さ

個別の取引条件を紙に書いた内容と、実際の実施の乖離

部品製作を発注する会社と部品製造会社間で、部品製作のために行われる投資

契約を結び、取引をするための情報の問題 - 情報収集コスト、情報の偏在、情報の開示の操作

契約の工夫

工夫はできる。

でも、契約違反の監視がうまくいくか？

実際に守らせることができるか？ (裁判できる?)

情報の入手、支配・利害の統一化

統一的意思決定の下での処理

契約ではなく、組織内での指示指令

・・・

3. 企業結合の目的・効果 (2) - 結合の非効率性・競争の制限

しかし、企業結合はこのような合理的な面しか持たないわけではない。

企業結合の非効率性

競争への悪影響

4. 独禁法による規制

4-1. 企業結合規制

独禁法第4章

一般集中規制 - 株式保有を手段とする一般集中問題への対応

市場集中規制

市場集中規制の規定の説明

15条 合併

16条 営業譲り受け、経営委任

13条 役員兼任

15条の2 共同新設分割、吸収分割

10条 株式保有 (取得、所有の継続) 会社の場合

14条 株式保有 (取得、所有の継続) 会社以外 (個人・社団法人など) の場合

保有形態 - 直接保有、間接保有 - 保有形態については「Ⅲ. 合併株式保有等の規制 (2) - 市場効果の判定 1. 結合関係の有無」(テキスト48から51頁)でもう少し言及する。

17条 脱法行為の規制

一般集中規制 → 「Ⅳ. 「一般集中」の規制」のところで言及 (テキスト74から76頁)

4-2. 規制の要件

独禁法は競争への悪影響を持つ行為を規制する。企業結合を規制する場合の競争への悪影響について、どういふ場合を問題としているのだろうか。

市場集中の規制については2つのルートが考えられている。中心は・・・

実は、一般集中の規制は、「競争を実質的に制限することとなる」ことではなく、別の特殊な基準を用いている (結合方法、株式保有量など、形式的基準による)。

ここでは市場集中の規制に当てはまるもののうち、競争を実質的に制限することとなる場合をみていく。

Ⅱ. 合併・株式保有等の規制 (1) - 市場効果要件の意義

1. 「競争を実質的に制限することとなる場合」

企業間での競争と「一定の取引分野における競争」

独禁法2条4項の競争—企業間での競争の定義
売り手競争、買い手競争、潜在競争

以下、1-1から1-4までは基本的考え方

1-1. 競争の実質的制限

定義—先例による肯定

具体的に現れる効果

市場支配力を成立させる形態—一つの企業が単独で成立させる場合、共同で行われる場合（はっきりしている場合カルテルを結ぶ場合、暗黙の協調）

1-2. 「競争を実質的に制限することとなる場合」

こととなる場合？ 「する」場合との違い

される見込み→将来的な効果、蓋然性（可能性より高く、確実性よりも低い。容易に生じやすい）

結合関係の不可逆性

1-3. 企業結合と競争の制限

企業結合がすべて悪いわけではない。

先に述べたように望ましい目的、望ましい効果を持つ場合あり

テキストのように市場が異なるとか、当事者の市場でのポジションによって競争への効果は異なる。

競争を活発にする効果を持つ場合あり

原則的には行っていい行為である。

1-4. 競争促進効果と反競争効果

問題の企業結合が、「競争を実質的に制限することとなる場合」にあたるかどうかを判断する場合にはどのような効果を視野に入れるのか？

以下では、少々のバリエーション3つ

1-5. 競争者の事業活動の支配・抑圧？

1-6. 「有効な牽制力ある競争者」？

1-7. 競争を排除することを通じた競争の実質的制限

2. 企業結合と競争への影響

独禁法の規定ではどのような手順で企業結合の競争への効果を判断するか大枠

結合手段による当事者間での結合関係の有無+競争効果の判断

Ⅲ. 合併株式保有等の規制（2）—市場効果の判定

1. 結合関係の有無

1-1. 株式保有による結合

1-2. 役員兼任を通じた結合

1-3. 共同出資会社

2. 市場画定とシェアの計算

2-1. 反競争効果の判定方法

2-2. 一定の取引分野（市場）

2-3. 市場画定

2-4. 「商品市場」の画定

2-5. 「地理的市場」ほか

2-6. シェアの計算

2-7. 一定の「取引」分野

- 2-8. 「セロファン・ファラシー」
- 2-9. ロックイン市場
- 2-10. 「下位市場（サブ・マーケット）」
- 2-11. 「世界市場」？
- 2-12. 輸出入と障壁

3. 反競争効果の生じ方と判定方法－水平結合・垂直結合・混合結合

- 3-1. 水平合併－単独型①
- 3-2. 水平合併－単独型②
- 3-3. 水平合併－協調促進型
- 3-4. 垂直合併－協調促進型
- 3-5. 垂直合併－ライバル排除型①
- 3-6. 垂直合併－ライバル排除型②
- 3-7. 混合合併－潜在的競争者との合併
- 3-8. 混合合併－反競争的戦略の促進

4. 「競争を実質的に制限することとなる」かどうかの判断

- 4-1. 制限効果が生じないことが明白な場合
- 4-2. 競争促進効果の考慮
- 4-3. 破綻会社を救済する場合

IV. 「一般集中」の規制

「一般集中」

事業支配力の過度集中

金融会社の持ち株制限

経済状況の変化と一般集中規制

一般集中規制の現代における意義」

V. 手続き

届け出制度

企業結合に伴って採られる措置

事前相談制度

VI. 独占的状態の規制

独禁法8条の4

独占と独禁法

独占的状態の規制

純粹構造規制

垂直型企業結合および混合型企業結合—競争者を減少させないので、市場競争への影響は間接的。

企業結合ガイドライン—「垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくなく、市場の閉鎖性・排他性、協同行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」（第5・1）

企業結合ガイドライン—「市場の閉鎖性・排他性」及び「協同行動促進」により、市場支配力問題を生ずる可能性

上流または下流の市場が寡占的でなければ（上流市場および下流市場がともに競争的であれば）、いずれの場合も競争上問題にならないことが通常であろう。

①市場の閉鎖性・排他性

- ・ライバル費用引き上げ戦略採用の可能性(競争排除型の市場支配力問題の発生)

→原材料メーカーAと完成品メーカーBが合併し、これまでAと取引していたBの競争者Cが、企業結合前と比較して不利な取引条件を提示されたり、Aが取引を拒否した場合には、Cは新たな取引相手・供給源を探さねばならない 場合。→原材料料金の値上がり、新たな取引相手の開拓に要する追加的費用、新たな取引先である原材料メーカーとの取引がAとの取引と比して取引条件がよくない場合。→Cの製品価格が費用上昇分だけ値上がりし、Bとの競争上不利な立場になる。

- ・垂直型企業結合により競争者Cの競争圧力（供給の代替性）が弱まり、結合当事者Bによる価格引き上げが可能に。・Cが代替的取引先をみつけられず、市場から退出せざるをえない場合には、Cの競争圧力は完全に消滅

- ・原材料供給者と購入者との関係、メーカーと流通業者の関係、いずれでも問題となる。

②協同行為の促進

- ・市場透明性と垂直型企業結合

→メーカーが、下流の流通業者を吸収することで、流通業者が扱っている競争者の商品価格の情報をより容易に知ることができるようになる。垂直型企業結合はメーカーがお互いに相手方の販売価格をより容易に知ることを可能とする。垂直型企業結合が市場の透明性を高めて協同行為からの逸脱（裏切り）の監視をよいにすることで、協同行為を誘引する（垂直型企業結合を行ったメーカーの流通業者が競争メーカーの商品を扱う場合、協同行動促進効果はより直接的であるが、そうでなくとも市場の透明性が向上する場合がある）。

- ・メーカーと流通業者との関係、原材料供給者と購入者の関係、いずれでも問題となる。

- ・企業結合ガイドライン—「メーカーが垂直型企業結合関係にある流通業者を通じて、当該流通業者と取引のある他のメーカーの価格等の情報を入手し得るようになる結果、当事会社グループのメーカーを含むメーカー間で協同行動的に行動することが高い確度で予測することができるようになる場合がある」（第5・1（2））。

垂直型企業結合にかかる正式事件としては、日本石油運送事件・審判審決昭26・6・25がある0日本石油運送は、日本海側においてタンク貨車を有する唯一の石油運送業者であった。同社は石油精製業者3社（日本石油、昭和石油、日本鉱業）の原油輸送に従事していた。日本石油が同社の発行済株式20万株のうち7万株を所有し、タンク貨車の利用において日本石油が競合2社に優先することが問題とされた77）。これは、垂直型企業結合による「市場の閉鎖性・排他性」を問題にしたものである。排除措置として、日本石油所有株式7万株すべての処分が命じられた。

比較的最近の事件として、王子製紙・神崎製紙合併事例【平成5年度事例1】がある。流通業界第1位および第2位の取引先に対する持株比率が、それぞれ約16%、33%に増加し影響力が増大することにより「他の製紙メーカーとの販売力の格差が懸念」された。これも「市場の閉鎖性・排他性」を問題にしたものである。な担当該合併新会社と競争製紙会社との合

併が問題となった新王子製紙・本州製紙合併事例【平成8年度事例1】においても、取引先への持株比率増大が問題とされている⁷⁸⁾。

II：混合型企業結合

1 市場支配力発生シナリオ

(1) 市場の閉鎖性・排他性

・企業結合ガイドライン「市場の閉鎖性・排他性」および「協調的行動促進」による市場支配力問題発生の可能性

①市場の閉鎖性・排他性

・企業結合ガイドライン「企業結合後の当事会社グループの原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、競争力が著しく高まり、それによって競争者が競争的な行動をとることが困難になり、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じることがある」(第5・10)。

→混合型企業結合により強大な資金力を獲得することで、略奪的価格設定を可能にする地位が生ずる場合

→商品Aで独占力(市場支配力のうち高度なもの)を有する企業が、関連商品Bの生産企業を買収し、商品Bの販売を開始することで、①AとBとの抱き合わせ販売を開始し、A市場における独占力をB市場に拡張する場合、②顧客による製品の一括購入がみられる市場で、自然に競争者を排除する効果が生ずる場合。

・上記略奪や抱き合わせなどの反競争効果(競争者を排除しうる戦略的地位の形成など)を根拠に企業結合を規制する際の問題点・予測・予見可能性の困難さ。問題となる排除行為が発生した時点で規制すればいいのではないか。(→効率性に基づく排除とそうでない排除の区別の困難性)。

②協調行為促進

・ある企業が、混合型企業結合により複数市場で活動することで、競争者が同じ市場で活動する場合には、競争者間の接触や情報の共有の度合いが増加し協調関係が増す場合

③潜在競争の消滅

・企業結合ガイドラインが言及していないストーリー潜在競争の消滅

・混合型企業結合が新規参入の競争圧力を消滅させ、市場支配力問題を生ずる場合

・新規参入の脅威のゆえに、既存企業による単独または共同の市場支配力形成が困難になっている場面において問題となる。企業結合により供給の代替圧力を低下させて、市場支配力形成等を可能にする。

・新規参入の可能性自体を消滅させる効果と、現実には新規参入が行われなくとも新規参入者が存在するだけで市場支配力問題が生じないという状態を消滅させる効果の二つの効果がある。

2 事例

競争者を排除しうる戦略的地位の形成は、企業結合規制における近年の重要課題である。NTT・NTTドコモによるPHS事業の事例【平成6年度事例6】では、NTTが有する公衆網の不可欠施設性が問題となった。すなわち「公衆網は、実質的にほとんどすべてのユーザーを対象とし、極めて利便性の高いネットワークになっている。このような事情から、NTTの公衆網に接続することなくPHSサービス事業を営むことは、著しく困難な状況にある」とする。

そこで、①NTTは他のPHSサービス事業者との接続も公平かつ適切な条件で行うこと、また(卦新会社はNTTの購買力販売力を利用した事業活動を行わないことなどが、条件とされた。

また、NTTコミュニケーションズ(NTT-C)・J SAT株式取得事例【平成12年度事例6】では、衛星通信サービスにおける競争者が限られるところ、地上網専用線サービスにおいて圧倒的地位を有するNTT r Cが衛星

通信サービスに出資することで、地上網と衛星網を組み合わせたサービス提供が可能となり、J SATの総合的事業能力が高まることが問題となった。

そこで、①NTT-Cは他の衛星通信事業者との接続も公平かつ適切な条件で行うこと、②J SATはNTT-Cの購買力や販売力を利用した事業活動を行わないこと、(診NTT-CとJ SATのタイアップ広告を行わないことが条件とされた。

なお、公取委実務において「総合的事業能力」は、競争者への優位性を示す広い意味で用いられており、必ずしもその外延が明らかではない。三菱化成・三菱油化合併事例【平成6年度事例1】では原材料の生産能力の大きさを示すものとして用いられている。またJAL・JAS事業統合事例【平成

・参考文献

植松勲編著『合併・株式所有と独占禁止法』（商事法務研究会・昭和60年）

舟橋和幸編『独占禁止法による合併株式保有の解説－新ガイドライン・規制事例・届出手続きを中心にして－』（商事法務研究会・1995年）

鵜瀬恵子編『新しい合併・株式保有規制の解説』（商事法務研究会・1998年）

効率性審査

立場

- ① 効率性は反競争性の指標であるとする立場
- ② 効率性を反競争効果とは比較考量しない。→市場支配力の発生などによりデッドウェイトロスが発生又は拡大する場合には効率性発生を考慮しない。
- ③ 効率性を反競争効果と比較考量する。→デッドウェイトロスと価格引き下げ効果の大小を計量的に比較?
- ④ 効率性を勘案するが効果の考量は行わない→効率性が発生する合併などについてはシェア基準を引き上げる。
(事件採択の際あるいは違法判断の際)
- ⑤ 効率性を勘案するが違法判断の際には考慮しない。→救済措置設計の際に効率性の低下する方法はとらない。規模の経済の実現を阻害する分割などは行わない。

主張立証の責任—企業側

主張事実についての条件—効率性の規模、実現の期間、具体性、消費者への均填の有無

ガイドライン

②の立場? (タイプ1の誤謬(市場支配力の形成維持強化行使の容易化をもたらさず、効率性を達成する可能性が高い企業結合を規制する誤り)とタイプ2の誤謬(効率性の達成に寄与せず、市場支配力の形成維持強化行使の容易化をもたらす企業結合を規制しない誤り)。タイプ2の誤謬重視。)

(4-5) 合併事件—新日本製鉄合併事件(1969年)

「競争の実質的制限」についての判断が論点

① 過去の判例の流れ

- ①-1 東宝・スバル事件東京高裁判決(東高判昭26.9.19.高民集4巻14号509頁)
16条・営業譲渡・賃借の制限事例

- ・競争の実質的制限＝状態の惹起である。
「『競争の実質的制限』とは、競争の『実効性ある』制限と同一の意義に帰着し、有効な競争を期待することが殆ど不可能な状態をさすものと解する。」→市場の状態からみた説明
「競争自体が減少して特定の事業者又は事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配できる形態が現われているか、または少なくとも現われようとする程度に至っている状態をさす。」→市場支配力からみた説明
→どの程度以上の市場支配力を規制するかは、政策的課題
程度の限定に関しては、15条の立法趣旨、現在の経済状況に照らして合併規制の果たす役割に鑑みて決定すべき問題

①-2 東宝・新東宝事件東京高裁判決（東高判昭28.12.9.高民集6巻13号868頁、百選ケース6）→どの様な状態がもたらされれば競争の実質的制限が成立しているといえるか。

市場支配概念の相対性

市場での供給量や需要量だけでは決定できない。

他の競争者に対する具体的影響→市場支配状態を裏から説明したもの

「当該事業者または事業者集団に対する他の事業者は、それらの者の意思に拘りなく、自らの自由な選択によって価格、品質、数量等を決定して事業活動を行ない、これによって十分な利潤を収めその存在を維持するということは望み得ないということになる」

②新日鐵合併事件（公取委昭44.10.30審決、審決集16巻46頁、百選ケース64）

②-1 内容

- ・競争の実質的制限→特定の事業者が市場における支配的地位を獲得することとなる場合とし、「ある事業者が・・・その意思である程度自由に、価格・品質・数量・その他各般の条件を左右しうる力を持ちうることとなり」として東宝事件判例理論を踏襲しながら、
- ・競争事業者が競争行動にでることができない場合のみ競争の実質的制限が成立すると判断
- ・競争の実質的制限→他の事業者の競争行動に対する制約がもたらされる場合にだけ成立するとの判断
→有効な牽引力ある競争者が存在する場合には競争の実質的制限が成立しないとした

②-2 反対論

- ・条文における「制限する」との文言は、他の事業者の事業活動に対する支配・制約が要件であることを意味するものではなく、当該市場構造の下で有効な競争が期待できるか否かのみを問題とする

②-3 意味

- ・独占に近い場合にのみだけを競争の実質的制限に該当とする
- ・排除措置の内容→競争事業者が競争行動にでることが論理的に可能であれば十分であるとの措置にすぎない
- ・理論的に可能な規制水準を後退させた。

②-4 この事件以降例として示された判断要因

- ・当該業界の実情、各取引分野における市場占拠率、供給者および需要者側の事情、輸入品の有無、代替品ならびに新規参入の難易等。
- ・経済集中の状況、競争者の存否、新規参入の難易、当事者の競争制限能力等

③新日鐵合併事件以降→1970年代以降の運用例

③-1 水平型合併

- ・認容例の大部分 1位になる場合でも合併会社のシェアは15%程度
- ・業績不振会社の救済の場合にある程度シェアが大きくても認容
- ・その他シェアが大きい場合→その他の要因で競争制限効果がないか、または、営業譲渡などの条件を付けて認容

例1. 1976年特殊鋼合併事例 自動車用エンジンバルブ鋼

シェア50%、競争会社が少ない、技術の点で参入障壁が高い→競争の実質的制限の認定→合併当事会社保有の競争会社株式の処分、当事会社の営業の一部譲渡、技術の公開を条件として、合併を認容

例2.

③-2 垂直型合併→市場地位の直接的変動がないことを根拠として認容されている例が多い。

- ・日本での垂直型合併は、合併以前に資本関係や取引関係があり、当該合併により従来の取引先に対する市場閉鎖効果が発生しない場合が多く、垂直型合併が合法とされる一因となっている。

例・トヨタ自工とトヨタ自販の合併

③-3 混合型合併

- ・混合型合併の要素が水平合併で考慮された事例はあるが、混合型合併自体が違法とされた例はない。

④1990年代半以降

④-1 競争者間でのシェアが大きな事例

三井石油化学工業・三井東圧化学合併（1997年4月）

④-2 外国企業の合併事例

エクソン・モービルの合併（1999年）→米国企業間の合併、当事者は日本国内に日本法人を所有。

④-3 寡占的協調を取り上げたと思われる事例

④-4 市場閉鎖効果を問題とした事例

- ・エクソン・グループによるゼネラル石油の株式取得（平成9年度）

④-5 金融機関関係の事例

④-6 事前相談の結果当事者が合併などを取りやめた事例

- ・業界第1位と第3位の企業がX製品関連事業の研究開発と製造事業を共同出資会社に統合(1999)

・Y製品製造販売分野第一位と第三位の合併

・Z製品製造販売企業であるC社とD社が、商品納入後のサービス業務の共同遂行のためにC社全額出資

(4-1-2) 事前届出制の採用

- ① 目的－規制の実効性の確保、合併の法的安定性・取引の安定性確保、合併企業及び取引関係者の利益をはかる
米国 クレイトン法7条による規制－合併後10数年を経た後、合併をクレイトン法違反として、分割命令。
→ 合併が適法か否か不安定となる。・後に違法とされた場合に分割するコストがかかる。
・合併企業を前提として行われた取引に損害が生じる

↓
不合理であるため、事前届出制を創設（ハートスコット・ロディノ法，1978年）

② 届出対象取引

- ・企業規模により合併について事前届出義務が課される場合とそうでない場合がある。
- ・届出対象企業（15条2項・3項）－総資産で一方当事者が100億円超、他方当事者が10億円超の当事者が含まれる場合（独禁法施行令15条）の国内会社。外国会社は国内売上高で算出。
- ・届出義務免除企業（15条2項但書）－親子会社間合併（同1号）、子会社間合併（同2号）
- ・届出制度の差異の可能性－届出制度の有無、任意届出義務的届出、全合併の義務的届出一部の義務的届出

③ 待機期間制度（15条4項）－合併実施制限・公取委の措置可能な期間

- ・届出受理時から30日間の合併実行禁止期間（短縮可能－4項但書）
- ・公取委は届出対象合併に措置をとる場合待機期間中に審判開始決定等の措置をとる必要がある（5項）。
- ・措置期間制度－待機期間中に公取委が追加情報などを当事会社のいずれかに求めた場合に、届出受理日から120日又は追加情報に関する報告全ての受理日から90日のうち遅い方まで公取委による措置が可能な期間が延長される。
- ・この期間中の措置がなければ15条1項違反・事後的に合併自体を問題とする措置はない。但、次の例外あり。
- ・a. 届出計画中の重要な計画の不実施、b. 計画に虚偽記載があった場合－公取委は待機期間経過後も15条1項違反についての措置をとることが可能（5項但書1号2号）（→後に見る条件付承認の際の実効性確保措置の意味もある）

(4-6) 合併事件の公表

- ・合併の正式事件－上記新日鉄事件のみ
- ・当初計画に問題のある案件に関しても事前相談制度の中での処理（企業結合に関する事前相談制度－具体的企業結合計画についての独禁法上の問題の有無についての事業者からの照会に対して公取委による回答を行う制度。なお、15条関連の合併のみならず、株式保有役員兼任など第4章の規制に関わっては広範な事前相談が行われているのが実状）
- ・公取委による問題点指摘事案－計画修正による合併承認案件と計画取りやめ案件の存在
- ・問題点－非公式・非公表な手続下での処理。

(4-7) 問題解消措置

- ・合併計画に対して、当初計画の変更・修正を行った上で承認する。
- ・合併の一部を修正することによって独禁法・競争政策上の問題点を削除できると考えられる場合に行われる場合に行われる。
- ・資産などの第三者への売却、契約・取引関係の規制など
例・新日鉄事件：競争者への設備譲渡、技術提携、株式譲渡などが行われた。
- ・非公式・非公表の事前相談の下で行われる条件交渉・承認の問題点
- ・事例

- ① 小野田・日本セメント合併（平成10年7月合併届出受理・10月合併・新会社・太平洋セメント株式会社）、宇部興産・三菱マテリアルセメント事業統合（平成10年8月営業譲渡届け出受理・10月営業譲渡・新会社・宇部三菱セメント）
- ② GE、日立製作所及び東芝の原子燃料事業の統合（1999年）
- ③ J TによるR J Rナビスコ・レイノルズの米国外でのたばこ事業の譲り受け（1999年）

(1) 緒説

(1-1) 規定 定義規定 独禁法2条5項 禁止規定 3条前段

(1-2) 定義規定における構成要件の整理

(行為主体) (行為)
私的独占＝事業者（単独・複数）＋排除行為・支配行為（＋市場支配力）
→一定の取引分野＋競争の実質的制限（＝市場支配）←反公共の利益

(1-3) 規制対象の差異と私的独占の禁止の規制の限界－行為規制主義と構造規制主義

- ・行為規制主義と構造規制主義の対立あるいは分類－規制対象の差異に注目した類型
- ・行為規制主義－一定の競争制限行為・濫用行為という事業者の行為を法の規制対象とするというのが行為規制型
(例・独禁法は、私的独占、不当な取引制限などの事業者による行為を規制対象とするだけである。)
- ・構造規制主義－行為規制主義による限り、有効な競争が期待できない独占的な市場構造を規制対象として、競争的な市場構造へ改編しようとする措置を取るものが構造規制型
(例・企業分割などの市場構造の改編措置をふくむ)

(7) 日本の私的独占規定との関係

私的独占行為の背後には、かかる行為を可能とする市場支配力、及びかかる市場支配力を成立させる市場構造がある。

私的独占行為を排除する際に、その背後にある構造まで規制できるか否か
直接的には排除措置の問題

(4) 私的独占及び不当な取引制限が成立するための法律要件についての考え方の相違（あるいは、市場支配概念、または排除措置の項目で説明する）

①構造規制が可能でない

－例・私的独占や不当な取引制限を行為規制主義的に解釈すると
私的独占－排除支配＋市場支配状態
不当な取引制限－相互拘束＋市場支配状態

- ・行為のみが違法である→この行為のみを排除する命令しか出せない
- この考え方は、法律要件において、行為だけを意味ある要件として考える傾向がある。
- (1) 私的独占という違法行為は、「排除」「支配」行為の証明だけで足りる（市場支配は、行為の外部的徴表であると表現されることが多い）（旧今村説）
- (2) 市場支配状態（＝競争の実質的制限、対市場効果と表現されることが多い）は、私的独占の成立を証明する素材・証拠にすぎず、違法要件ではない。（実方説）
- (3) 根拠となる背景－行為に対する責任（過失責任－近代市民法の思考に親しむ）
- (4) 解釈上の構成
独禁法第7条－「必要な措置」の範囲
・違法行為としての、営業譲渡などを命ずることができる。しかし、違反行為を行った事業者の独占的な地位を解体するために、営業譲渡や株式処分を命ずることはできない。

②構造規制が可能である

構造規制の考え方の出現した背景

- ・寡占的市場構造の出現
- ・競争制限的な市場構造の存在する場合に、行為の排除を命じても規制の効果が上がらない事態の出現
- ・米国シャーマン法2条の展開

解釈上の構成

第4章の規定、独占の状態の規制
第7条の規定による3種類の構造規制措置が可能

(2) 事業者

「事業者が、単独に、または他の事業者と結合し、もしくは通謀し、その外いかなる方法を以てするかを問わず」→事業者の単独行為、または、事業者の結合による行為（不当な取引制限との相違）

- ・単独の事業者の行為－行為があつて初めて私的独占該当（状態概念ではない）
- ・私的独占を行なうための事業者の結合の態様
 - (a) 同業者間の水平型結合（例・トラスト）
 - (b) 異種業者間の結合（企業集団、コンツェルンなど）
 - (c) 排他条件付き取引や拘束条件付き取引契約で垂直型に結合した垂直型企業結合
 - (d) 第4章に規定されているような企業結合手段
 - (e) 外国事業者と国内事業者による結合（→域外適用）
- ・私的独占・公的独占

(3) 排除・支配行為－人為的な行為要件である

(3-1) 排除行為

(i) 例

単独－不当廉売、地域的差別対価

複数－原材料の供給者と流通業者間で自己の競争者との取引を禁ずる排他条件付取引、拘束条件付取引
→独禁法19条の規制

・排除行為自体の定義なし。

(ii) 主観的要件

・競争制限的意思が必要－個々の事件で意思がどの程度重要視勘案されるかはケースパーケースの問題

・行為自体が独禁法違反となりうるような行為を行っている場合－意思をあまり問題としなくとも行為自体でこの主観的要件は満たされる。

・行為自体は、通常の事業活動行為の場合－行為の効果に加えて、意思が問題とされうる。

(iii) 客観的要件－行為

①他の事業者の事業活動を継続困難にさせる行為－埼玉銀行事件、雪印乳業事件

埼玉銀行事件－埼玉銀行及び丸佐生糸が、埼玉銀の融資力を利用して、融資先製糸工場の事業活動を拘束し、これら製糸工場の取引先である丸佐生糸以外の輸出生糸問屋の事業活動を排除した。

雪印乳業事件

②他の事業者の排除、新規参入を困難にする行為－東洋製缶事件、伊予鉄道事件、

③排除されている状態自体ではない

④完全な排除及び完全な参入阻止に至らない行動も排除行為とされる

事業活動の一部または全部に関連するものでよい

⑤直接的排除だけではなく、間接的排除も含む

間接的排除－東洋製缶事件－自家製缶を開始した製缶業者に対して東洋製缶が自家製缶できない缶の供給を拒絶した。これをみて自家製缶を計画していた他の二社が自家製缶を断念した。排除行為は断念した二社に向けられていないが、東洋製缶によって排除された。

直接的排除－伊予鉄道事件－伊予鉄道が、競争者の参入を阻止するために当該競争者と同一路線でのバス事業の種類を限定免許とする協定を締結し、競争者が非限定免許の申請をなすと、協定違反として訴訟を提起し、参入を阻止した。

⑥排除行為者と被排除行為者が競争関係にあるか否かは問題ではない

⑦競争者の排除＝競争に必然的にとまうので人為的な反競争的行為だけがここにいう排除行為である。さらに、良質廉価な商品や役務の供給によって競争者を排除することは、違法な排除行為ではない。

⑧最近の新しい展開－19条で具体的に想定されていない排除行為への3条前段の適用

(a) 公的機関による標準や手続を利用した排除

日本医療食協会事件－厚生省による食品補助、食品規格とその検査制度を利用した排除行為（昭和52年。厚生省の導入した「医療用食品」（厚生省告示に基づき調理加工後も栄養成分値が一定に維持されている理糧食）給付医療機関に対する食事療養費に一定額加算した給付を受けられる「医療食加算制度」。厚生大臣が医療食品の唯一の指定機関として協会を指定、協会が検定料を販売業者等から徴収して検査事業を行う。協会は事業者登録制度を採用。）

パラマウント事件－自己のみが入札できるようにするために、自己の商品の仕様による入札仕様を発注者に採用させ、競争者を入札から排除

(b) 知的財産権の獲得・集積・利用による排除

パチンコ特許プール事件－競合・補完的特許・実用新案権のプールと第三者への利用拒絶

北海道新聞事件－自己の使用予定のない地域名等での商標出願することにより当該地域の新規参入者排除

⑨排除行為の定義問題－効率的事業者を退出させるような行為

⑩将来的に問題となりうる行為

（→不公正な取引方法の禁止によって対応しえない可能性のある行為・部分的規制緩和の行われた市場で被規制下の独占企業によって行われうる行為）

・ライバル費用の引き上げ

・市場の先占－新規参入に備えて又は将来的需要拡大を見越して、市場支配的事業者が生産規模を拡大し市場を先取りする行為

・商品空間の充填－競争者の先回りをして虚偽又は実現可能性の小さい新商品を発表し消費者がライバル商品を購入する行為を断念させる

(3-2) 支配行為

(i) 例、株式所有、役員兼任、優越的地位の利用

東洋製缶事件、野田醤油事件

(ii) 主観的要件

・行為主体側での「支配」の意思（競争制限的意思）

・被支配側での「支配」されていることの認識

・行為概念として認識が必要

(iii) 客観的要件

・他の事業者の事業活動に関する意思決定の自由を奪い、自己の意思に従わせる行為

・この支配概念に、市場支配（力）概念を含む、と考える説があるが妥当ではない

・直接的支配と間接的支配を含む

・支配者と被支配者が競争関係にあるか否かは問題ではない

・最近の新しい事件

日本医療食協会事件、パラマウントベッド事件

(4) 一定の取引分野

(4-1) 概念自体に関しては第4講カルテルと法(1)の部分で説明済であるのでそちらを参照。

(5) 競争の実質的制限

(5-1) 概念自体に関しては第4講カルテルと法(1)の部分で説明済であるのでそちらを参照。

(5-2) 私的独占事件の競争の実質的制限に関する審判決例

- ① 野田醤油事件—東京都内の需要の7割近くを満たす四社の製品価格が同一となり、価格面の競争が全く抑圧されていること
野田醤油が、格付け及び市場シェアで抜きんできた地位にあり、それに基づくプライス・リーダーの地位を利用して、自社製品についての再販売価格行為を実施することにより他の三社の製品の価格決定を支配して東京都内における醤油の取引分野での競争を実質的に制限したとされた事件。
- ② 雪印乳業・北海道バター事件—既に北海道地域において集乳量約80%におよぶ両会社の地位の全面的維持・強化を図っていること
北海道バターと雪印乳業は、金融機関と通謀し融資条件を手段として乳業社(酪農家)の事業活動を抑圧して、集乳業者の集乳活動を排除して北海道地区での生産乳の取引分野での競争を実質的に制限した。
- ③ 東洋製缶事件—食缶の総供給量の約56%を占めていた東洋製缶が、約75%を占めることになり、2位業者が23%の供給量であること、缶詰業者の自家製缶活動が排除されたこと。
- ④ 日本医療食協会事件
- ⑤ パチンコ特許プール事件

(5-3) 対象となる市場

- ・すでに市場支配力を有する事業者が市場支配力を維持強化する場合、市場支配力を有している市場以外の市場で市場支配力を形成する場合(代替品市場、補完品市場、隣接地理的市場、取引段階)
例・日本医療食事件—規制権限を有する分野、それに関連する医療食品の製造、販売市場
- ・規制緩和後の市場で被規制下の独占が一部の市場で存続している場合
例・電気通信市場、電力市場

(6) 公共の利益

(6-1) 概念自体に関しては第4講カルテルと法(1)の部分で説明済であるのでそちらを参照。

(7) 排除措置

(7-1) 概要

- ・規定—独禁法7条

(7-2) 排除措置の限界

- ・競争制限行為の差止・禁止が中心。
- ・行為者の経済力・結合関係自体が違法行為として行われている場合にはその排除を命令することが可能であると考えられる。
例・東洋製缶事件における株式放出の命令
- ・行為者の経済力や結合関係など競争制限行為を可能とする背景にまで及ぶことが可能か否かについては争いがある。—消極的考えが多い。
例・米国マイクロソフト事件第一審裁判所判決での抱き合わせ行為の停止にとどまらず、マイクロソフト社のOS部門とアプリケーション部門の分離

(8) 他の規定—不当な取引制限の禁止及び不公正な取引方法の禁止—との関係

(9) 近年における私的独占規制の展開—私的独占規定の適用の急増

- ・1996年以降急増(1956年までに5件、1972年に1件、1996年以降5件)
- ・近年の適用行為類型の特色
 - ① 公的機関による基準・認証等を利用した排除
 - ② 知的財産の獲得・集積・利用による排除
 - ・日本医療食協会事件(公取委勧告審決平成8年5月8日)—日本医療食協会及び日清医療食品株式会社が、医療用食品を製造又は販売しようとする事業者の事業活動を排除し、医療用食品の製造業者の販売先並びに医療用食品の販売業者の仕入先・販売先・販売価格・販売地域及び販売活動を制限してこれら事業者の事業活動を支配、日本における医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限
 - ・パチンコ特許プール(三共他10名)事件(公取委勧告審決平成9年8月6日)—特許管理会社が所有又は管理運営する特許権及び実用新案権の通常実施権を第三者に対して許諾しないことによりパチンコ遊戯機を製造しようとする事業者の事業活動を排除
 - ・北海道新聞社事件(平成10年2月5日勧告、平成10年3月6日審判開始決定)—函館新聞社の参入を妨害し、函館新聞社の事業活動を困難することを目的とした、函館新聞社が使用することを目される複数以上の

新聞題字などの商標登録の出願等の行為により函館新聞社の事業活動を排除

・パラマウントベッド事件（公取委勧告審決平成10年3月31日）—東京都財務局の指名競争入札等で発注する都立病院向けベッドについて、①パラマウント社ベッドのみが納入できる仕様書入札を実現して競争者を排除、②入札参加者である販売業者に対し入札価格を指示して販売業者の事業活動を支配、これにより同ベッドの取引分野における競争を実質的に制限

(き) 審決・判例

(A) 野田醤油事件

①事実

- ・市場状況 業者数数千 小範囲の需要を満たす地回り醤油業者 全国的販路保有者は少ない
- ・醤油の品質及び価格 醤油の品質の判別は困難、消費者には価格の同一なものは品質及び格が同一であるという認識がある。
- ・醤油の格付け 地回り醤油以外には、最上、次最上、極上等の格付け有り

(i) 本件での行為主体など

醤油生産者	野田	ヤマサ	銚子	丸金
	キッコマン	ヤマサ	ヒゲタ	マルキン
全国シェア	野田 14.0%	野田以外の三社	計	9.3%
都内シェア	野田 36.7%	野田以外の三社	計	31.7%

問屋 (事業者数が少なく、4印の取引上の地位の優位性がある)
指示価格の遵守

小売 (事業者数が多く、廉売有り) ←従来外務員&問屋を通じての廉売中止
申し入れ

(ii) 問題となった行為

S28・12・15

野田—2リットル瓶詰5品目の醤油の値上げ通告(都内問屋へ)

ヤマサ・銚子 同上日

野田と同一価格の値上げ通告(都内問屋へ)

丸金 2日後

野田による値上げに応じない小売に対し荷止め←小売価格の維持のため

②法の適用

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限
- ・排除措置

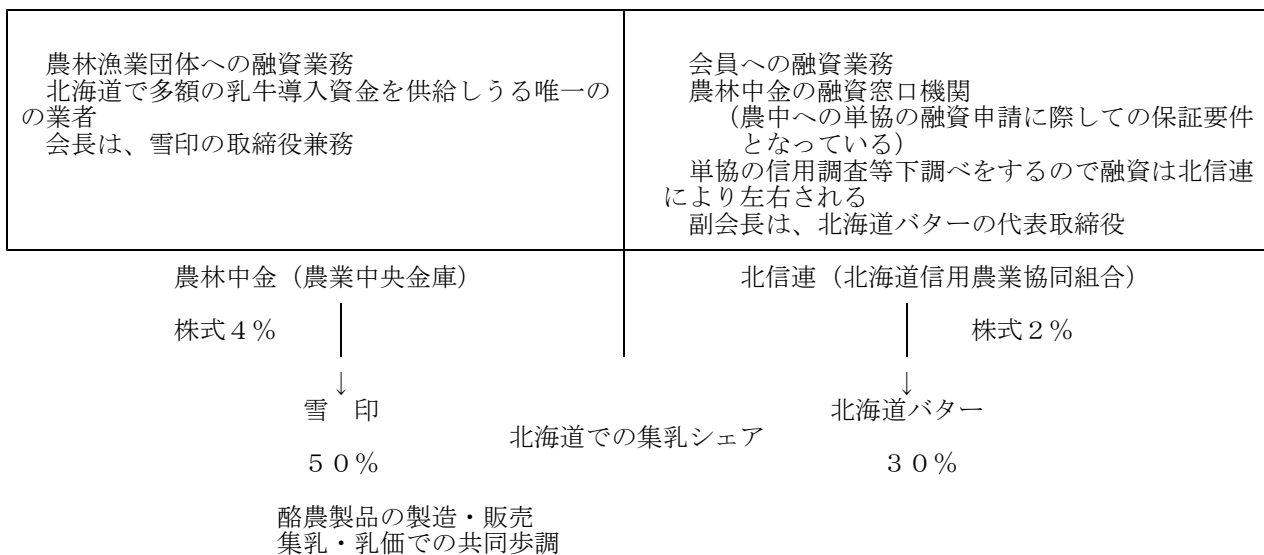
③本件の特色—管理価格市場に関する問題

- ・当該市場で支配的な会社が存在し、その価格の発表に他の会社が追随する（価格先導者プライス・リーダーとかかる会社の持つ価格先導力プライス・リーダーシップ）
- ・価格が競争によって定められるのではなく、協定や了解・紳士協定等を伴わない。相互性がない。（狭義の管理価格）、同調的値上げも同様
- ・管理価格市場の類型
 - 広義－公共料金などの政府により規制される価格をも含めた「市場の需給によらず人為的に操作される価格」
 - 中義－「長い商習慣または暗黙の紳士協定等によってプライス・リーダーによって操作される価格」
 - 狭義－本件のようなケース
- ・成立条件－原子的な市場構造ではなく、寡占的市場構造下で
 - 本件のような場合、価格、品質、及びマーク・バリュー、その他の条件での野田の優位性の確立が一体となって成立している。
- ・独禁法規制との関連－寡占的市場構造から自然に発生する純粹の管理価格市場構造あるいは意識的平行行為について。純粹の管理価格市場や意識的並行行為の存在だけでは、私的独占にも、不当な取引制限にもならない。

(B) 雪印乳業事件

①事実

(i) 行為主体者間の関係



(ii) 問題となった行為

- ・雪印及び北海道バター－自社工場付近の農家への融資斡旋
 - 農林中金・北信連の了解下、中金の融資 3 年間十億円の融資
 - 農民にとってきわめて魅力的で、農民を自己に引きつけておく再有力手段
- ・農林中金及び北信連－雪印・北海道バターの了解下 S 2 8・8 以降融資条件決定
 - ①②③④⑤

- ・計画実行 雪印・北海道バター以外の集乳者は、集乳面で多大な不利を被り、毎年の反復により事業継続が困難に

②法の適用

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限
- ・排除措置

(C) 東洋製缶事件

1. 事実

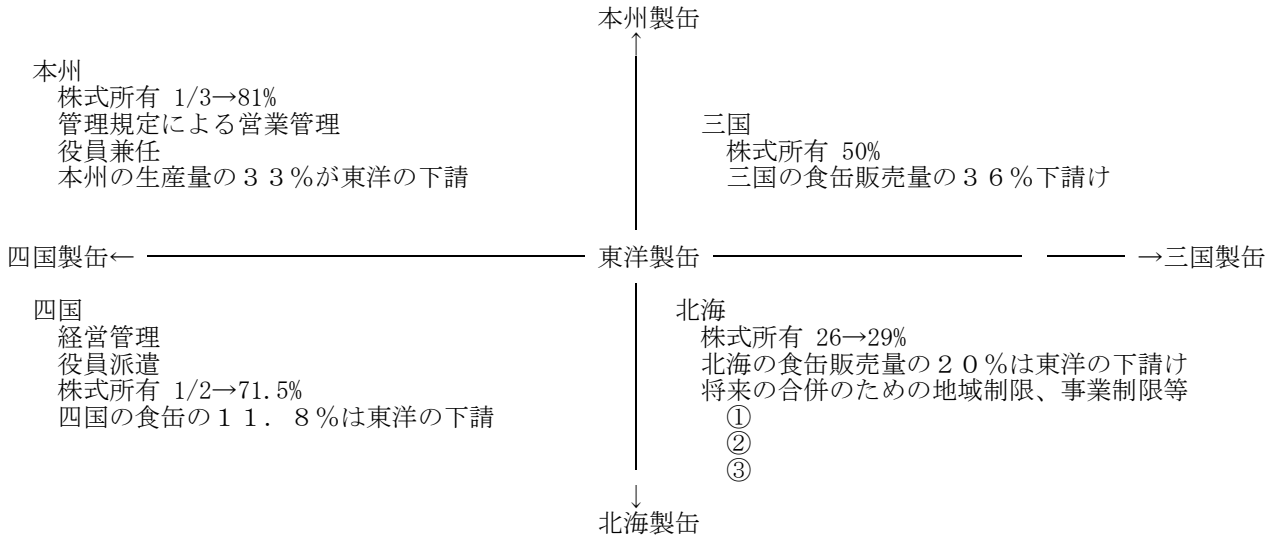
①事実

(i) 市場の状況

S 4 6 全国市場 主要 1 3 社が食缶のほとんどを供給
東洋製缶 食缶の約 5 6 % を供給－後述の支配下 4 社を含むと約 7 4 % 供給

大和製缶（第二位） 23%のシェア

(ii) 東洋製缶による製缶業者の支配



(iii) 缶詰製造業者の自家製缶の排除

諸条件から、缶詰製造業者の東洋への依存度大

↓
東洋による自家製缶をはかる缶詰製造業者らの試みの阻止—自家製缶できない品種の供給停止
実例

②法の適用

- ・事業者
- ・排除行為・支配行為
- ・一定の取引分野
- ・競争の実質的制限
- ・排除措置

(D) その他の事件として一埼玉銀行事件や伊予鉄道株式会社事件

会社分割法制の創設に伴う独占禁止法の改正について（お知らせ）

会社分割法制の創設を内容とする商法の改正（※）に伴い、独占禁止法が改正されました。改正の概要は次のとおりです。

1 以下に該当する会社分割は禁止されます。

- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 不公正な取引方法により行われる場合

2 以下の基準に該当する場合には、合併等と同様に、当該会社分割に関する計画を30日前までに、公正取引委員会に届け出なければなりません。なお、親子会社間、及び兄弟会社間で会社分割を行う場合には、届出の必要はありません。

(1) 共同新設分割の場合（第15条の2第2項）

複数の国内の会社が共同新設分割をしようとする場合において、会社分割の対象となる営業の全部を新設する会社に承継させるときには、分割当事会社並びにその直接の親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社と10億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社がある場合。

なお、分割の対象が営業の重要部分のときには、当該重要部分に係る売上高による。

届出義務は、各分割当事会社にかかります。

(2) 吸収分割の場合(第15条の2第3項)

国内の会社が吸収分割をしようとする場合において、会社分割の対象となる営業の全部を他の国内の会社に承継させるときには、吸収分割当事会社並びにその直接の親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社と10億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える会社がある場合。

なお、共同新設分割の場合と同様、分割の対象が営業の重要部分のときには、当該重要部分に係る売上高による。

届出義務は、分割する会社と営業を承継する会社双方にかかります。

※ 改正独占禁止法は、公布の日(平成12年5月31日)から1年以内の政令で定める日から施行されま

す。
関係政令、届出様式等は、決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

改正条文(抄)

第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割(会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。)をし、又は吸収分割をしてはならない。

- 一 当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
二 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公正な取引方法によるものである場合

2 国内の会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれかの会社(当該共同新設分割で設立する会社にその営業の全部を承継させようとするもの(以下この項において「全部承継会社」という。))に限る。)に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれかの会社(全部承継会社に限る。)に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれかの会社(全部承継会社に限る。)に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれかの会社(当該共同新設分割で設立する会社にその営業の重要部分を承継させようとするもの(以下この項において「重要部分承継会社」という。))に限る。)の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれかの会社(全部承継会社に限る。)に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれかの会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときを除く。)

四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれかの会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれかの会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

3 国内の会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれかの会社(当該吸収分割でその営業の全部を承継させようとするもの(次号において「全部承継会社」という。))に限る。)に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれかの会社(全部承継会社に限る。)に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときを除く。)

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれかの会社(当該吸収分割でその営業の重要部分を承継させようとするもの(次号において「重要部分承継会社」という。))に限る。)の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれかの会社(重要部分承継会社に限る。)の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回ら

ない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち、いずれかの会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

5 前三項の規定は、外国会社が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「総資産合計額」及び「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

6 前条第四項及び第五項の規定は、第二項及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告に準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第五項中「合併に」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と読み替えるものとする。

合併規制事例

④ 1990年代半以降

④-1 競争者間でのシェアが大きな事例

三井石油化学工業・三井東圧化学合併（1997年4月）－当事者の生産能力・販売量のシェア合計で15%以上となる商品について重点的に検討。一商品であるフェノールについては当事者のシェアは生産能力では56.2%、販売数量で57.3%、輸入の容易性、競争者の供給余力の存在、競争者のシェア（20から30%）、買い手の購入行動（国際価格を勘案して交渉している等）を考慮して、合併企業に価格・数量コントロール力なしとして容認。

④-2 外国企業の合併事例

エクソン・モービルの合併（1999年）－米国企業間の合併、当事者は日本国内に日本法人を所有。一定の取引分野として国内の精製会社・元売り会社向け原油販売分野、国内における石油製品販売分野及びいくつかの個別石油製品分野・地理的市場は全国又は幾つかの地域。当事会社・当事会社の日本法人・その他結合関係にある会社を当事会社グループとして検討。

④-3 寡占的協調を取り上げたと思われる事例

④-4 市場閉鎖効果を問題とした事例

・エクソン・グループによるゼネラル石油の株式取得（平成9年度）

④-5 金融機関関係の事例

④-6 事前相談の結果当事者が合併などを取りやめた事例

(1) 業界第1位と第3位の企業がX製品関連事業の研究開発と製造事業を共同出資会社に統合(1999)

・考慮要因－当事会社のX製品の生産コストの共通化。販売シェア約50%、上位三社累積度80%超。

第三位の企業は国際的に総合的事業能力が高く統合により有力な競争者単位が消滅する。

輸入品は品質のばらつきあり、価格帯は国産品と同様→国産品の競合品ではない。

購買者は中小企業が多く購買力は強くない。

(2) Y製品製造販売分野第一位と第三位の合併

・考慮要因－製品需要は停滞。合併による合理化志向。需要伸張予測のある代替分野新規参入目的での研究開発力向上のための合併

当事会社のシェアが40%を越える品種及び内60%超の品種あり、各品種で上位3社累積度70～

85%程度。輸入はほとんどない。購買者は中小企業が多く購買力は強くない。

(3) Z製品製造販売企業であるC社とD社が、商品納入後のサービス業務の共同遂行のためにC社全額出資の子会社に業務委託。Z製品の上位3社シェア50%超、C社（第二位）とD社（第三位）合算して47.5%で第一位になる。CD社のZ製品販売は別個に行われるが、子会社は営業情報収集など販売行為と密接な関係の業務を行うことから、CD両社間でZ製品販売先・価格などの情報交換・協調行為が行われるおそれあり。

(4-6) 合併事件の公表

・合併の正式事件－上記新日鉄事件のみ

・当初計画に問題のある案件に関しても事前相談制度の中での処理（企業結合に関する事前相談制度－具体的企業結合計画についての独禁法上の問題の有無についての事業者からの照会に対して公取委による回答を行う制度。なお、15条関連の合併のみならず、株式保有役員兼任など第4章の規制に関わっては広範な事前相談が行われているのが実状）

・公取委による問題点指摘事案－計画修正による合併承認案件と計画取りやめ案件の存在

・問題点－非公式・非公表な手続下での処理。

(4-7) 条件付承認

・合併計画に対して、当初計画の変更・修正を行った上で承認する。

・合併の一部を修正することによって独禁法・競争政策上の問題点を削除できると考えられる場合に行われる場合に行われる。

・資産などの第三者への売却、契約・取引関係の規制など

- 例・新日鉄事件：競争者への設備譲渡、技術提携、株式譲渡などが行われた。
・非公式・非公表の事前相談の下で行われる条件交渉・承認の問題点
・事例

①小野田・日本セメント合併（平成10年7月合併届出受理・10月合併・新会社・太平洋セメント株式会社）、宇部興産・三菱マテリアルセメント事業統合（平成10年8月営業譲渡届出受理・10月営業譲渡・新会社・宇部三菱セメント）

事実

- ・小野田と日本セメントはセメント専門メーカー間での合併。効率化・コストダウンによる内外市場での競争力強化による経営安定化、経営資源の集約・研究開発の一層の充実による事業の多角的展開・経営の安定化目的
- ・宇部興産と三菱マテリアル間でのセメント事業分野での包括的事業提携。生産研究開発部門、共同出資会社設立による販売物流部門の統合。将来の事業存続、競争力強化、合理化効率化促進。

競争への影響

- 全国、北海道・関東・沖縄地区での競争を実質的制限にすることとなるおそれありと指摘
- 新会社2社の誕生により上位3社のセメント国内販売シェア全国で約80%となりメーカー間での協調的行動がとられやすくなる
- 輸入の状況－短期的代替供給源とはならない（国内向け販売の1%にみたく、ユーザー選好や物流設備などから）←ただし、輸入の制度的制約はなく、輸出国事業や国内の需給状況次第である程度の輸入圧力が期待できる。
- セメントの流通の状況－同一ブランド内販売店間の競争があまりない（販売店の取り扱いブランドは1ブランドに固定、ブランド毎の親睦会組織）。
- 需要の7割しめる生コンメーカーの使用ブランドは1又は2・3ブランドに特定され、当事会社が出資している生コンメーカーが多数存在。セメント流通において取引先変更の形の競争はあまり行われず。
- 生コンメーカー間競争のセメントメーカー間競争への波及の可能性は低い－生コンメーカー設立の協同組合による共同販売事業も多くの地域でなされ、協同組合内での販売シェア調整も多い。
- 建設業者の交渉力－生コン販売に関しては買い手の建設業者の地位が強い。生コンメーカーの稼働率が低い。→生コン価格引き上げ困難。セメント価格引き上げ困難。

当事会社の申し出た措置

秩父小野田・日本セメント

- ・販売シェア流動化のため全国約40のSSを希望者に譲渡もしくは貸与、他用途への転用・廃棄のいずれか実施
- ・輸入促進のため、臨海大型SSの輸入業者への貸与申し出
- ・セメント販売店間競争促進のため、販売店の地域・取引先等を拘束しない旨明示、現行販売点会解散、合併新会社の販売店会組織せず。
- ・生コンメーカー間（上流）競争がセメントメーカー（下流）間競争を促進するようにするため、合併新会社が実質的経営権を有する生コンメーカーの工場の一部を、他の生コンメーカーの工場と集約化あるいは経営権を他の生コンメーカーに移譲、北海道・関東地区で共同事業から離脱かつ協同組合から脱退させる。

宇部興産・三菱マテリアル

- ・合併新会社への依存をなくすため、合併新会社との交換出荷を年間約190万トン（現行）から半減以下に縮減。
- ・琉球セメントに対する影響力低下のため、同社への出資比率引き下げ、役員兼任関係解消。

②GE、日立製作所及び東芝の原子燃料事業の統合（1999年）

原子燃料の国内輸送に関し輸送の確認申請・輸送容器についての承認申請を要する。海外供給者や電力会社からの要請がある場合には手続き、輸送容器の貸与及び運搬への協力を行う。

各電力会社の炉心管理に関して当事者に協力要請のあるときに協力する（各電力会社のBWR用燃料購入における選択の自由高める観点）。

初装荷燃料について、電力会社の要請のあるときには、当事者が原子炉メーカーの立場で有する同燃料の許認可解析に必要なプラントデータを他供給者に開示する、当事者の同燃料設計を他供給者に適切な対価で供与（許諾実施）する。

③JTによるRJRナビスコ・レイノルズの米国外でのたばこ事業の譲り受け（1999年）

レイノルズ保有の子会社株式・商標権・工場等を取得し米国外の国地域（含む日本）のレイノルズのたばこ事業を譲り受ける。レイノルズは世界第三位のたばこ事業者。

JTが国内たばこ独占的製造権保有。海外企業は特定販売業者として大蔵大臣登録者が輸入販売しており、レイノルズブランドは総合商社が輸入販売。ナビスコと商社は国内で設立した共同出資会社により同ブランドの国内広告宣伝・営業活動を行う。

約束内容－RJRナビスコブランドの日本国内向け輸出にJTは関与しない。国内輸入及び国内販売を行わない。等（RJRナビスコ・ブランドのたばこがJTに対する競争単位として機能することの確保）

考慮要因－国内たばこ販売におけるJTのシェア（80%弱）。海外の有力たばこメーカーの参入はすでに完了し、新規参入の見込みなし。→たばこ市場での競争促進には既存外国有力企業の役割大

ナビスコブランドたばこの存在が国内たばこ市場競争促進要因であり（近年の市場シェアの拡大傾向、

世界的著名&国内潜在競争力のある複数ブランド保有)、本件譲り受けによりJTの有力な競争事業者数減少につながると国内たばこ販売分野での競争に影響大。
競争者数の減少、新規参入による競争見込みなし

1 「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」の公表について

平成15年4月9日

公正取引委員会

1 趣旨

政府は、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の再生と過剰供給構造の解消を図るため、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日産業再生・雇用対策戦略本部決定)を定め、企業・産業再生のためにあらゆる政策手段を整合性のある形で採ることとしているところ、同指針において、特に産業活力再生特別措置法の対象となる事案の企業結合審査については、運用指針を定め、関係事業者の協力の下、審査の一層の迅速化等を図ることとされている。

このような中、公正取引委員会は、企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について、関係事業者の協力の下、審査の一層の迅速化等を図るため、平成15年2月5日、「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」(以下「本運用指針」という。)の原案を策定・公表し、関係各方面から広く意見を求め、検討を行ってきたところ、今般、別紙のとおり、成案を取りまとめた。

なお、原案に対して寄せられた意見の内容、それを踏まえた変更点等は、別添1のとおりである。

2 運用指針の策定に伴う施策

(1) 本運用指針の内容の事業者への周知に資するため、東京及び大阪において別添2のとおり、本運用指針の説明会を開催する。

(2) 企業・産業再生に係る事案について、できるかぎり迅速に処理するために、経済取引局企業結合課内に企業・産業再生案件特別チームを設けるとともに、専用電話を設置し、事業者の相談に一元的に対応する。

公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課企業・産業再生案件特別チーム

電話03-3581-1803(直通)

FAX03-3581-1945

(3) 本運用指針の成案の公表に合わせて、企業結合を計画している事業者の予見可能性を高めるため、平成5年度以降の公表案件において画定された一定の取引分野(商品・役務市場、地理的市場)を、事業者が検索しやすいように業種(日本標準産業分類の2けた分類、3けた分類)ごとに整理して公表する(別添3)。

2

参考

「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」の概要

産業活力再生特別措置法の対象となる事案については、次のように取り扱う(事前相談の受付等の事前相談に係る他の事項については、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月11日公表)に、また、当該事案の独占禁止法上の判断については、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」(平成10年12月21日公正取引委員会)による。)

1 審査期間の短縮

(1) 次のア～オの迅速審査類型のいずれかに該当するものについては、通常30日以内である事前相談の書面審査の期間を原則として15日以内に短縮する。

ア市場構造が寡占的ではない場合であって、当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

・「市場構造が寡占的ではない場合」とは、企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数(以下「HHI」という。)が1,000未満である場合をいう。なお、HHIは、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。

関係事業者の市場シェアを把握することが困難なためHHIの正確な値を算出することが困難な場合には、生産集中度調査から得られた関係式($HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2,344.4$)を用いた推計値によってHHIが1,000(後記イ又はウにおいては1,800)未満であるかどうか判断する。ただし、把握することができる事業者の市場シェアからみてHHIが明らかに1,000(後記イ又はウにおいては1,800)以上であるときを除く。

イ市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合

・「市場構造が高度に寡占的ではない場合」とは、企業結合後のHHIが1,800未満である場合をいう。

ウ市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社グループの市場シェアが35%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する2以上の競争者が存在する場合

3

エ企業結合による当事会社グループの市場シェアの増加分が僅少である場合であって、10%以上の市場シェア

を有する競争者が存在する場合

・「市場シェアの増加率が僅少である場合」とは、当該企業結合によるHHIの増加率が100未満である場合をいう。

オ当事会社グループの市場シェアが50%以下であり、かつ、当事会社的一方がいわゆる破綻企業である場合又は当事会社的一方の企業結合の対象となる事業部門がいわゆる破綻事業部門である場合であって、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。

(2) 事前相談がなく届出が行われた場合であっても、前記(1)ア～オに該当する場合は、前記(1)に準じて審査を行う。

(3) 新規参入、営業譲渡等によって前記(1)ア～オに該当する蓋然性の認められる場合は、できる限り速やかに独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。

2 待機期間の短縮

事前相談に対し独占禁止法上問題ない旨回答したものは、原則として、当事会社の求めに応じて、30日間の合併等の待機期間(独占禁止法第15条第4項(同法第15条の2第6項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)の期間をいう。以下同じ。)を短縮する(7日間とすることを限度とする。)。また、事前相談がなく届出がされ、独占禁止法上の問題がないと認められ

るものは、原則として、当事会社の求めに応じて、待機期間を短縮する(15日間とすることを限度とする。))。

3 審査結果の公表

詳細審査を行ったものの審査結果を公表するほか、前記1(1)ア～オのいずれにも該当しないが詳細審査に至る前に独占禁止法上問題がないものと判断したもののうち、他の事業者の参考となるものについても、当事会社の同意を得て、審査結果を公表する。

問い合わせ先公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課上席企業結合調査官

電話03-3581-3719(直通)

ホームページ<http://www.jftc.go.jp>

1

企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について

平成15年4月9日

公正取引委員会

政府は、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の再生と過剰供給構造の解消を図るため、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日産業再生・雇用対策戦略本部決定)を定め、企業・産業再生のためにあらゆる政策手段を整合性のある形で採ることとしている。

平成15年法律第26号による改正後の産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)は、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業再構築計画」等による企業・産業再生に対して支援措置を講じることとしている。同法に基づく計画のうち、企業結合を伴うものはこれらの3種類の計画であると考えられ、これらは過剰供給構造の解消が共通の考え方となっている。企業・産業再生が現下の重要課題であり、特に迅速な対処が求められていることにかんがみ、また、企業・産業再生に係る事案については、過剰供給構造の解消のために企業結合が用いられるものが多いと考えられることも考慮して、企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について、次の対応を採ることとした。

(注1) 過剰供給構造の解消は、製品差別化の進んでいない商品や設備能力が競争上重要な要素となる産業について課題となっていることが多いと考えられ、この場合、そうではない場合と比べて、市場シェアが小さい事業者であっても、供給余力があれば有効な牽制力を有する競争者として機能し得ると考えられる。

1 審査の一層の迅速化

(1) 産業活力再生特別措置法に基づく「共同事業再編計画」等の認定の申請をした企業結合計画又はその申請をしようとする企業結合計画(以下「産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画」という。)について、その旨を明らかにして事前相談があった場合であって、当該企業結合計画が次のア～オの迅速審査類型のいずれかに該当するものであるときは、当該企業結合計画の具体的内容を示す資料及び次のア～オのいずれかに該当することを疎明する資料が提出された日から原則として15日以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社(企業結合を計画している者をいい、独占禁止法第13条に規定する役員又は従業員及び同法第14条に規定する会社以外の者を含む。以下同じ。)に通知する。

別紙

2

(注2) 事前相談前の照会、事前相談の申出等については、以下で特に記載のない限り、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月11日公正取引委員会)に、また、当該企業結合計画の独占禁止法上の判断については、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における

競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日公正取引委員会）による。

（注3）市場シェアの算定の前提となる一定の取引分野の画定のために相当の調査が必要であるときや関係事業者の協力が得られないときなど例外的に15日以内に独占禁止法上問題がない旨を当事会社に通知できない場合があり得るが、その場合であっても、必ず詳細審査を行うというものではない。また、後記ア～オのいずれかに該当しない企業結合計画は、独占禁止法に違反するおそれがある、あるいは必ず詳細審査を行うというものではない。

（注4）企業結合計画において複数の一定の取引分野が対象となる場合（例えば、当事会社が複数の商品について競合している場合など）は、それぞれの一定の取引分野ごとに後記ア～オのいずれかに該当するか否かを判断する。

（注5）いわゆる垂直型結合、混合型結合を伴う場合は、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」第3の2に示された考え方に従って審査を行い、市場の閉鎖性・排他性、総合的事業能力等の問題を生じない場合は、前記に準じて審査を行う。

ア市場構造が寡占的ではない場合であって、当事会社グループ（「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」第2の当事会社グループをいう。以下同じ。）の市場シェアが25%以下である場合

（注6）「市場構造が寡占的ではない場合」とは、当該企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）が1,000未満である場合をいう。

なお、HHIは、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。

関係事業者すべての市場シェアを把握することが困難なためHHIの正確な値を算出することが困難な場合には、生産集中度調査から得られた関係式（ $HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2,344.4$ ）を用いた推計値によってHHIが1,000（後記イ又はウにおいては1,800）未満であるかどうか判断する。ただし、把握することができる事業者の市場シェアからみてHHIが明らかに1,000（後記イ又はウにおいては1,800）以上であるときを除く。

3

イ市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合

（注7）「市場構造が高度に寡占的ではない場合」とは、当該企業結合後のHHIが1,800未満である場合をいう。後記ウにおいて同じ。

ウ市場構造が高度に寡占的ではない場合であって、当事会社グループの市場シェアが35%以下であり、かつ、10%以上の市場シェアを有する2以上の競争者が存在する場合

エ企業結合による当事会社グループの市場シェアの増加分が僅少である場合であって、10%以上の市場シェアを有する競争者が存在する場合

（注8）「市場シェアの増加分が僅少である場合」とは、当該企業結合によるHHIの増加分が100未満である場合をいう。

オ当事会社グループの市場シェアが50%以下であり、かつ、当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合又は当事会社の一方の企業結合の対象となる事業部門が著しい業績不振に陥っており近い将来において市場から退出する蓋然性が高い場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。

（注9）市場シェアの算定に当たっては、輸入分は、いわゆるメーカー輸入の場合などを除き、原則として、競争者として扱う。

（注10）従来当事会社間で競争が活発に行われていたことや当事会社の行動が市場における競争を活発にしてきたことが市場全体の価格引下げや品質・品揃えの向上につながってきたと認められる場合であって、企業結合によりこうした状況が期待できなくなるとき、企業結合によって競争者の数が減ること等によって互いに競争回避的な行動を採る可能性が高まるときなどは、前記ア～オのいずれかに該当する場合であっても、15日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社に通知することができないときがある。

4

（2）前記(1)ア～オに掲げる市場シェアは、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」に示された考え方に従って算定する。

なお、産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について事前相談を

する前であっても、当事会社からの照会に応じ、当該企業結合に係る一定の取引分野を画定するに当たっての基本的な考え方、市場シェア及びHHIを算定すべき商品又は役務の範囲、市場シェア及びHHIを算定する際の指標（販売数量、販売金額等）の選択や用いる統計資料の選択等の提出資料の作成方法について教示する（照会先は、別紙事前相談の受付窓口）。

(3) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について、事前相談がされることなく独占禁止法第15条等の規定に基づく届出（以下単に「届出」という。）が行われた場合であっても、前記(1)ア～オのいずれかに該当するものであるときは、前記(1)に準じて審査を行う。ただし、産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画であることを明らかにしていない場合及び前記(1)ア～オのいずれかに該当することを疎明する資料が添付されていない場合は、この限りでない。

(4) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について、その旨を明らかにして事前相談があった場合であっても、前記(1)ア～オのいずれにも該当しないが、新規参入や輸入の増加等が見込まれることにより、あるいは当事会社が講じる旨申し出た営業譲渡、当事会社グループ内の会社の株式の処分等の措置により、前記(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合は、できる限り速やかに独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。

(5) 詳細審査を行うこととした企業結合計画については、詳細審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出が完了した日から、原則として90日以内で、かつ、できる限り早期に審査を終え、審査結果について当事会社に文書で回答するとともに、公表する。

なお、詳細審査を行うこととした企業結合計画について、当事会社が営業譲渡等の措置を講じる旨申し出た場合であっても、当該措置により、独占禁止法上の問題が解消されると認められる場合は、できる限り速やかに独占禁止法上問題がない旨を当事会社に通知する。

5

2 待機期間の短縮

(1) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画であって、事前相談において独占禁止法上問題がないものとされたものについて、その内容と同じ内容の届出が行われた場合、原則として、当事会社の求めに応じて、独占禁止法第15条第4項（同法第15条の2第6項及び第16条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の期間を短縮する（7日間とすることを限度とする。）。

（注11）当該企業結合に係る事前相談において独占禁止法上問題がない旨回答した後、その回答の基礎となった事実が著しく変化した場合は、独占禁止法第15条第4項の期間を短縮しないことがある。

(2) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について、事前相談がされることなく届出が行われた場合において、独占禁止法上問題がないと認められるときは、原則として、当事会社の求めに応じて、独占禁止法第15条第4項の期間を短縮する（15日間とすることを限度とする。）。

3 審査結果の公表

産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画であって、その旨を明らかにして事前相談がされたものについては、詳細審査を行ったものの審査結果を公表するほか、前記1(1)ア～オのいずれにも該当しないが詳細審査に至る前に独占禁止法上問題がないものと判断したもののうち、他の事業者の参考となるものについても、当事会社の同意を得て、審査結果を公表する。

6

別紙

企業・産業再生に係る事案に関する事前相談窓口

公正取引委員会事務総局

経済取引局企業結合課

企業・産業再生案件特別チーム

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

TEL：(03)3581-1803

FAX：(03)3581-1945

(直通)

1

「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」（原案）に対する意見の内容及びそれに対する考え方

1 意見及びそれを踏まえた変更点

「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」（以下「本運用指針」という。）（原案）について、次の意見が寄せられた。

○ HHIは、輸入等の個別会社のシェアを特定できない部分の取扱いがその算定上不明確であり、予見可能性が低い。さらに、仮に、個別会社のシェアを特定できない部分について一括して2乗するとされた場合には、HHIが大きく算定され、迅速審査類型の対象となる案件の範囲を狭めることとな

る。

○ HH I を採用する場合には簡便な計算手法として、一部の事業者（例えば上位 3 社）の市場シェアの 2 乗の和のみで判断を行うことを明示すべきである。

○ 従来も使用されてきた上位 3 社累積シェアの値でも「市場構造が寡占的」かどうかの判断が行えるようにすべきである。

この意見を踏まえ、本運用指針（原案）について、次のとおり変更を行った。

変更後原案

（注 6）「市場構造が寡占的ではない場合」とは、当該企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HH I」という。）

が、1, 0 0 0 未満である場合をいう。

なお、HH I は、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの 2 乗の総和によって算出される。

関係事業者すべての市場シェアを把握することが困難ため HH I の正確な値を算出することが困難な場合には、生産集中度調査から得られた関係式（ $HH I = 69.5 \times \text{上位 3 社累積シェア}(\%) - 2344.4$ ）を用いた推計値によって HH I が

1, 0 0 0（後記イ又はウにおいては 1, 8 0 0）未満であるかどうか判断する。

ただし、把握することができる事業者の市場シェアからみて HH I が明らかに

1, 0 0 0（後記イ又はウにおいては 1, 8 0 0）以上であるときを除く。

（注 6）「市場構造が寡占的ではない場合」とは、

当該企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HH I」という。）が、1, 0 0 0 未満である場合をいう。

なお、HH I は、当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの 2 乗の総和によって算出される。

別添 1

2

2 上記のほか次の意見が寄せられたが、その内容及びそれに対する考え方は、以下のとおりである。

意見の内容意見に対する考え方

（HH I の導入について）

○ HH I は、これまでの我が国の企業結合規制等で用いられてこなかったのみならず、独占規制における市場構造要件（独占禁止法第 2 条第 7 項第 1 号）及び価格の同調的引上げの報告制度における市場構造要件（独占禁止法第 1 8 条の 2 及び同条の運用基準）でも全く用いられておらず、我が国独占禁止法上全く新しい概念であり、唐突である。

○ 企業結合に関し、これまで以上に明確な基準が示されたことは、企業戦略を立案する上で予見可能性が増すため望ましく、米国における企業結合審査に用いられる HH I を審査基準に取り入れるなど国際的なハーモナイゼーションを意図したと思われる部分もあり、全体として評価できる。

○ 企業結合審査においては、これまでも市場構造を考慮してきており、本運用指針では審査の迅速化を図るとともに事業者の予見可能性を高めるために、市場構造に関する定量的基準を用いることが適当であると考えられることから、市場における事業者のシェアの分散の程度や事業者の数を反映する HH I を迅速審査の基準と一部として用いることとしたものである。なお、HH I は、公正取引委員会において、生産集中度調査等において市場構造の分析を行う際に用いており、また、米国の企業結合審査における基準として既にガイドラインで用いられており、さらに、EU においても現在公表されているガイドライン原案に HH I が企業結合審査における基準として用いられている。

（経産省報告（案）との相違について）

本運用指針は、経済産業省が専門家を集め、公正取引委員会の過去の公表審査事例の分析に基づいて、取りまとめた競争政策研究会中間報告（案）（以下「経産省報告（案）」という。）に記載されている内容と異なる部分が存在する。この異なる部分について、本運用指針を策定した際に用いられたデータ等を情報開示するとともに、その理由を説明いただきたい。

① 経産省報告（案）では、「迅速審査類型」は、独占禁止法上の問題が生じる可能性が低いと見做され、迅速に審査することとしても問題が少ない類型であるとしているが、本運用指針における類型もそのような趣旨で策定したと理解してよいか。

② 過去に公表された審査案件で「問題なし」と判断された案件のうち、1(1)ア～オに該当した案件数はどの程度か。

③ 過去に「問題なし」と判断された案件を全て含むような基準となっていないのはなぜか。

① 1(1)ア～オの類型は、企業・産業再生が現下の重要課題であり、特に迅速な対処が求められていることにかんがみ、企業・産業再生に係る事案の特徴（注）を踏まえて、独占禁止法上の問題が生じる可能性が低く、迅速に審査することとしても問題が少ないと考えられる企業結合計画について、これに該当するかどうか比較的短期間で判断することができる形で類型化して策定したものである。

（注）企業・産業再生に係る事案については、製品差別化の進んでいない商品や設備能力が競争上重要な要素となる産業に関する事案が多いと考えられる。

② 平成5年度～14年度（平成15年2月末現在）の企業結合審査の公表事例（以下「公表事例」という。）を一定の取引分野別で見ると、

「問題なし」とされたもののうち約6割が1

(1)ア～オに該当すると考えられる。

③ 「問題なし」と判断された案件であるが1(1)ア～オの類型には該当しないものについては、例えば、定量的に判断が可能な事項（シェア、有力な競争者の数等）以外に、ユーザーの価格交渉力・購買力、輸入・代替品・新規参入によ

3

④ 市場構造が寡占的かどうかの基準は迅速審査の類型に加えるべきであるが、どういう指標を用いるべきかについては慎重な検討が必要。HHIについては、我が国の企業結合審査において、今まで使われておらず、かつ、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）にも採用されていないことから、過去の公表事例との関係などの検討の際に利用した情報を開示し、説明責任を果たすべき。

る競争圧力などの要素も考慮し、「問題なし」と判断している。これらは、ユーザー等へのヒアリング等も実施する必要があるため、そのための時間を要するものであることから、これらの要素を、原則として15日以内に書面審査を終える迅速審査の基準に含めることは適当ではないと判断したものである。

④ 公表事例を一定の取引分野別で見ると、企業結合後の市場シェア25%以下の事例90例のうち「問題あり」とした事例は数例であり、

「問題なし」とした事例のほとんどすべてについて市場シェア10%以上の競争者又は有力な競争者が存在する。企業結合後の市場シェア25%超35%以下の事例63例のうち「問題なし」とした事例が7割強であり、そのうち市場シェア10%以上の競争者又は有力な競争者が複数存在するものは8割弱である。企業結合後の市場シェア35%超の事例87例のうち「問題あり」とした事例が5割強ある。また、HHI1,000未満に該当するとみられる事例35例すべてが「問題なし」とされており、また、HHI1,000以上1,800未満に該当するとみられる事例60例のうち約9割が「問題なし」とされている。他方、HHI1,800以上に該当するとみられる事例145例のうち、約4割が「問題あり」とされている（別表参照）。なお、「問題なし」とされた事例175例のうち1(1)アに該当するとみられる事例及び同イに該当するとみられる事例がそれぞれ約2割、同ウに該当するとみられる事例が1割弱、同エに該当するとみられる事例が1割弱、同オに該当するとみられる事例が数例あり、全体で約6割を占める。

（注1）公表事例のうち合算シェアが明らかな事例240例を対象とした。

（注2）平成10年度の生産集中度調査のデータから、HHIと上位3社累積シェアとの間に $HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2344.4$ で示される相関関係があることが認められ、公表事例のHHIについてはこの式等により推定した。

（注3）複数の基準に該当する事例については、いずれかの基準の該当事例数として扱った。

（注4）これまでの企業結合審査の公表事例において、50%超で「問題あり」とした案件（平成8年度事例8）があり、また、有力な競争者が存在するにも関わらず、上位3社累積シェアが70%で「問題あり」とした案件が複数存在している。

4

⑤ 1(1)ア～エにおいては、迅速審査類型の要件として、このHHIに加え、シェアや競争者の数・集中度を課しており、経産省報告（案）を踏まえれば、現行の実務より厳しくなっているのではないかと懸念がある。

上記にかんがみ、「本運用指針」においては、従来から用いられてきたシェア等を用いるべきであり、経産省報告（案）で提示された「セーフハーバーのルール（同報告（案）資料-13）」を迅速審査類型として使用することが望ましい。なお、経産省報告（案）における有力な競争者類型（同報告（案）P47～48）と思われる1(1)ウについては、HHI要件を外すとともに、「市場シェア35%以下」ではなく「市場シェア50%以下」とすべきである。また、海外価格連動類型（同報告（案）P49）、ユーザーの購買力類型（同報告（案）P48）が全く取り上げられていないことは、迅速審査の類型とはいえ、疑問である。

上記「セーフハーバーのルール」を迅速審査類型として用いない場合には、企業結合審査の予見可能性の向上、行政の透明性の向上の観点から、その理由を詳しく明示すべきである。

なお、前記（注2）の式によると、おおむねHHI1,000が上位3社累積シェア50%、HHI1,800が上位3社累積シェア60%に相当する。

⑤ 1(1)ア～オの類型は、原則として15日以内という迅速審査の期間内で調査することが

できることに限りがあることも考慮して、独占禁止法上問題を生じるおそれが少なく迅速に審査することとしても問題が少ないと考えられるものについて、これに該当するかどうか比較的短期間で判断することができる形で類型化して策定したものである。

1(1)ア～オの類型は、公表事例では、①企業結合後の市場シェアが25%以下であって、独占禁止法上問題がないとされたもののほとんどすべてが市場シェアが10%以上の競争者又は有力な競争者が存在するものであること、②企業結合後の市場シェアが25%以下であっても、当該一定の取引分野の集中が進んでいる場合には独占禁止法上問題ありとした事例があること、③企業結合後の市場シェアが35%超となるものの5割強が独占禁止法上問題ありとされていること、④企業結合後の市場シェアが35%超50%以下であるものについては、有力な競争者が複数存在することのみをもって独占禁止法上問題なしとしているものではなく、例えば、ユーザーの価格交渉力・購買力、輸入・代替品・新規参入による競争圧力等の要素も考慮し、独占禁止法上問題なしと判断されていること、⑤企業結合後のHHIが1,800以上となるとみられるものの4割強が独占禁止法上問題ありとされていること等を踏まえて策定したものである。また、一定の取引分野別にみると公表事例の約6割が1(1)ア～オのいずれかの類型に該当するものとみられ、これらの基準が「現行の実務より厳しくなっている」ことはないとする。

また、「海外価格連動類型」については、輸入圧力が十分働いていると認められるかどうか、また、「ユーザーの購買力類型」については、ユーザーの価格交渉力が強く、当事会社が価格を引き上げることが難しいと認められるかどうかを検証する必要がある、それには相当の期間を要するため本運用指針において、迅速審査の対象とする基準に含めることは適当ではないと判断したものである。

なお、1(1)ア～オのいずれかの類型に該当するか否かにかかわらず、企業結合審査における判断基準は変わるものではない。

5

(1(1)ア、イについて)

○ 1(1)ア、イにおいては、企業結合後のシェアが25%以下の場合においても、市場構造が寡占的かどうか又は市場構造が高度に寡占的ではない場合にシェア10%以上の競争者の存在を考慮するとされているが、当事会社の企業結合後のシェアが25%以下の場合にはこれらにかかわらず原則問題なしとすべきである。経産省報告(案)によれば、これまで統合後シェア25%以下で問題ありと判断された事案は65件中わずかに2件であり、これまでも事実上問題なしとされていた企業結合形態であること及びEUの審査基準においても統合後シェア25%以下はセーフハーバーとされている。

○ 公表事例のうち、①企業結合後の市場シェアが25%以下であって、独占禁止法上問題がないとされたもののほとんどすべてが市場シェア10%以上の競争者又は有力な競争者が存在するものであること、②企業結合後の市場シェアが25%以下であっても、当該一定の取引分野の集中が進んでいる場合には独占禁止法上問題ありとした事例があることから、企業結合後の市場シェアが25%以下であれば、市場構造や市場シェア10%以上の競争者の有無にかかわらず、迅速審査の対象とすることは適

当ではないと考える。

(1 (1)エについて)

○ 日本フェルト、市川毛織及び日本ファイルコンの事業統合（平成14年12月27日公表）におけるワイヤー及びベルトの取引分野における結論

（シェア増加分が小さいと評価しているが、HHI増加分では約650）を踏まえれば、1 (1)エにおけるHHI増加の上限を引き上げてもよいと考える。

○ 1 (1)ア～オの類型は、「原則として15日以内」という迅速審査の期間内で調査することができることには限りがあることも考慮して、これまでの審査実績、産業活力再生特別措置法に係る事案の特質を踏まえ、独占禁止法上の問題を生じるおそれが少なく迅速に審査することとしても問題が少ないと考えられる企業結合について、これに該当するかどうかを比較的短期間に判断することができる形で類型化したものである。

指摘の事例については、シェア増加が小さいとされた事案であるが、輸入分のシェアが約25%、あるいは約30%あった事案であることから、そのような状況を考慮すれば、同事案のHHIの増加分を迅速審査の対象となる基準とすることは適当ではないと考える。

(1 (1)オについて)

① 1 (1)オは、企業結合ガイドラインの記載に市場シェアの要件を追加しており、現行ガイドラインより厳しくなっている。一方、現行ガイドラインに記載のある「業績不振に陥っているかどうかなどの経営状況」について全く触れていない。そこで、市場シェアの要件を外し、「業績不振に陥っているかどうかなどの経営状況」についての記述を追加すべきである。

① 企業結合ガイドライン「第三2 (3)ア」においては、「当事会社的一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いときは、当該当事会社間の企業結合は、一般に、独占禁止法上問題になるおそれは小さい。」とされている。

本運用指針では、原則として15日以内という迅速審査の期間内で調査することができることには限りがあることを考慮し、また、公表事例で1 (1)オの類型に該当すると考えられる事例では、企業結合後の市場シェアが50%以下であることも踏まえ、1 (1)オの類型を迅速審査の対象とすることとしたものであり、企業結合

②○ 1 (1)オについては、破綻企業の抗弁が適用される基準について統一した見解を述べるべき。

○ 1 (1)オの「これを企業結合により救済することが可能な事業者で他方当事者による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認めがたいとき」は、分かり難い。例えば、「これを企業結合により救済しようとする場合で、他方当事者による企業結合よりも競争に与える影響が小さい結合を可能とする事業者が他に存在すると認めがたいとき」に改めてはどうか。ガイドラインに示された考え方を厳しくしているものではない。

なお、「業績不振に陥っているかどうかなどの経営状況」は、企業結合ガイドラインにおいて、当事会社の「総合的事業能力等」について

の考慮事項として示されているものであり、「当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって…」で示されている考え方とは別の事項である。

② 本運用指針における、いわゆる破綻企業についての取扱いは、企業結合ガイドライン「第三 2 (3)ア」と同様の記載となっており、いわゆる破綻企業の取扱いについて、独占禁止法上の考え方を変更するものではない。

いわゆる破綻企業の取扱いについて、独占禁止法上の考え方が変更されたとの誤解が生じないように、企業結合ガイドライン「第三 2 (3)ア」と同様の記述とすることが適当と考える。

(1 (2)について)

○ 1 (2)において、「当該企業結合に係る一定の取引分野を画定するに当たっての基本的考え方、市場シェア及びHHIを算定すべき商品又は役務の範囲、市場シェア及びHHIを算定する際の指標（販売数量、販売金額等）の選択や用いる統計資料の選択などの提出資料の作成方法」を教示することとは評価できるが、これらが不明確であったり、この「教示」に時間がかかったりすることにより、迅速審査類型を明示した意義が損なわれるおそれがある。また、提出資料の明確化は、詳細審査との関係でも重要となる（1 (5)参照）。そこで、上記の、一定の取引分野を画定するに当たっての基本的考え方等を明確化するとともに、「教示」手続に期限を設けるべきである。

○ 一定の取引分野に係る基本的考え方等についての教示は、あくまで迅速審査を希望する当事会社の便宜を図るためのものであるため、本運用指針でその期限を規定することになじまないものと考えられる。

なお、一定の取引分野における基本的考え方について照会が行われた場合、できる限り速やかに教示するよう努めることとしている。

また、一定の取引分野を画定するに当たっての基本的考え方を含め、市場シェアの算定に当たっての考え方については、企業結合ガイドラインによることとしており、その旨 1 (2)に明記してある。

(1 (4)について)

① 「新規参入や輸入の増加等」の「等」はその内容が不明確であり、明示すべきである。その際、現行企業結合ガイドライン上認められている全ての考慮要素を明示すべきである。

② ○ 仮に、1 (1)ア以降の迅速審査類型として、経産省報告（案）の海外価格連動類型（同報告（案）P 4 9）、ユーザーの購買力類型（同報告（案）P 4 8）を盛り込まない場合には、ここで明示すべきである。

○ 経産省報告（案）においては、過去に公正取引委員会から公表された事例の分析に基づき、迅速に審査すべき類型を提言したが、当該提言とア～オには相違があるが、過去「問題なし」

① 「等」には、例えば、規制緩和や取引慣行改善などにより当該市場の競争が活発化し、この結果、当該市場におけるシェアが変動する場合などが含まれると考える。

② 1 (4)は、現在 1 (1)ア～オのいずれにも該当しない場合であっても、将来的には、当該市場におけるシェアが変動し、1 (1)ア～オのいずれかの類型に該当することとなる蓋然性が高くなる要因として「新規参入や輸入の増加等」を例示しているものである。一方、「購入者の圧力」、 「海外の価格との連動性」等については、これらをもって、直ちに当該市場における 1 (1)ア～オのいずれかの類型に該当することとなるよう

とされたにもかかわらず、ア～オに該当しなかった領域の案件は、1(4)の類型に属すると考えられる。この趣旨を明確化し、事業者にとって分かりやすい運用指針とするためには、以下のように修文すべき。

1(4)の「新規参入や輸入の増加等」については、経産省報告(案)で迅速審査類型とされた

- ・新規参入(新規参入者の増加、規制緩和による競争活発化等)

- ・輸入アクセスの容易性(国産品と輸入品の品質の格差が少ない場合、輸入量が増加した場合等)

- ・購入者の圧力(ユーザー数が少ない場合、ユーザーが複数から購入したり入札を行っている場合等)

- ・海外の価格との連動性との修文を行うべき。

③○「当事会社が講じる旨申し出た営業譲渡、当事会社グループ内の会社の株式の処分等の措置」の「措置」には、産業再編計画等の実施による過剰供給能力の削減措置が入ることを明示するとともに、その場合には、生産能力シェアも踏まえて、市場シェアを判断すべきである。また、上記「措置」には、知的財産権や保有施設の競争者への開放等(経産省報告(案)資料17参照)が入ることを、同様に、明示すべきである。

○1(4)の「営業譲渡、当事会社グループ内の会社の株式の処分等の措置」については、経産省報告(案)において提言しているとおり

- ・販売部門の不統合
- ・知的財産権や保有施設の競争者への利用解放

- ・生産設備等の転用・廃棄を加えるべき。

なシェアの変動をもたらす蓋然性を高める要因とは必ずしもいえないと考えられることから、これらを例示として加えることは適当でないと考えられる。

なお、輸入品を含めメーカー間で製品の品質に差がないこと、輸入についての物流上の問題もないこと、我が国への主要な輸出国において供給余力があること等により、国内市場及び海外市場共通の価格形成が行われているため、輸入価格及び国内価格が連動してほぼ同水準で推移しており、輸入圧力が十分働いていると認められる場合や、ユーザーが供給先を競わせて購入価格を引き下げるために複数の供給先から購入することとしているため、ユーザーの価格交渉力が強く、当事会社が価格を引き上げることが難しいと認められる場合には、独占禁止法上問題となる可能性は低いものと考えられる。このような状況が認められれば、できる限り速やかに審査を行うものとする。

③ 当事会社側から、生産設備等を転用・廃棄することによりシェアの減少につなげることで、当初販売部門と生産部門の両方を統合することを検討していた企業結合計画において販売部門を統合せず、かつ、それぞれの販売部門が独立して販売活動を行うこと、知的財産権や保有施設を競争者に対し開放することによりシェアの減少につなげることなどの措置が状況に応じて適切に採られる場合は、これにより独占禁止法上の問題が解消される場合も多いと考えられる。

しかし、「生産設備等の転用・廃棄」については、過剰供給構造の解消を図るため、産業再生特別措置法の計画の認定を申請する企業結合計画においては、遊休状態にある生産設備等の転用・廃棄等が当事会社のシェアの減少につながり、1(1)ア～オのいずれかの類型に該当することとなる蓋然性があるとは必ずしもいえないと考えられることから、例示として加えることは適当ではないと考える。

また、「販売部門の不統合」については、生産部門の結合の影響を考慮する必要があり、生産部門については、1(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性は認められないので、1(1)ア～オに該当する蓋然性が認められる場合の例示として加えることは適当ではないと考える。

さらに、「知的財産権や保有施設の競争者への利用開放」については、過剰供給構造の解消を図るため、産業再生特別措置法の計画の認定を申請する企業結合計画においては、当事会社の知的財産権や保有施設の利用を競争者に認めることは稀であると考えられることから、例示

8

④ 「前記(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合は、」は、「前記(1)ア～オのいずれかに該当する場合と同程度に独占禁止法上問題とならないと認められる場合は、」に改めるべきである。

⑤ 1(4)にどのような案件が該当するか分かりにくいので、過去の公表事例のうちから典型的に該当すると考えられる例を示すべき。

として加えることは適当ではないと考える。

なお、個別の事案において当事会社が有する知的財産権や保有施設の利用を認められた競争者が当事会社のシェアを奪い当事会社のシェアが減少するなどにより、1(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合には、1(4)に該当する。

④ 1(4)の「前記(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合は」を「前記(1)ア～オのいずれかに該当する場合と同程度に独占禁止法上問題とならないと認められる場合は」と修正することについては、そのように修正した場合、どのような場合にこれに該当するかが不明確となることから、適当ではないと考える。

⑤ 1(4)に該当するのは、輸入を含む新規参入によってシェアを奪われ当事会社のシェアが減少するなどにより、1(1)ア～オに該当する蓋然性が認められる場合である。

公表事例を例にすれば、次のようなケースで、輸入の増加等によって当事会社のシェアが減少し、1(1)ア～オのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合が、1(4)に該当する。

・平成11年度事例4

(大容量電動機の共同生産会社の設立)
当事会社の合算シェアは、大容量電動機の販売金額シェアで約40%となるが、近年輸入が増加する傾向にあり、大型の大容量電動機に関しては欧米メーカーの製品が、他の品目に関しては、アジア各国のメーカーの製品が、競争を促進する要因として機能していると評価することができるとされた事例。

・平成10年度事例3

(ガス給湯器の販売事業の統合)
当事会社の合算シェアは、風呂・給湯器で約40%となるが、当事会社の主力製品は旧型器であるため、需要が減少傾向にあり、需要の主流は複合器に移行しているところ、複合器については当事会社よりも市

場シェアの高い有力な競争業者が存在している」とされた事例。

9

(2について)

○ 事前相談において独占禁止法上問題がないとされたものについては、引き続き行われる届出手続において待機期間を設ける必要性はないはずである。なお、この点は、産業活力再生特別措置法の対象となる案件以外の一般案件でも同様であり、事前相談において独占禁止法上問題がないとされた案件の届出手続については、待機期間をなくすよう改めるべきである。

○ 届出書の受理後、①事前審査において独占禁止法上の問題を生じないと判断された事案であっても、事前相談の内容と届出内容が同一であるかどうか照合する必要があること、また、②事前相談で示されなかった情報や取引分野がないかを確認する必要があることから、そのために必要な期間を確保する必要があるため、一定期間の待機期間は必要である。

なお、産業活力再生特別措置法の対象となる案件以外の一般の案件においても事前相談において独占禁止法上問題ないとされた案件については、その必要があると認められる場合は、待機期間の短縮を行っている。

(その他)

① 1(1)ア～オで示されたHHIの基準は、これが企業結合の認められるボーダーラインであると受け取られ、企業が萎縮してしまうことのないよう周知徹底を望む。

② (注3)及び(注10)は、企業側からみて、予見可能性に乏しく、迅速審査類型を明示するという「運用指針」の趣旨にふさわしくないのみならず、1(1)ア～オで示された迅速審査類型の意義そのものを損なうように運用されかねないので、削除すべきである。

③ 1(1)ア～オの性格は、審査の迅速化を図るためのものなのか、セーフハーバーを示したものなのか分かりづらい。1(1)ア～オのいずれかに該当する場合には「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」のような、セーフハーバーであることが明確となるような記載方法にしてもらいたい。

④ 1(1)ア～オに該当する市場状況で事業統合を行う場合、いずれも、独占禁止法上の問題が生じる蓋然性は非常に低いものと思われる。このような市場状況においては、事業者は事前相談を行わず、原案の存在の意味がないと考える。

① 1(1)ア～オで示された基準は、企業結合が認められるボーダーラインを示したものではない。また、(注3)において、「ア～オいずれかの類型に該当しない企業結合計画は、独占禁止法に違反するおそれがある、あるいは必ず詳細審査を行うというものではない」と明記している。

② (注3)は、市場シェアの前提となる一定の取引分野の画定のために相当の調査が必要であるとき等例外的に15日以内に独占禁止法上問題がない旨を当事務所に通知できない場合であっても、必ず詳細審査を行うものではない旨を明示したものであり、(注10)は、1(1)ア～オの基準に形式的には該当しても、例外的に独占禁止法上問題が生じるおそれが少ないとはいえない場合が想定されることから、透明性の観点から、このような例外的な場合については、迅速審査の対象とはならない旨を明示したものである。

なお、本運用指針の運用に当たっては、その趣旨を損なうことのないよう努めることとして

いる。

③ 1 (1)ア～オは、迅速審査の対象となる類型を示したものである。

④ 1 (1)ア～オの類型は、独占禁止法上の問題を生じるおそれが少なく迅速に審査することとしても問題が少ないと考えられる企業結合計画についてこれに該当するかどうか比較的短期間で判断することができる形を類型化して策定した

10

⑤ 審査期間が長期化する原因として、事業者が審査に必要な資料を早急に揃えることができないことが考えられる。また、事業者が独占禁止法の理解が不足しているため、公正取引委員会が独占禁止法上問題視し得ない小規模の事業統合に関する案件についても、事前相談を行い、相談案件の増加を招いていると推測する。他方、事前相談に対応する公正取引委員会の職員数は不足しており、このような問題を解決する手段としては、企業結合ガイドラインを分かりやすく改定し、独占禁止法上の規制の対象とならない水準を示すべきではないか。

⑥ 現在の厳しい国内の経済情勢を考えた場合、経営悪化企業、経営破綻企業に対する緊急避難的な救済措置として、HHI基準を原案よりも引き上げることを検討されたい。

ものである。1 (1)ア～オの類型に該当する場合、事前相談を行わない事例が増えるとしても、企業結合審査に対する事業者の予見可能性を高めるものとして、意義があるものとする。なお、本運用指針においては、事業者が事前相談を行う場合のみならず、事業者が事前相談を行うことなく合併等の届出をした場合についても記載しており、事前相談が行われない場合についても意義があるものとする。

⑤ 独占禁止法上問題とならない企業結合の基準は、すでに企業結合ガイドラインで示されているところであり、この基準を改定することについては、更なる運用経験の蓄積を踏まえて検討すべき課題と考えている。

⑥ 1 (1)ア～オの類型は、独占禁止法上の問題を生じるおそれが少なく迅速に審査することとしても問題が少ないと考えられる企業結合計画についてこれに該当するかどうか比較的短期間で判断することができる形を類型化して策定したものである。1 (1)ア～オのHHIの基準を超える企業結合計画が実現できないというものではない。

説明会の開催について

1 東京説明会

(1)日時平成15年4月23日(水) 10:30～12:00

(2)場所東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局大会議室(11階)

(3)申込先公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

FAX番号: 03-3581-1945

(4)申込期限平成15年4月18日(金)

2 大阪説明会

(1)日時平成15年4月25日(金) 13:30～15:00

(2)場所大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
第1共用会議室(2階)

(3)申込先公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所経済取引指導官

FAX番号: 06-6943-7214

(4)申込期限平成15年4月21日(月)

3 申込方法

参加希望者の氏名(所属部署及び役職を含む。)、所属団体名又は会社名及び連絡先(電話番号及びFAX番号)を明記の上、FAXでお申し込みください。

4 申込上の注意

(1)会場の収容人数に限りがあるので、申込みの状況によっては受付を申込期限前に締め切ることがあります(各会場ともに先着90名)。

(2) 説明会には車でのご来場は御遠慮ください。

5 問い合わせ先

(東京説明会について)

公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

電話：03-3581-3719

(大阪説明会について)

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所経済取引指導官

電話：06-6941-2174

別添2

○平成5年度～14年度(平成15年2月末)の企業結合審査の公表事例の分析

1,000未満 1,000以上 1,800未満 1,800以上計

HHI

シェア・競争者 問題なし 問題あり 問題なし 問題あり 問題なし 問題あり 問題なし 問題あり

10%以上・有力な競争者 35件 41件 14件 90件

あり 0 約95% 約2.5% 90% 強 10% 弱

25%

以下

なし

100%

00 約2.5% 00

約95% 約5%

10%以上・有力な競争者 19件 44件 63件

2以上 約75% 約20% 約50% 約15%

25%

超

35%

以下

1又は0

0 約5% 約25% 約10%

約75% 約25%

87件 87件 35%

超

45% 強 55% 弱 45% 強 55% 弱

35件 60件 145件

計

100% 0 約90% 約10% 約60% 約40%

240件

(注) 1 平成5年度～14年度(平成15年2月)の企業結合審査の公表事例のうち、当事会社の合算シェアが明らかである240の一定の取引

分野を対象とした。なお、HHIは $HHI = 69.5 \times \text{上位3社累積シェア}(\%) - 2,344.4$ 等により推計した。2の部分(1)アの類型に、の部分(1)イの類型に、の部分(1)ウの類型に該当する。

3 合算シェア25%以下・HHI1,800以上であって「問題あり」とした事例は、平成10年度事例4であり、上位3社累積シェアが高

く、当該一定の取引分野の集中が進んでいる事例である。また、合算シェア25%超35%以下・HHI1,800以上であって「問題あり」

とした事例は、例えば、平成5年度事例1であり、企業結合後の市場シェアが第1位となるとともに2企業が突出した地位を占める市場構

造となる事例である。

別表

一定の取引分野の例

1

2

3

製品市場 地理的市場

備考

(該当事例)

1

飲料・たばこ・飼料

製造業

10 たばこ製造業105

たばこ全国

日本たばこ産業(株)によるアール・ジェイ・アール・ナビスコ・

ホールディングス社の米国外のたばこ事業の譲受け(平成11年度

事例13,平成12年6月2日公表)

2

パルプ・紙・紙加工

品製造業

15 紙製造業152

紙(全体) 全国

日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合

(平成12年度事例2, 平成13年5月23日公表), 王子製紙(株)と神崎製紙(株)の合併(平成5年度事例, 平成6年7月27日公表)

3

アート紙全国王子製紙(株)と神崎製紙(株)の合併(平成5年度事例, 平成6年7月27日公表)

4

外装用ジュートライナー全国日本紙業(株)と十條板紙(株)の合併(平成9年度事例1, 平成10年6月12日公表)

5

黄板紙チップボール全国同上

6

キャストコート紙全国王子製紙(株)と神崎製紙(株)の合併(平成5年度事例, 平成6年7月27日公表)

7

軽量コート紙全国日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例2, 平成13年5月23日公表)

8

コート紙全国

日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例2, 平成13年5月23日公表), 王子製紙(株)と神崎製紙(株)の合併(平成5年度事例, 平成6年7月27日公表)

9

パルプ・紙・紙加工

品製造業

15 紙製造業152

上級印刷紙全国日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例2, 平成13年5月23日公表)

この表は、企業結合計画について公正取引委員会に事前相談又は届出等を行おうとする会社が、どのような商品又は役務や地域の範囲において、市場シェア等を算定すべきかを判断する際に参考となるよう、これまでに事前相談があった企業結合計画の公表事例で示された「一定の取引分野」を整理したものです。

この表は、予定している企業結合計画に係る「一定の取引分野」又は参考となる「一定の取引分野」を検索する際の便宜を考慮して、日本標準産業分類に即して分類してあります。

「一定の取引分野」の商品又は役務の範囲については、一つの商品又は役務であっても、取引条件の違い等を勘案して大口ユーザー向けと小口ユーザー向けに区分されている場合があります。また、「一定の取引分野」の地理的範囲については、事業活動の実態に即して、一つの商品又は役務について、地理的市場が全国と各ブロックに重層的に区分されている場合や、同じ商品又は役務であっても、事案によって地理的市場が全国とされている場合や各ブロックとされている場合があります(当事会社の取扱商品や営業地域等によって、この表とは異なる一定の取引分野が画定されることもあります。)

2けた分類 3けた分類

1

一定の取引分野の例
製品市場地理的市場
備考

(該当事例)

2けた分類 3けた分類

10

新聞巻取紙全国同上

11

中級印刷紙全国新王子製紙(株)と本州製紙(株)の合併(平成8年度事例1, 平成9年6月16日公表)

12

P P C用紙全国日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例2, 平成13年5月23日公表)

13

微塗工印刷用紙全国同上

14

化学工業17 無機化学工業製品製造業172

過酸化水素全国三菱瓦斯化学(株)と日本パーオキサイド(株)による共同生産会社の設立(平成12年度事例7, 平成13年5月23日公表)

15

有機化学工業製品製造業173

高級アルコール全国三菱化成(株)と三菱油化(株)との合併(平成6年度事例1, 平成7年6月15日公表)

16

フタル酸系可塑剤全国協和発酵工業(株)及び三菱化学(株)による可塑剤事業の統合(平成11

年度事例 8, 平成12年 6 月 2 日公表)

17

アクリロニトリル・スチレン

樹脂 (A S 樹脂)

全国日本合成ゴム(株)及び三菱化学(株)による A B S 樹脂事業の統合 (平成 7 年度事例 3, 平成 8 年度 5 月 30 日公表)

18

アクリロニトリル・エチレン

プロピレンラバー・スチレン

樹脂 (A E S 樹脂)

全国同上

19

アクリロニトリル・ブタジエ

ン・スチレン樹脂 (A B S 樹

脂)

全国同上

20

化学工業17 有機化学工業製品製造業173

アセトン全国

三井石油化学工業(株)と三井東圧化学(株)との合併 (平成 9 年度事例 2, 平成10年 6 月12日公表), 三菱化成(株)と三菱油化(株)との合併 (平成 6 年度事例 1, 平成 7 年 6 月15日公表)

2

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2 けた分類 3 けた分類

21

アニリン (大口取引) 全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合 (平成14年12月16日公表)

22

アニリン (小口取引) 全国同上

23

アルファメチルスチレン (A

M S)

全国三井石油化学工業(株)と三井東圧化学(株)との合併 (平成 9 年度事例 2, 平成10年 6 月12日公表)

24

一般用ポリスチレン及び耐衝

撃性ポリスチレン

全国

旭化成工業(株)及び三菱化学(株)のポリスチレン樹脂事業の統合 (平成10年度事例 2, 平成11年 6 月15日公表), 三井東圧化学(株)及び住友化学工業(株)によるポリスチレン事業の統合 (平成 9 年度事例 3, 平成10年 6 月12日公表)

25

エチレン全国三菱化成(株)と三菱油化(株)との合併 (平成 6 年度事例 1, 平成 7 年 6 月15日公表)

26

エチレンプロピレンゴム (E

P D M)

全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合 (平成14年12月16日公表)

27

塩化ビニル樹脂全国

住友化学工業(株), 日本ゼオン(株)及びサン・アロー化学(株)による塩化ビニル樹脂事業の統合 (平成 6 年度事例 2, 平成 7 年 6 月15日公表)

28

高密度ポリエチレン全国昭和電工(株)及び日本石油化学(株)によるポリオレフィン樹脂事業の統合 (平成 7 年度事例 1, 平成 8 年 5 月30日公表)

29

ジフェニルメタンジイソシア

ネート (M D I)

全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合 (平成14年12月16日公表)

30

ターシャリーブチルアルコー

ル (T B S)

全国三井石油化学工業㈱と三井東圧化学㈱との合併（平成9年度事例2，平成10年6月12日公表）

31

化学工業17 有機化学工業製品製造業173

直鎖状低密度ポリエチレン全国

三井石油化学工業㈱及び住友化学工業㈱による直鎖状低密度ポリエチレンの生産に関する共同出資会社の設立（平成8年度事例2，平成9年6月16日公表）

3

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類3けた分類

32

低密度ポリエチレン全国

三井石油化学工業㈱及び住友化学工業㈱による直鎖状低密度ポリエチレンの生産に関する共同出資会社の設立（平成8年度事例2，平成9年6月16日公表），昭和電工㈱及び日本石油化学㈱によるポリオレフィン樹脂事業の統合（平成7年度事例1，平成8年5月30日公表），三菱化成㈱と三菱油化㈱との合併（平成6年度事例1，平成7年6月15日公表）

33

トルイレンジイソシアネート

（TDI）

全国

三井化学㈱及び住友化学工業㈱の事業統合（平成14年12月16日公表），三井化学㈱及び武田薬品工業㈱の共同出資会社の設立によるウレタン事業等の統合（平成12年度事例9，平成13年5月23日公表）

34

反応染料全国バイエル㈱及び三菱化成ヘキスト㈱の繊維用染料事業の統合（平成7年度事例4，平成8年5月30日公表）

35

汎用エンジニアリング・プラ

スチック

全国三菱瓦斯化学㈱と三菱化成㈱の合併事業計画（平成5年度事例，平成6年7月27日公表）

36

B-B留分全国三菱化成㈱と三菱油化㈱との合併（平成6年度事例1，平成7年6月15日公表）

37

ビスフェノールA 全国三井石油化学工業㈱と三井東圧化学㈱との合併（平成9年度事例2，平成10年6月12日公表）

38

フェノール全国同上

39

プロピレン全国三菱化成㈱と三菱油化㈱との合併（平成6年度事例1，平成7年6月15日公表）

4

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類3けた分類

40

化学工業17 有機化学工業製品製造業173

分散染料全国バイエル㈱及び三菱化成ヘキスト㈱の繊維用染料事業の統合（平成7年度事例4，平成8年5月30日公表）

41

ペーパースト（塩化ビニル樹脂の一種）

全国

住友化学工業㈱，日本ゼオン㈱及びサン・アロー化学㈱による塩化ビニル樹脂事業の統合（平成6年度事例2，平成7年6月15日公表）

42

変性ポリフェニレンエーテル

樹脂（変性PPE樹脂）

全国三井化学㈱及び住友化学工業㈱の事業統合（平成14年12月16日公

表)
43
ベンゼン全国三菱化成(株)と三菱油化(株)との合併(平成6年度事例1,平成7年6月15日公表)

44
ペンタエリスリトール全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合(平成14年12月16日公表)

45
ポリカーボネート全国三菱瓦斯化学(株)と三菱化成(株)の合併事業計画(平成5年度事例,平成6年7月27日公表)

46
ポリプロピレン全国
日本ポリケム(株)及びチッソ(株),三井化学(株)及び住友化学工業(株)のポリプロピレン事業の統合(平成13年度事例5,平成14年5月29日公表),三井石油化学工業(株)と三井東圧化学(株)との合併(平成9年度事例2,平成10年6月12日公表),昭和電工(株)及び日本石油化学(株)によるポリオレフィン樹脂事業の統合(平成7年度事例1,平成8年5月30日公表),三菱化成(株)と三菱油化(株)の合併(平成6年度事例1,平成7年6月15日公表)

47
ポリプロピレングリコール
(P P G)
全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合(平成14年12月16日公表)

48
メタパラクレゾール全国同上

49
メチルメタアクリレート・ブ
タジエン・スチレン樹脂(M
B S樹脂)
全国日本合成ゴム(株)及び三菱化学(株)によるABS樹脂事業の統合(平成7年度事例3,平成8年度5月30日公表)

5
一定の取引分野の例
製品市場地理的市場
備考
(該当事例)
2けた分類3けた分類

50
化学工業17 有機化学工業製品製造業173
レゾルシン全国三井化学(株)及び住友化学工業(株)の事業統合(平成14年12月16日公表)

51
溶解アセチレン
東北地区
(当事会社の
営業地域)
東邦アセチレン(株)による仙台アセチレン(株)の株式取得(平成7年度事例5,平成8年5月30日公表)

52
炭化水素系イオン交換膜全国旭化成工業(株)と(株)トクヤマによる炭化水素系イオン交換膜の共同生産会社の設立(平成6年度事例3,平成7年6月15日公表)

53
石油製品全体全国
エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合(平成11年度事例10,平成12年6月2日公表),日本石油(株)と三菱石油(株)の合併(平成10年度事例7,平成11年6月15日公表)

54
全国

55
各ブロック

56
A重油全国同上

57
全国

58
都道府県

59
全国

60

都道府県

61

原油全国エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合（平成11年度事例10，平成12年6月2日公表）

181 石油製品・石炭製品

製造業

18 石油精製業

同上軽油

ガソリン

同上アスファルト

同上

6

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類3けた分類

62

石油製品・石炭製品

製造業

18 石油精製業181

C重油全国

エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合（平成11年度事例10，平成12年6月2日公表），日本石油㈱と

三菱石油㈱の合併（平成10年度事例7，平成11年6月15日公表），エクソン・グループによるゼネラル石油㈱の株式取得（平成9年度事例4，平成10年6月12日公表）

63

ジェット燃料油全国

エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合（平成11年度事例10，平成12年6月2日公表），日本石油㈱と

三菱石油㈱の合併（平成10年度事例7，平成11年6月15日公表）

64

潤滑油（高級） 全国日本石油㈱と三菱石油㈱の合併（平成10年度事例7，平成11年6月15日公表）

65

潤滑油（並級） 全国同上

66

全国

67

都道府県

68

ナフサ全国同上

灯油

エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合（平成11年度事例10，平成12年6月2日公表），日本石油㈱と

三菱石油㈱の合併（平成10年度事例7，平成11年6月15日公表），エクソン・グループによるゼネラル石油㈱の株式取得（平成9年度事例4，平成10年6月12日公表）

7

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類3けた分類

69

ゴム製品製造業20 タイヤ・チューブ製造業201

タイヤ（全体） 全国

住友ゴム工業㈱及びグッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー・カンパニーによるタイヤ事業に関する合併事業（平成11年度事例3，平成12年6月2日公表）

70

市販用タイヤ全国同上

71

新車用タイヤ全国同上

72

窯業・土石製品製造業

22 セメント・同製品製造業222

全国

73

各ブロック

74

生コンクリート

共同販売を

行っている協

同組合の地区

(販売地域)

又はその一部

生コンクリート製造業者の共同生産会社の設立(平成7年度事例

11,平成8年5月30日公表)(平成6年度事例8,平成7年6月

15日公表)

75

白色系セメント(白色セメン

ト、準白色セメント、高炉セ

メント、高炉スラグ)

全国秩父小野田(株)及び日本セメント(株)による白色セメントの共同生産

会社の設立(平成7年度事例7,平成8年5月30日公表)

76

その他の窯業・土石製品

製造業

229

全国

77

関東,甲信越

地区等

石こうボード

セメント(ポルトランドセメ

ント及び混合セメント)

秩父小野田(株)と日本セメント(株)の合併及び宇部興産(株)と三菱マテ

リアル(株)によるセメント事業の統合(平成10年度事例4,平成11

年6月15日公表),小野田セメント(株)と秩父セメント(株)との合併

(平成6年度事例4,平成7年6月15日公表),住友セメント(株)

と大阪セメント(株)との合併(平成6年度事例5,平成7年6月15

日公表)

チヨダウーテ(株)によるアドラ建材(株),北海道アドラ建材(株)及び三

井東圧西部建材(株)からの石こうボード事業の譲受け(平成10年度

事例9,平成11年6月15日公表)

8

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類3けた分類

78

鉄鋼業23 製鉄業231

配管用鋼管全国日本鋼管(株)及び川崎製鉄(株)の持株会社の設立による事業統合(平

成13年度事例4,平成14年5月29日公表)

79

無方向電磁鋼板全国同上

80

高抗張力鋼全国同上

81

容器用鋼板全国同上

82

ステンレス厚中板全国新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)によるステンレス事業の統合(平

成14年12月26日公表)

83

ステンレス線材全国同上

84

ステンレス熱延鋼帯全国同上

85

ステンレス棒鋼全国同上

86

ステンレス冷延鋼帯全国同上

87

非鉄金属製造業24 非鉄金属第1次製錬・精

製業

241

銅全国日鉱金属(株)と三井金属鉱業(株)の銅精錬関連事業に関する共同出資

会社の設立等（平成12年度事例13，平成13年5月23日公表）

9

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類 3けた分類

88

ケーブル・合成樹脂絶縁電力

電線（建設業・電線販売業向け）

全国

住友電気工業㈱グループ，日立電線㈱グループ及びタツタ電線㈱

による建設業・電線販売業向け合成樹脂絶縁電力電線・ケーブル

等の事業の統合（平成13年度事例12，平成14年5月29日公表）

89

高圧・超高压電力用電線（6

6kV以上）

全国日立電線㈱及び住友電気工業㈱の共同出資会社の設立による電力

用電線事業の統合（平成12年度事例8，平成13年5月23日公表）

90

鋼心アルミより線全国同上

91

中・低圧配電用電線全国同上

92

通信ケーブル（建設業・電線

販売業向け）

全国

住友電気工業㈱グループ，日立電線㈱グループ及びタツタ電線㈱

による建設業・電線販売業向け合成樹脂絶縁電力電線・ケーブル

等の事業の統合（平成13年度事例12，平成14年5月29日公表）

93

20万V未満電力ケーブル（建

設業・電線販売業向け）

全国同上

94

光ファイバーケーブル（建設

業・電線販売業向け）

全国同上

95

光ファイバー複合架空地線全国日立電線㈱及び住友電気工業㈱の共同出資会社の設立による電力

用電線事業の統合（平成12年度事例8，平成13年5月23日公表）

96

金属製品製造業25 金属素形材製品製造業255

アルミニウム圧延品の板類全国古河電気工業㈱及びスカイアルミニウム㈱等によるアルミニウム

圧延事業の統合（平成11年度事例7，平成12年6月2日公表）

97

金属製品製造業25 金属素形材製品製造業255

アルミニウム圧延品の押出類全国古河電気工業㈱及びスカイアルミニウム㈱等によるアルミニウム

圧延事業の統合（平成11年度事例7，平成12年6月2日公表）

10

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類 3けた分類

98

アルミニウム圧延品の押出類

の棒

全国同上

99

アルミニウム圧延品の押出類

の管

全国同上

100

アルミニウム板全国日本軽金属㈱による東洋アルミニウム㈱の株式取得（平成8年度

事例3，平成9年6月16日公表）

101

アルミニウム箔全国同上

102

金属線製品製造業（ねじ類を除く）

257

スチールコード全国N. V. ベカルトS. A. によるブリヂストンメタルファ(株)の役員兼任（平成7年度事例6，平成8年5月30日公表）

103

瞬間式給湯器

首都圏

（当事会社の

営業地域）

リンナイ(株)及び(株)ガスターによるガス給湯器の販売事業の統合

（平成10年度事例3，平成11年6月15日公表）

104

風呂・給湯器

首都圏

（当事会社の

営業地域）

同上

105

電気機械器具製造業27 発電用・送電用・配電

用・産業用電気機械器具

製造業

271

開閉装置（電力会社を主たる

ユーザーとするもの）

全国(株)東芝と三菱電機(株)の電力会社向け系統・変電設備事業の統合

（平成13年度事例7，平成14年5月29日公表）

106

系統制御システム（電力会社

を主たるユーザーとするも

の）

全国同上

107

系統保護システム（電力会社

を主たるユーザーとするも

の）

全国同上

108

電気機械器具製造業27 発電用・送電用・配電

用・産業用電気機械器具

製造業

271

遮断器（電力会社を主たる

ユーザーとするもの）

全国(株)東芝と三菱電機(株)の電力会社向け系統・変電設備事業の統合

（平成13年度事例7，平成14年5月29日公表）

一般機械器具製造業26 268 事務用・サービス用・民

生用機械器具製造業

11

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

（該当事例）

2けた分類 3けた分類

109

大容量電動機全国(株)東芝及び三菱電機(株)による大容量電動機の共同生産会社の設立

（平成11年度事例4，平成12年6月2日公表）

110

大形大容量電動機全国同上

111

中・小形大容量電動機全国同上

112

変圧器（電力会社を主たる

ユーザーとするもの）

全国(株)東芝と三菱電機(株)の電力会社向け系統・変電設備事業の統合

（平成13年度事例7，平成14年5月29日公表）

113

民生用電気機械器具製造

業

272

飲料用自動販売機全国富士電機(株)による三洋電機自販機(株)の株式取得(平成13年度事例9, 平成14年5月29日公表)

114

電子応用装置製造業274

プラズマ・ディスプレイ・パネル

全国富士通(株)及び(株)日立製作所によるプラズマ・ディスプレイ・パネル事業の統合(平成11年度事例1, 平成12年6月2日公表)

115

情報通信機械器具製造業

28 電子計算機・同附属装置製造業

282

2. 5インチ型ハードディスクドライブ

全国

(株)日立製作所によるインターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーションのハードディスクドライブ事業の統合(平成14年9月13日公表)

116

3. 5インチSCSIハードディスクドライブ

全国同上

117

DRAM 全国日本電気(株)及び(株)日立製作所によるDRAM事業に関する共同出資会社の設立(平成11年度事例5, 平成12年6月2日公表)

118

輸送用機械器具製造業

30 自動車・同附属品製造業301

軽乗用車全国トヨタ自動車(株)によるダイハツ工業(株)の株式取得(平成10年度事例1, 平成11年6月15日公表)

12

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類 3けた分類

119

小型乗用車全国同上

120

小型乗用車・軽乗用車全国同上

121

小型トラック全国同上

122

乗用車全国ルノー社による日産自動車(株)の株式取得(平成11年度事例9, 平成12年6月2日公表)

123

バス全国日野自動車(株)及びいすゞ自動車(株)のバスの製造事業の統合(平成14年6月21日公表)

124

船舶製造・修理業, 船用機関製造業

303

商船建造全国日立造船(株)と日本鋼管(株)の造船事業の統合(平成13年度事例11, 平成14年5月29日公表)

125

商船修理全国同上

126

水上艦建造全国同上

127

水上艦修理全国同上

128

潜水艦建造全国同上

129

輸送用機械器具製造業

30 船舶製造・修理業, 船用機関製造業

303
 潜水艦修理全国日立造船(株)と日本鋼管(株)の造船事業の統合 (平成13年度事例11,
 平成14年5月29日公表)

13
 一定の取引分野の例
 製品市場地理的市場
 備考
 (該当事例)
 2けた分類 3けた分類

130
 その他の製造業32 他に分類されない製造業329
 シリコンウエハー全国住友金属工業(株)及び三菱マテリアル(株)によるシリコンウエハー事
 業の統合 (平成13年度事例1, 平成14年5月29日公表)

131
 フェルト (大手・中堅製紙
 メーカー向け)
 全国日本フェルト(株), 市川毛織(株)及び日本フィルコン(株)の事業統合
 (平成14年12月27日公表)

132
 フェルト(中小製紙メーカー向
 け)
 全国同上

133
 ベルト全国同上

134
 ワイヤー全国同上

135
 沸騰水型原子炉用燃料全国
 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー, (株)日立製作所及び(株)東
 芝による原子燃料事業の統合 (平成11年度事例6, 平成12年6月
 2日公表)

136
 通信業37
 国際通信全国第二電電(株), ケイティディ(株)及び日本移動通信(株)の合併 (平成12
 年度事例10, 平成13年5月23日公表)

137
 長距離通信全国同上

138
 移動電気通信業373
 移動体通信
 関東・信越
 等9事業免
 許の地区
 同上

139
 通信業37 電気通信に附帯するサー
 ビス業

374
 衛星による国内専用サービス全国NTTコミュニケーションズ(株)による日本サテライトシステムズ
 (株)の株式取得 (平成12年度事例6, 平成13年5月23日公表)

140
 水運業45 外航海運業451
 不定期外航輸送・石炭全国大阪商船三井船舶(株)とナビックスライン(株)の合併 (平成10年度事
 例6, 平成11年6月15日公表)

固定電気通信業372

14
 一定の取引分野の例
 製品市場地理的市場
 備考
 (該当事例)
 2けた分類 3けた分類

141
 不定期外航輸送・チップ全国同上

142
 不定期外航輸送・鉄鉱石全国同上

143
 不定期外航輸送・原油全国同上

144
 航空運輸業46 航空運送業461
 伊丹空港発着の航空旅客運送

事業
全国日本航空㈱及び㈱日本エアシステムの持株会社の設立による事業
統合（平成13年度事例10，平成14年5月29日公表）
145
国内各路線全国同上
146
国内航空旅客運送事業全国同上
147
羽田空港発着の航空旅客運送
事業
全国同上
15
一定の取引分野の例
製品市場地理的市場
備考
（該当事例）
2けた分類3けた分類
148
その他の卸売業54 医薬品・化粧品等卸売業542
全国
149
各ブロック
150
都道府県
151
全国
152
各ブロック
153
都道府県
154
全国
155
各ブロック
156
都道府県
157
各ブロック
158
都道府県
医療用医薬品
一般用医薬品
試薬同上
同上
㈱三星堂，クラヤ薬品㈱及び東京医薬品㈱の合併（平成11年度事
例11，平成12年6月2日公表）
動物用医薬品林薬品㈱とオーク薬品㈱との合併（平成9年度事例5，平成10年
6月12日公表）
16
一定の取引分野の例
製品市場地理的市場
備考
（該当事例）
2けた分類3けた分類
159
全国
160
市
（区，郡）
161
LPガス卸売
広島呉地区
（広島市，呉
市，東広島市
及び廿日市市
以南）
（当事会社の
営業地域）
広島ガスプロパン㈱ほか4社による共同出資会社の設立（平成8
年度事例4，平成9年6月16日公表）

162

L P ガス充填

広島呉地区

(広島市, 呉

市, 東広島市

及び廿日市市

以南)

(当事会社の

営業地域)

同上

163

銀行業61 銀行 (中央銀行を除く) 612

外国為替 (インターバンク取

引)

全国

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例1, 平成13年5月23日公

表) (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例4, 平成13年5月23日公

表), (株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社

の設立による事業統合 (平成12年度事例5, 平成13年5月23日公

表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等 (平成12年度事例11,

平成13年5月23日公表), (株)三菱銀行と(株)東京銀行との合併 (平

成7年度事例8, 平成8年5月30日公表)

164

外国為替 (対顧客取引) 全国同上

大型総合量販店(株)ダイエー, (株)忠実屋, (株)ユニードダイエー及び(株)ダイナハの合

併 (平成5年度事例, 平成6年7月27日)

551 百貨店, 総合スーパー55 各種商品小売業

ガス業341 ガス業34

17

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類3けた分類

165

銀行業61 銀行 (中央銀行を除く) 612

全国

167

都道府県内

の地域

168

株式売買全国

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例1, 平成13年5月23日公

表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例4, 平成13年5月23日公

表), (株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持

株会社の設立による事業統合 (平成12年度事例5, 平成13年5月

23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等 (平成12年度事

例11, 平成13年5月23日公表)

169

株式引受全国同上

170

債券売買全国同上

166

都道府県

(株)大和銀行, (株)近畿大阪銀行及び(株)奈良銀行並びに(株)あさひ銀行

による経営統合 (平成13年度事例3, 平成14年5月29日公表),

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例1, 平成13年5月23日公

表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設

立による事業統合 (平成12年度事例4, 平成13年5月23日公

表), (株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持

株会社の設立による事業統合 (平成12年度事例5, 平成13年5月

23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等 (平成12年度事

例11, 平成13年5月23日公表), 三井信託銀行(株)と中央信託銀行

(株)の合併 (平成11年度事例12, 平成12年6月2日公表), (株)三菱

銀行と(株)東京銀行との合併 (平成7年度事例8, 平成8年5月30

日公表)

(株)広島総合銀行及び(株)せとうち銀行の持株会社の設立による事業統合(平成13年度事例13,平成14年5月29日公表), (株)親和銀行及び(株)九州銀行の持株会社の設立による経営統合(平成13年度事例14,平成14年5月29日公表), (株)北洋銀行及び(株)札幌銀行の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例3,平成13年5月23日公表), (株)北洋銀行による(株)北海道拓殖銀行の営業譲受け(平成10年度事例8,平成11年6月15日公表)

貸出

18

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類 3けた分類

171

銀行業61 銀行(中央銀行を除く) 612

債券引受全国

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例1,平成13年5月23日公表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例4,平成13年5月23日公表), (株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例5,平成13年5月23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等(平成12年度事例11,平成13年5月23日公表)

172

証券代行全国三井信託銀行(株)と中央信託銀行(株)の合併(平成11年度事例12,平成12年6月2日公表)

173

信託全国

(株)大和銀行, (株)近畿大阪銀行及び(株)奈良銀行並びに(株)あさひ銀行による経営統合(平成13年度事例3,平成14年5月29日公表), (株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例1,平成13年5月23日公表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例4,平成13年5月23日公表), (株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例5,平成13年5月23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等(平成12年度事例11,平成13年5月23日公表), 三井信託銀行(株)と中央信託銀行(株)の合併(平成11年度事例12,平成12年6月2日公表)

174

金銭債権信託全国

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例1,平成13年5月23日公表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例4,平成13年5月23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等(平成12年度事例11,平成13年5月23日公表)

175

財形信託全国

(株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例5,平成13年5月23日公表), (株)三和銀行, (株)東海銀行, 東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例4,平成13年5月23日公表), (株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等(平成12年度事例11,平成13年5月23日公表)

176

年金信託全国

(株)東京三菱銀行, 三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例5,平成13年5月23日公表)

177

不動産信託全国

(株)第一勧業銀行, (株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合(平成12年度事例1,平成13年5月23日公表)

19

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類 3けた分類

178

銀行業61 銀行（中央銀行を除く） 612

有価証券信託全国

(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合（平成12年度事例1，平成13年5月23日公表）

179

全国

181

都道府県内

の地域

182

貸金業，投資業等非

預金信用機関

64 その他の貸金業，投資業

等非預金信用機関

649

インターバンク市場（短期金

融市場）

全国日本短資(株)，山根短資(株)及び名古屋短資(株)の合併（平成12年度事例12，平成13年5月23日公表）

183

オープン市場（短期金融市

場）

全国同上

184

証券業，商品先物取

引業

65 証券業651

株式ブローカー・セリング

鳥取県

（当事会社の

営業地域）

大山証券(株)と日の丸証券(株)との合併（平成9年度事例8，平成10年6月12日公表）

(株)大和銀行、(株)近畿大阪銀行及び(株)奈良銀行並びに(株)あさひ銀行による経営統合（平成13年度事例3，平成14年5月29日公表），

(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合（平成12年度事例1，平成13年5月23日公表），

(株)三和銀行、(株)東海銀行、東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合（平成12年度事例4，平成13年5月23日公表），

(株)東京三菱銀行、三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合（平成12年度事例5，平成13年5月23日公表），

(株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等（平成12年度事例11，平成13年5月23日公表），

三井信託銀行(株)と中央信託銀行(株)の合併（平成11年度事例12，平成12年6月2日公表），

(株)三菱銀行と(株)東京銀行との合併（平成7年度事例8，平成8年5月30日公表）

(株)広島総合銀行及び(株)せとうち銀行の持株会社の設立による事業統合（平成13年度事例13，平成14年5月29日公表），

(株)親和銀行及び(株)九州銀行の持株会社の設立による経営統合（平成13年度事例14，平成14年5月29日公表），

(株)北洋銀行及び(株)札幌銀行の持株会社の設立による事業統合（平成12年度事例3，平成13年5月23日公表），

(株)北洋銀行による(株)北海道拓殖銀行の営業譲受け（平成10年度事例8，平成11年6月15日公表）

預金

180

都道府県

20

一定の取引分野の例

製品市場地理的市場

備考

(該当事例)

2けた分類 3けた分類

185

証券業，商品先物取

引業
65 証券業651
公社債ブローカー・セリング
鳥取県
（当事会社の
営業地域）
大山証券㈱と日の丸証券㈱との合併（平成9年度事例8，平成10
年6月12日公表）
186
投資信託ブローカー・セリン
グ
鳥取県
（当事会社の
営業地域）
同上
187
保険業（保険媒介代
理業，保険サービ
ス業を含む）
67 損害保険業672
損害保険（全体） 全国
三井海上火災保険㈱と住友海上火災保険㈱の合併（平成13年度事
例2，平成14年5月29日公表），東京海上火災保険㈱及び日動火
災海上保険㈱の経営統合（平成13年度事例6，平成14年5月29日
公表），安田火災海上保険㈱及び日産火災海上保険㈱の合併（平
成13年度事例8，平成14年5月29日公表）
188
海上・運送保険全国同上
189
火災保険全国同上
190
自動車賠償責任保険全国同上
191
自動車保険全国同上
192
傷害保険全国同上
193
賠償責任保険全国同上
21

企業結合計画に関する事前相談への対応について

平成14年12月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、合併等の企業結合計画については、独占禁止法に基づく事前届出制を採っており、同法に定められた手続に従い、企業結合審査を行ってきているところである。

他方、当委員会は、当事会社から具体的な企業結合計画に関する事前相談があった場合には、独占禁止法第4章の規定に照らして問題があるか否かについて審査を行い、当該審査結果について当事会社に回答しているところであるが、近年、事前相談に対する当委員会の審査について一層の迅速化及び透明性の向上が求められてきている。

このため、当委員会は、事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、企業結合計画に関する事前相談に対する対応について見直しを行い、事前相談に対する対応方針を別添のとおり定め、公表することとした。

なお、当事会社は、独占禁止法第4章の規定に基づく届出等が義務付けられているだけであり、事前相談は、あくまでも当事会社の任意の判断により行われるものであることから、事前相談を行わないことが当該企業結合計画に対する当委員会の最終的な判断に影響を与えるものではないことは当然である。

当委員会は、この対応方針を、本日以降に受け付ける事前相談から適用するが、現在既に行われている事前相談に対しても、できる限り本対応方針に沿って対応していくこととする。

○ 対応方針のポイント

- ① 企業結合計画の具体的な内容を示す資料が提出された日から、原則として30日以内に、当事会社に対し、独占禁止法上問題がない旨又は詳細審査が必要な旨（審査対象となる品目・役務及び調査のポイント等を含む。）を通知する。
- ② その後、詳細審査に必要な資料がすべて提出された日から、原則として90日以内に、審査結果についてその理由も含め、回答を行う。

また、当委員会の審査結果の透明性を一層高めるため、当委員会が詳細審査を行った事前相談に対する回答は文書で行うとともに、回答の記述内容及び公表内容を拡充する。

企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針

1 趣旨

公正取引委員会は、合併等の企業結合計画については、独占禁止法に基づく事前届出制を採っており、同法に定められた手続に従い企業結合審査を行っているところである。

他方、当委員会は、当事会社（企業結合を計画している者をいい、独占禁止法第13条に規定する役員又は従業員及び同法第14条に規定する会社以外の者を含む。以下同じ。）から、具体的な企業結合計画に関し、法定の届出等を行う前に、当該計画が独占禁止法第4章の規定に照らして問題があるか否かについての相談（以下「事前相談」という。）があった場合には、その審査結果につき回答しているところ、近年、事前相談に対する当委員会の審査について一層の迅速化及び透明性の向上が求められてきている。

このため、当委員会は、事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を下記のとおり定めることとした。

2 申出の要件

事前相談の申出は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に受け付けるものとする（事前相談の受付窓口は、別紙のとおりである。）。

- (1) 相談の対象となる企業結合計画を実施しようとする当事会社からの申出であること。
- (2) 将来自ら行うことを予定している企業結合に係る具体的な計画内容を示すこと。
- (3) 詳細審査を行った場合、事前相談に係る事実及びこれへの回答内容について公表することに同意していること。

なお、当事会社は、事前相談の申出の時点で企業結合計画について公表していない事案（以下「非公表事案」という。）であっても、事前相談を申し出ることが可能である。しかしながら、当委員会が、詳細審査が必要であると判断した場合には、当委員会による取引先等に対するヒアリング調査等が必要となるため、その段階で当事会社が当該非公表事案を自ら公表することに同意しない場合には、事前相談の対象とはしない。

3 事前相談の開始

(1) 当委員会は、事前相談があった場合には、当該企業結合計画の具体的な内容を示す資料が提出された日から下記「4」の書面審査を開始するものとする。

なお、当事会社は、事前相談を円滑に開始するため、事前相談の開始前に、独占禁止法の概要、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（以下「企業結合ガイドライン」という。）、事前相談手続、企業結合計画の具体的な内容を示す資料の内容等について、当委員会に照会することができる（照会先は、事前相談の受付窓口。）。

(2) 「企業結合計画の具体的な内容を示す資料」を例示すると、以下のとおりである。

- 当事会社の概要を示すもの（会社名、事業内容）
- 企業結合計画の具体的な内容（結合目的、結合方法、結合対象事業の範囲、日程、当事会社による結合計画の公表資料）
- 対象の品目・役務とその概要を示すもの（商品の特性、競合品、代替品の存在、流通経路、取引形態）
- 当事会社の市場における地位（各当事会社の市場シェア、競争事業者の市場シェア）
- 結合対象品目・役務について、企業結合ガイドラインに記載のある具体的判断要素のうち、当事会社からみて、競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考えられる要素及びその根拠となる資料（例：「輸入」の場合、輸入量・輸入量の増加傾向・国内価格が海外価格と連動していることを示す資料等）
- 以上のほか、当事会社において、提供すべきと考える資料

(注) 市場シェアは、当事会社が、競争関係にある取引の場として適当と考える市場について示せば足りる。ただし、どのような資料に基づいて算出したものであるかの根拠を示すこと。また、当事会社が議決権保有比率10%を超えて出資する会社及び当事会社の議決権保有比率10%を超えて出資する会社がある場合には、そのシェアを合算したものとすること。

上記の資料中、入手困難なものがある場合には、その旨を示せば、企業結合の概要についての資料が提出されたものとして取り扱うこととする。

4 書面審査

(1) 当委員会は、企業結合計画の具体的な内容を示す資料が提出された日から、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。

(2) 詳細審査が必要な旨を通知する場合には、その対象となる商品・役務や地理的範囲を特定した上で、具体的な独占禁止法上の論点を説明し、詳細審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請する。

また、当委員会は、詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する場合には、当委員会において当該企業結合計画について詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。

なお、当該企業結合計画につき意見がある者は、何人も、当委員会が詳細審査を行う旨の公表を行った後、30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。

5 詳細審査

当委員会は、詳細審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後、詳細審査を開始し、上記「4」で要請した具体的な資料の提出が完了した日から、原則として90日以内に、独占禁止法第4章の規定に照らして問題があるか否かについて審査を行い、審査結果につきその理由も含め文書で回答するとともに、公表するものとする。

6 通知・回答期限の例外

上記「4」又は「5」に規定した通知・回答期限は、例えば、次のような場合には適用されない。

- (1) 資料提出後、当初相談のあった企業結合計画に変更がある場合
- (2) 当事会社から、通知・回答期限を別の期日とするよう申出があった場合

7 公表期日

事前相談の内容及び上記「5」の回答内容を公表する期日は、当事会社に事業者の秘密にわたる部分があるか否かを検討する機会を付与する観点から、上記「5」の回答後1週間以内とする。

8 事前相談の中止

例えば、次のような場合には、事前相談に関する審査を中止するものとする。

- (1) 当事会社に求めた資料の提出が行われなかった場合
- (2) 事前相談中に、当該企業結合計画に関して独占禁止法第4章の規定に基づく届出等がなされた場合
- (3) 当事会社から事前相談の取下げの申出があった場合
- (4) 非公表事案について、当委員会が、詳細審査が必要である旨を通知した段階において、当事会社による当該事案の公表が行われない場合

9 法定手続との関係

上記「4」又は「5」の回答において、独占禁止法上問題がない旨の回答をした後、法定の届出等において、事前相談の対象とされた企業結合計画と同一内容の届出等が行われた場合には、法定の措置を採ることはないものとする。ただし、届出等の内容が、事前相談の対象とされた企業結合計画と異なる場合や下記「10」に該当するような場合には、この限りでない。

10 回答の撤回

事前相談の際に提出された資料及び説明が事実と異なるものであることが判明した場合には、事前相談に対する回答を撤回する。